

第4部 基本計画

第1章 自然と共生する住みやすい里づくり

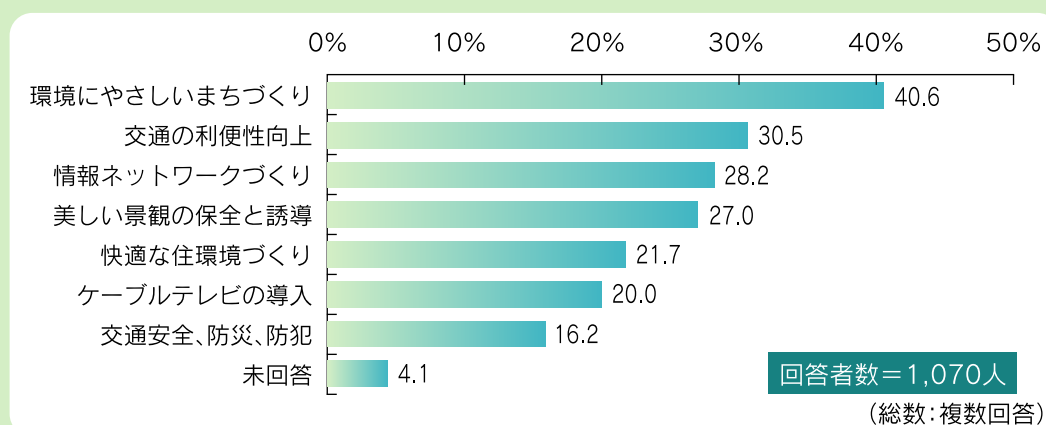
1-1 自然との共生

(1) 現況と課題

- ・近年、世界規模で環境問題への取り組みが進められています。本市においても、名水や広大な草原及び温泉をはじめとした豊かな自然環境の保全と活用は今後の重要な課題の一つです。
- ・本市の河川には、エノハやワカサギ、ホタル等が生息し、必要に応じた改修の実施と水質維持、潤いのある親水空間の創出が求められます。また、これまで度重なる水害を被った地域においては、ダムの建設による治水を推進し、ダムを活かしたまちづくりを進める必要があります。
- ・さらに、採草、放牧、野焼きといった人と牛との営みが形成してきた「二次的自然」である草原の維持や、美しい景観を形成する要素となっている山なみや田園風景、点在する巨木などの保全も重要です。
- ・一方では、循環型社会*の構築を目指して、環境負荷*の少ない廃棄物処理が求められており、広域的・専門的な処理を行っています。今後ますます省資源化、ごみの減量化、リサイクルの推進を図る必要があります。生ごみ減量化のためのコンポスター*設置促進や生ゴミ処理機の普及促進、産業廃棄物の適正処理などが求められます。
- ・不法投棄や家庭での焼却によるダイオキシン*発生の問題の解決など市民一人ひとりの意識の向上も不可欠であり、様々な環境問題に対する啓発や環境学習にも力を注ぐ必要があります。

「自然環境の保全や生活環境の整備及び交通体系の整備」をすすめるために重点的に取り組むべき事業としては、「自然環境の保全やゴミの減量・再資源等の環境にやさしいまちづくり」の回答者が約4割。

▼ 重点施策意向（環境・基盤）



※循環型社会：廃棄物等の発生を抑制して、廃棄物等のうち有用な物を循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

※環境負荷：人が環境に与える負担のこと。単独での悪影響はないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

※コンポスター：暮らしの中で出る生ゴミ、畑や庭で出た枯れ葉等を土壌菌によって発酵・分解して減量することで、豊かな堆肥にするもの。

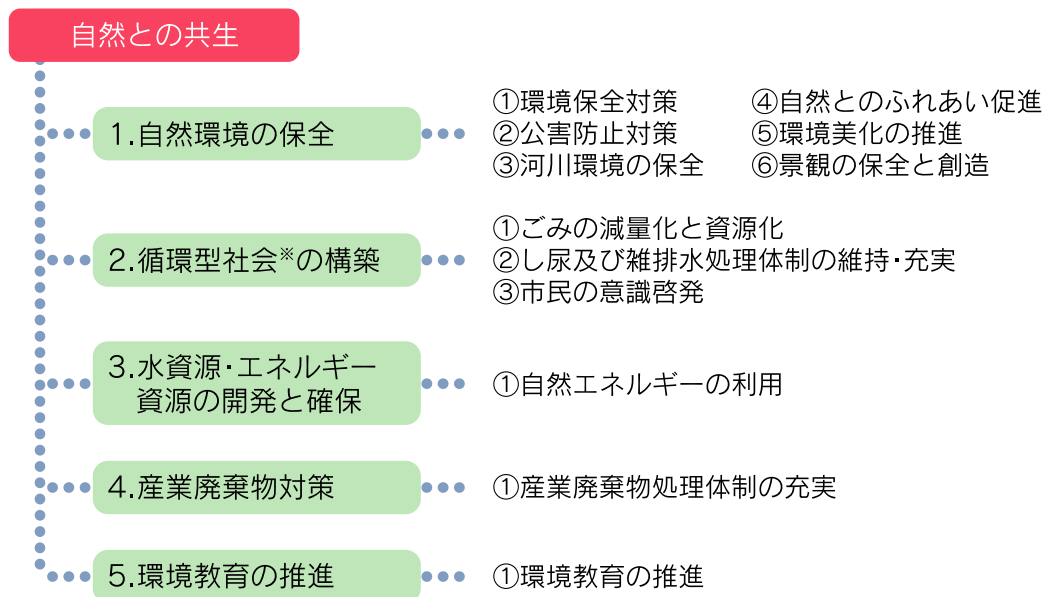
※ダイオキシン：ポリ塩化ベンゾパラジオキシンの略称。その毒性は、急性毒性・発ガン性など広範囲にわたり影響があると報告されている。

(2) 基本方針

循環型社会*の構築を目指して、地域や地球の自然環境を保全し、ごみの減量化や再利用、資源化に取り組み環境にやさしいまちづくりを進めます。

※循環型社会：廃棄物等の発生を抑制して、廃棄物等のうち有用な物を循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 自然環境の保全

①環境保全対策

- ・ 長期的な展望のもと、環境の保全に関する総合的な施策を実施するために計画的な環境行政の指針となる環境基本計画を策定します。
- ・ 一般廃棄物処理計画やごみ分別収集計画、生活排水処理計画など既存の環境関連計画の実行に努めるとともに、必要に応じて随時見直しを図ります。また、地球温暖化対策推進法*を受けて、温暖化防止対策実行計画の策定を検討します。
- ・ 市役所が率先して、国際規格ISO14001*の精神に基づいた環境方針を定め、経済的、技術的に可能な範囲内での達成に取り組み、各々に独自の方法で環境負荷*の低減を図ります。また、観光産業や他産業との連携を図り、環境にふさわしいルールづくりを検討します。
- ・ 国土利用計画や各種規制に基づき、乱開発の防止や計画的な土地利用の促進に努め、自然環境の保全を図ります。
- ・ 市民、事業者、行政が連携し、温室効果ガス*の排出抑制の取り組みを進めます。
- ・ 市全体が一体となって環境保全活動を推進するために、環境にやさしい商品の採用や再生製品の利用など、市民、事業者、行政の総合調整による環境保全の効果的な事業推進を図ります。

②公害防止対策

- ・ 市民一人ひとりの意識向上により、身近な環境から改善するために市民啓発の推進や監視体制の充実を図り、台所排水及び近隣騒音等への公害防止意識の高揚に努めます。
- ・ 水、大気、土壌などの汚染や騒音・振動・悪臭などの監視や事業者との公害防止協定*の締結に努めるとともに、ダイオキシン*や環境ホルモン*、アスベスト*など、比較的新しい環境問題に対して情報の収集と早期対策・未然防止に努めます。
- ・ 被害者救済体制をより充実させ、市民から寄せられた公害苦情については、的確・迅速に処理し、問題の早期解決に努めます。

③河川環境の保全

- ・ 生活排水の適切な浄化、農薬・肥料の適正使用、ごみの不法投棄防止などを促進し、河川や用排水路の水質保全に努めます。そして、健全な水循環系の確保により生物の多様性に富んだ美しい河川環境の保全・創造を図ります。
- ・ 河川の護岸工事や防砂対策を進めます。
- ・ 大野川や芹川などの河川は貴重な自然空間として、潤いや安らぎを与えてくれます。河川周辺の環境保全や水量の維持、さらに河川が有している生物の多様な生息・生育環境の保全や復元に向けた多自然型川づくり*を進めます。



水生生物調査

④自然とのふれあい促進

- ・ 学校教育・社会教育の場を通して、市民が自然にふれあいその大切さを再認識する機会づくりを促進します。
- ・ 関係機関との連携のもと、自然学習リーダーの育成に努めます。
- ・ 市内各所での親水空間の整備など、良好な自然空間の創造に努め、自然に親しむ活動の促進を図ります。
- ・ 市民参画のもとに希少な動植物の生息調査を進めます。

⑤環境美化の推進

- ・子どもを対象とした環境美化教育、市民や事業者への啓発により、ごみのポイ捨てをなくします。
- ・地域住民の市内清掃活動への参加を促進し、既存のボランティア団体等による美化活動の支援を継続します。また、環境美化活動の拠点整備を検討します。
- ・ごみの不法投棄に対する調査活動、監視活動の強化を図ります。

⑥景観の保全と創造

- ・農地や森林、高原の保全に努めるとともに、転作田での花畑づくり、中山間地域直接支払い制度*の活用などにより荒廃を防止します。
- ・大規模な建築や開発にあたっては、自然や街なみと調和した色彩やデザインの採用など、景観誘導のための適正な指導、助言に努めます。
- ・屋外広告物の適正な配置を促進するため、屋外広告物法*や大分県屋外広告物条例*に基づく屋外広告物の規制について、本市での適用を検討します。
- ・コンクリート斜面などについて、緑化などによる被覆に努めるとともに道路、公園、公共空地などへ植栽を進め修景を推進します。
- ・計画的な景観行政の推進にむけ、景観形成計画やガイドライン、条例・要綱等の制定を検討します。
- ・市民と協力しながら、名木や古木、史跡、民家、神社、寺など、歴史的景観を保全し、次世代への伝承を図ります。
- ・国・県・市指定の天然記念物の保護に努め、市内各所の貴重な自然景観を維持する施策を進めます。
- ・里山の保全と観光振興を目的に始められた竹楽は、今や本市の秋の一大イベントとして定着しています。今後とも多くの市民の皆さんが参加できるような事業の展開を目指します。



竹楽用竹伐採作業

2.循環型社会※の構築

①ごみの減量化と資源化

- ・市民、事業者、行政それぞれの責任のもと、ごみの発生の抑制、減量化、再資源化に努めます。
- ・家庭におけるごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を基本とし、これに「不要なモノは断る（リフューズ）」を加えた4Rによって、ごみ減量運動に取り組みます。その一環として、家庭用生ごみ処理機の導入促進や資源化リサイクルバザーなどにより再利用の促進を図ります。
- ・市民に対するごみの減量やリサイクルに関する啓発に努めるとともに、容器包装リサイクル法※、家電リサイクル法※に基づく収集・処理体制の充実を図ります。
- ・市内全域において、可燃ごみの収集回数を週1回から週2回に増加することでサービスの向上、衛生面の向上を目指します。
- ・観光ごみの投棄防止のために、ごみ箱の設置管理をはじめ、常識ある行動を促すようPR運動を展開します。



竹田ゴミフ大会

②し尿及び雑排水処理体制の維持・充実

- ・公共下水道整備を補完する事業として、農業集落排水※、合併処理浄化槽※などの普及を図ることにより、衛生的なし尿処理を行っていきます。
- ・保健所など関連機関と連携をとりながら、浄化槽の無届設置を防止し、浄化槽の設置や汚泥の処理、清掃などの適正化を図り、その機能が十分に発揮されるよう、市民、業者に対して適正な維持管理を促していきます。

③市民の意識啓発

- ・身近な環境問題に関して、必要な情報を的確に提供できる体制を確立し、市民や事業者のそれぞれの役割に応じた理解と知識を深めることでごみの不法投棄や分別されないままのごみ出しなどを撲滅します。
- ・環境月間、河川愛護行事、自然観察会等の行事を通じた啓発活動を実施し

ます。

- ・地球環境問題への理解などを深めるために省資源・省エネルギーや、負荷の多い大量生産・大量消費・大量廃棄の生産・生活様式の見直しについて啓発を図ります。

3.水資源・エネルギー資源の開発と確保

①自然エネルギーの利用

- ・本市の豊かな森林資源を活かした森林バイオマスエネルギー*などの新エネルギーや、太陽エネルギーや風力、地熱エネルギーなどの自然エネルギーの効果的な活用について検討します。

4.産業廃棄物対策

①産業廃棄物処理体制の充実

- ・産業廃棄物については、事業者責任による適正処理の徹底と処理体制の充実をはかり、広く公害防止対策を考えて、環境汚染の防止の意識を高めます。
- ・不法投棄防止を図るため、関係機関と連携しながら監視指導に努めます。
- ・畜産農家に対する糞尿の衛生処理を指導し、排水溜や排水路の整備を進めます。また、畜舎の近代化も推進します。
- ・堆肥センターの有効活用や、リサイクル運動推進を図ります。
- ・農業用廃プラスチック適正処理推進協議会による農業用廃ビニール、廃プラスチック等の適正処理を促進します。

5.環境教育の推進

①環境教育の推進

- ・小学生を対象に実施している「久住高原エコロジーキャンプ」の継続を図るなど、既存のプログラムに加えて小中学校における環境教育の拡充を推進し、子どもの頃からの環境意識の醸成に努めます。
- ・市内外のリサイクル施設、環境関連企業の見学会や環境問題についての勉強会、リサイクル啓発イベントの実施など、市民生活や事業活動において環境への配慮を重視する教育・啓発活動を進めます。
- ・各種団体や各地域において、自然保護について学ぶ機会の提供に努めます。



老野湧水



エコロジーキャンプ

- ※地球温暖化対策推進法：1998年10月2日の参議院本会議で可決、10月9日に公布された。地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、第一歩として国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。
- ※ISO14001：国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14001は「環境マネジメントシステム」であり、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のこと。
- ※環境負荷：人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。
- ※温室効果ガス：1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガス。
- ※公害防止協定：企業と地方公共団体または住民との間で結ばれた、公害を防止するための協定。公害防止のため、使用燃料や煤煙の排出量などを取り決めるなど、企業の義務を定めている。
- ※ダイオキシン：ポリ塩化ベンゾパラジオキシンの略称。その毒性は、急性毒性・発ガン性など広範囲にわたり影響があると報告されている。
- ※環境ホルモン：環境中に放出された化学物質が体の中に入り、我々がもつホルモンと同じような働きをしたり、ホルモンの働きをじゃましたりするもの。
- ※アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。熱や電気を通しにくい性質から、防火・保温などの材料または絶縁体として様々な用途に使われていた。アスベストによる健康被害が社会問題化している。
- ※多自然型川づくり：河川本来の姿である多様な生物の生息環境としての場を保全・創出し、合わせて地域景観を創出していくという理念と具体的方法のこと。
- ※中山間地域直接支払い制度：中山間地域の多面的機能を将来にわたって適切に維持するため、急傾斜農地などの耕作放棄されやすい農地について、集落全体で維持・管理していく協定をつくり、この協定に従って取り組んだときに、集落に交付金が支払われ、集落に支払われた交付金は、共同で行う農業生産活動や農地の耕作者への支払いに使用されるという制度。
- ※屋外広告物法：良好な景観を形成又は風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を提出する物件の設置・維持、並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とした法律。
- ※大分県屋外広告物条例：屋外広告物法に基づいて策定された条例で、屋外広告物の表示地域、場所、物件等について規制している。
- ※循環型社会：廃棄物等の発生を抑制して、廃棄物等のうち有用な物を循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
- ※容器包装リサイクル法：容器包装廃棄物の減量とリサイクルの推進を目的に、1995年に制定された法律。消費者は容器包装ごみを分別排出し、市町村が分別収集の責任を負い、事業者は再商品化の義務を負う。
- ※家電リサイクル法：排出者は適切な排出（小売業者への引渡し）と費用の負担、小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は小売業者などからの引取りとリサイクルを義務づけている。
- ※農業集落排水：公共下水道の計画区域外で、集落単位で排水を行うもの。
- ※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に対していう。
- ※森林バイオマスエネルギー：新たな地域産業の創出や循環型社会の構築に向け、間伐材や竹林等の未利用森林資源をエネルギーとして利用するもの。

1-2 生活基盤整備

(1) 現況と課題

- ・本市では、農村部を中心として昔ながらの居住形態が保たれている一方で、若年層を中心としたU・I・Jターン※による新たな居住希望者からの住宅に関する問合せも増加しています。現居住者の転出を抑えつつ新しい需要層の開拓を支援するために、高齢者、障がいのある人が住みやすい住宅づくりや新旧の居住者が互いに助け合うことのできるコミュニティの形成など多様化する居住環境にかかわるニーズへの対応が求められています。
- ・定住対策及び空き家対策については、竹田市空き家情報システムをつくり定住希望者と住宅提供者に対する情報提供を行っています。今後は、本市の魅力と併せて広く情報発信することが必要です。
- ・市営住宅は、建て替えや改修を計画的に実施するとともに、適正な管理運営を行っていく必要があります。
- ・本市内では、上水道の普及は一部地域にとどまっており、主に簡易水道の事業が進められその普及率は上昇しています。しかし、地域別にみるとその他の飲料水供給施設や井戸水及び自然湧水による自家給水等の小規模の施設も多いため、安定供給体制を維持するための未普及地域の解消や各施設の老朽化への対応も課題となっています。
- ・本市では、公共下水道は整備されていません。そのため、生活雑排水の農業用水路や河川への流入による汚染を防ぐために、農業集落排水※への加入促進や合併処理浄化槽※の普及にあたっています。既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽※への設置替えや構造変更が努力義務となっているため、単独処理浄化槽設置世帯への適切な指導が求められます。
- ・本市には、国立公園、国定公園、県立自然公園の指定を受けている地域があり、雄大な自然環境を背景に各地域に公園、遊歩道、散策道などが整備されています。今後とも、市民や観光客の憩いの場としての公園などの整備を行っていく必要があります。

(2) 基本方針

定住促進に向け、歴史的環境や自然環境との調和に配慮した安全で快適な居住環境の整備を進めます。

また、良好な生活環境の整備として、水道、下水道整備を推進するとともに、公園・緑地の計画的な整備・充実を図ります。

※Uターン：都市等に就学、就職していた人がふるさとに就職すること。

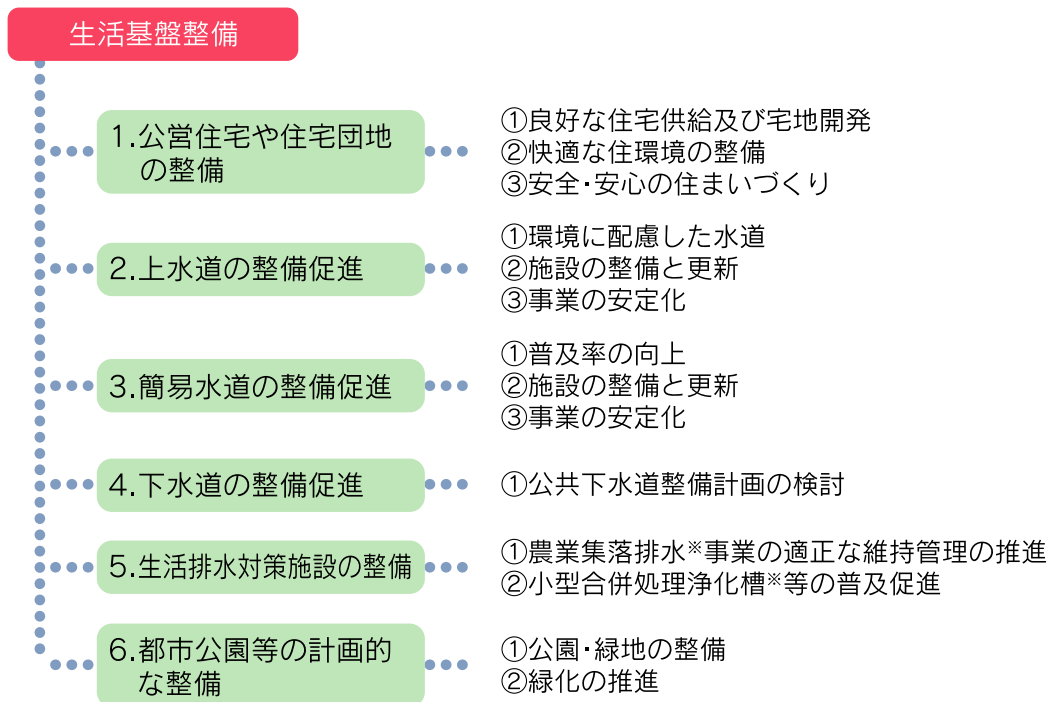
※Iターン：都市等出身者が地方圏に就職、転職すること。

※Jターン：都市等に就学、就職していた人がふるさとの近くの都市に就職すること。

※農業集落排水：公共下水道の計画区域外で、集落単位で排水を行うもの。

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に対していう。

(3) 施策の体系

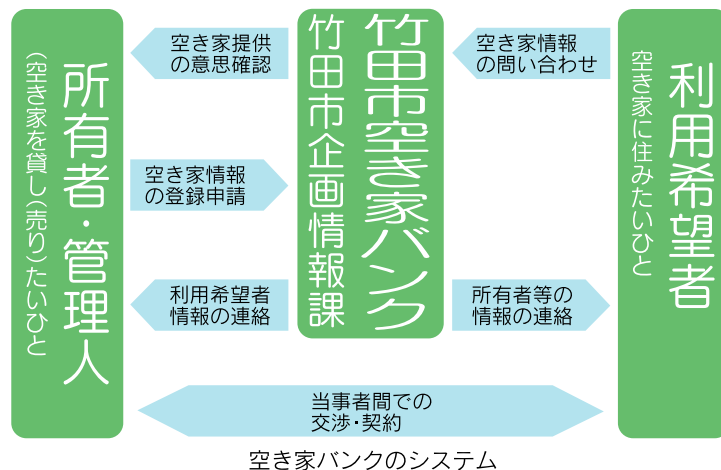


(4) 主要施策の概要

1. 公営住宅や住宅団地の整備

① 良好な住宅供給及び宅地開発

- ・ 住宅、宅地の質的向上を図り、既存の公営住宅の適切な維持・管理に努めます。老朽化住宅については、計画的な建て替えと管理のためのプログラムづくりを行います。
- ・ 国・県等の融資制度を活用しながら、土地開発公社や民間事業者による良好な宅地の分譲や住宅の賃貸を促進します。
- ・ 民間事業者と連携を図りながら、空き家情報システムを充実させ、本市への転入希望者が増加するよう環境づくりに努めます。



- ・若年やU・I・Jターン※者の住宅需要に対し、ニーズに応じた設備・住宅形式等の導入を推進しつつ、バランスのとれた公営住宅の供給に努めます。特に、若年世帯のニーズに応じたグレードの高い1戸建住宅を民間の賃貸住宅との整合性を考慮しながら建設するなど、定住の促進に努めます。
- ・団塊の世代やこれに続く世代が定年退職時代を迎えるにあたり、退職を契機に本市への転入を考えてもらえるように全国に向け本市のPRに努めます。



市営住宅(集合住宅)



市営住宅(1戸建住宅)

②快適な住環境の整備

- ・自然と調和した良好な住宅地を形成するため、地元材を利用した木のぬくもりのある住宅づくりの推進や良好なオープンスペース※の確保など、本市らしい住環境のあり方を検討します。
- ・田園風景や高原、清らかな水などの良好なイメージを守りつつ、新たな住宅環境の確保に向けたニーズに応えられるよう、秩序ある土地利用を推進します。
- ・既存の自治会活動などをはじめとして、地区の住民による集落環境維持を行ってきた伝統を継続できるよう良好なコミュニティの形成に努めます。

③安全・安心の住まいづくり

- ・住宅の防災対策の促進、生活道路や公園の整備、下水道施設の設置促進など、安全で快適な居住環境の整備を促進します。
- ・ブロック塀の生け垣化や住宅・事業所等の耐震診断・耐震改修など、災害に強い住宅づくりに努めます。
- ・観光業、保健・医療・福祉施設などの立地施設との連携を検討し、需要に合った住まいづくりを推進します。特に、福祉施策と連携を図りながら、高齢者や障がいのある人が生活しやすいよう、ユニバーサルデザイン※を導入した居住空間、生活空間全般の整備を進めます。

2.上水道の整備促進

①環境に配慮した水道

- ・自然の恩恵の上に成り立つ水道事業者として環境にやさしい水道を目指します。
- ・広報を通じて、水資源の大切さ、節水意識の啓発に努めます。

②施設の整備と更新

- ・施設の計画的な更新、効率的な維持管理に努め、清浄な水の給水を図ります。
- ・非常時の供給ルートの確保を図り、豊富な水の安定供給に努めます。

③事業の安定化

- ・給水人口の減少傾向から収入の伸び悩みが懸念される中、拡張事業や老朽化施設の更新など今後も大きな事業が予想されることから、一層の企業努力を払い、経営の効率的な運営と適正な事業投資に努めます。

3.簡易水道の整備促進**①普及率の向上**

- ・飲料水供給施設等の整備を計画的に行い、水道の未普及地域の解消に努めます。
- ・広報を通じて、水資源の大切さ、節水意識の啓発に努めます。

②施設の整備と更新

- ・老朽化した施設の計画的な整備・更新を図ります。
- ・施設の点検整備を行い、安全性の確保に努めます。
- ・水道水の安定的な供給を確保するため、中央監視システムの導入を検討します。

③事業の安定化

- ・料金体系の統一化を図り、適正な料金収入の確保に努めます。
- ・企業会計の原則に準じて、経営の安定化に努めます。

4.下水道の整備促進**①公共下水道整備計画の検討**

- ・公共下水道整備基本構想に基づき、広報紙の発行や説明会開催等合意形成に努めるとともに、事業の実施方法や時期などの整備計画について検討します。

5.生活排水対策施設の整備**①農業集落排水※事業の適正な維持管理の推進**

- ・処理場や污水管の適切な維持・管理を図るとともに汚泥の適正な処理に努めます。
- ・既存供用地域での普及を図ります。
- ・使用料の適正化や、台帳等の情報化、施設管理の効率化・高度化などにより、農業集落排水※事業会計の安定化に努めます。

②小型合併処理浄化槽※等の普及促進

- ・ 公共下水道等の集合処理計画地域を除く地域においては合併処理浄化槽※の整備を促進し、河川等の水質保全を図ります。
- ・ 単独処理浄化槽設置世帯への適切な指導に努めます。
- ・ 県などと連携しながら、事業者に対して浄化槽の適切な点検・保守を徹底します。

6.都市公園等の計画的な整備**①公園・緑地の整備**

- ・ 総合運動公園については、各種大会の開催や周辺施設との連携など、利用促進に向けた積極的な施策を展開します。
- ・ 各地域の拠点となる総合公園の整備及び維持管理を促進します。
- ・ 都市景観の向上に資する広場や公園さらにはダム・湖水等の周辺に憩いの場となるような公園の整備を進めます。
- ・ 自然環境を活かした遊歩道や散策道の整備を進めます。
- ・ 身近な公園として、児童公園を中心に地区公園やポケットパーク※の設置を図り、市民の憩いの広場整備を促進します。

②緑化の推進

- ・ 市民ボランティアによる公園敷地内の植樹や除草作業等への参加によって、緑化意識の向上、自然環境、歴史的文化保全に対する意識の啓発に努めます。
- ・ 快適な住環境と都市景観づくりを目指し、美観の向上にむけた地域住民団体の自主的な活動を推進します。



「YOU花」の会員の手による花壇

※農業集落排水：公共下水道の計画区域外で、集落単位で排水を行うもの。

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独浄化槽に対していう。

※Uターン：都市等に就学、就職していた人がふるさとに就職すること。

※Iターン：都市等出身者が地方圏に就職、転職すること。

※Jターン：都市等に就学、就職していた人がふるさとの近くの都市に就職すること。

※オープンスペース：空地、空間の意味で、一般的には都市にある公園緑地、道路など、永久的な構造物で覆われていない土地などをさす。

※ユニバーサルデザイン：全ての人のためのデザイン（構想、計画、設計）。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

※ポケットパーク：中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

1-3 道路・交通網整備

(1) 現況と課題

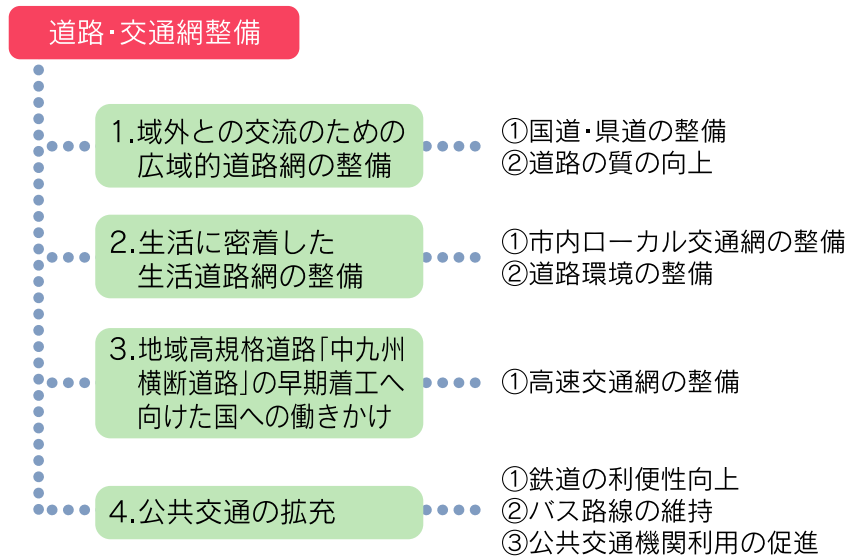
- ・本市では、国道57号、国道442号、国道502号を幹線道路としてこれらを中心に県道が整備されています。市役所付近を中心として放射状の道路網が形成されており、それを補完する形で市道が整備されています。
- ・これまで、県道高森竹田線バイパス整備とそれに伴う市街地内のアクセス整備、国道442号及び県道庄内久住線等の国・県道の新設、改良、舗装の促進、市道の改良工事、舗装補修等の整備を進めてきました。また、阿蘇くじゅう公園線が平成17年度に完成するなど未改良区間の工事が着々と進められています。ただし、庄内久住線、白丹竹田線等の残された未改良区間については、今後一層の整備促進を図る必要があります。また地形的な条件から、本市ではトンネルや等高線に沿って大きく迂回する形状の道路、幅員が狭小な道路が多く存在しています。
- ・市内の均衡かつ長期的な発展を支援するために、今後、市内の各地域を結ぶ道路ネットワークとして市内幹線道路、地区内の生活道路等の計画的な整備を進めることが必要と言えます。
- ・また近年は高速交通体系の整備が全国的な課題となっており、本市においても地域高規格道路「中九州横断道路」の早期着工へ向けて、積極的に国に対し要請していく必要があります。さらに、広域幹線道路とそのアクセス道路の整備によって本市の産業や生活水準の向上に資することも求められます。
- ・一方で、歩車道の分離による安全確保、高齢者、障がいのある人及び子どもに配慮した道路づくり、道路緑化や花いっぱい運動等による景観の整備、災害に強い道づくりなど、道路環境の質的な向上も課題です。
- ・本市の鉄道は、大分市と熊本市を結ぶJR豊肥本線のみですが、観光協会やツーリズム協会さらにはJRとの連携を図り、観光客の誘致などの仕掛けが必要です。

(2) 基本方針

交流人口の拡大を図るための広域道路網の形成を推進します。また市内の均衡ある発展のために市内道路ネットワークの充実と誰もが利用しやすい生活道路の整備を行います。

公共交通については、現状を見極めながら、地域交通の確保に努めます。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 域外との交流のための広域的道路網の整備

① 国道・県道の整備

- ・ 国道については、国道57号の歩道設置や社会的弱者に配慮したバリアフリー※化、国道442号の拡幅を推進します。
- ・ 県道については、庄内久住線長湯バイパスとそのアクセス道路、竹田玉来線、竹田直入線をはじめとした道路整備を促進します。
- ・ 幹線道路の整備を推進することで大分市をはじめ周辺都市への時間短縮と安全な走行性の確保により、広域的な経済圏の条件充実を図ります。



長湯バイパス(県道庄内久住線)

②道路の質の向上

- ・道路の整備にあたり、安全で快適な歩行空間の創出や地域の個性を活かした道づくり、道路緑化の推進など、道路の質の向上に努めます。

2.生活に密着した生活道路網の整備

①市内ローカル交通網の整備

- ・市道については、地域住民の日常生活に不可欠な生活関連施設であり、経済活動を支える基本的な社会基盤施設であることから、維持補修を含めた効率的な整備促進により各種地域振興施策の実現、地域の生活環境の向上を図っていきます。
- ・高速交通体系につながる地域高規格道路「中九州横断道路」の開通を視野に入れながら一般国道や県道等と一体となって広域ネットワークを形成し、地方における交流と連携を促進する機能を果たしていくために整備促進を図ります。
- ・広域農道や林道との連結道の新設、改良を推進します。



市道宮原米賀線改良事業

②道路環境の整備

- ・中心市街地においては、それぞれ実施されている街なみ整備事業と連動した良好な沿道景観を創出します。
- ・老朽化した、舗装の改修に努めます。
- ・歩いて楽しいまちづくりを進めるために、バリアフリー*の歩行空間の整備や事故多発箇所の対策、防犯灯・街路灯等の設置、学校統廃合に伴う安全通学路の整備などを進めていきます。
- ・道路環境を常に良好な状態で保つため、道路パトロールの強化や除雪など適切な維持管理に努めます。
- ・通過車両や観光客の増大に対応して、わかりやすいサインによる誘導を図ります。
- ・道路法面の緑化、沿道への花の植栽、各地域にふさわしい色彩・デザイン

等の採用など、道路景観の整備を進めます。

- ・危険箇所の改良、防護柵の設置などにより、災害に強い道づくりに努めます。

3.地域高規格道路「中九州横断道路」の早期着工へ向けた国への働きかけ

①高速交通網の整備

- ・高速交通体系の整備は、地域の産業振興や住民生活の利便性向上に多大な効果が期待されています。大分県と熊本県を結ぶ地域高規格道路「中九州横断道路」の早期整備に向けて、関係市町村や経済団体等と連携を図りながら、国等の関係機関に強く要請していきます。
- ・地域高規格道路「中九州横断道路」の整備を目指しながら、市内の既存道路との連携や竹田市へ人やモノを呼び込むための施策を検討します。



中九州横断道路予想ルート

国土交通省九州整備局佐伯河川国道事務所発行

「環境影響評価準備書の概要[一般国道57号(中九州横断道路)大野竹田道路]」から引用

4.公共交通の拡充

①鉄道の利便性向上

- ・JRに対して、スピードアップや快適性、安全性の向上、旅客輸送頻度の検討、旅客事業の促進を要望するとともに、公民一体となって駅舎、駅前広場などの充実に取り組みます。

②バス路線の維持

- ・バスについては、民間事業者からいくつか赤字路線の廃止案が出されています。特に通学や通院にバスを利用しているマイカーを持たない学生や高齢者にとって重要な交通機関であることからコミュニティバス※の運行やその他の代替方策などを早急に検討します。

③公共交通機関利用の促進

- ・近隣市町村や民間バス・タクシー会社と連携しながら、市内各地区から中心市街地などへ、高齢者や学生などが移動できる新たな公共交通手段の運行にむけ、研究を進めます。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除くこと。階段に代わるスロープをつけるなど。

※コミュニティバス：路線バスと乗り合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗り合いバスの総称。

1-4 情報基盤整備

(1) 現況と課題

- ・高度情報化が急速に進展する中で、全ての市民が等しくICT※社会の恩恵を受けるためには、その基盤となるブロードバンド※サービスの普及が求められています。
- ・特に、国が進めるu-Japan構想※（いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークに繋がる）が本市において実現するためブロードバンド※基盤の構築は不可欠です。
- ・携帯電話は、日常生活において必要不可欠な情報端末となりつつありますが、本市では携帯電話の通話不能地域が多く存在していることから、通話エリアの拡大が求められています。
- ・テレビ放送については、2011年7月に現行のアナログ放送※が停止し、替わって地上デジタルテレビ放送※が開始されることになっており、デジタル放送※が受信できる環境整備が求められています。
- ・急速なICT※化の進展に伴い、市民に対する行政サービスのあり方を再考し、電子申請の普及による市民の利便性を高めるとともに、行政への満足度の向上などが求められています。
- ・市民がICT※の利便性を日常生活において享受できるようにするため、パソコン研修会の開催等を通じて市民のICT※活用能力の向上に努めます。
- ・ICT※社会の進展により利便性は向上する一方で、個人情報の保護に対する関心が高まっており、安全・安心の確保に向けた取組が必要です。

(2) 基本方針

ブロードバンド※サービス提供地域や携帯電話の通話エリアの拡大を目指します。また、地上デジタル放送※へ対応するために地域ケーブルテレビ※網の整備を促進します。

各種申請や届出などが行える電子自治体の構築を進めるとともに、市民のICT※活用能力の向上に努めます。

ICT※の進展に伴う情報セキュリティ※対策や個人情報保護の徹底に努めます。

※ICT：(Information and Communication Technology) 情報通信技術。情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT (Information Technology：情報技術) の方が普及しているが、国際的にはICTの方が通りがよい。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

※ブロードバンド：DSL（デジタル加入者回線）やCATV（ケーブル・テレビ）、無線（携帯電話等）などを利用した、大量のデジタルデータ伝送が可能な高速・大容量通信。

※u-Japan構想：ユビキタスネットワークが実現された社会のことで、世代や障がいの有無を問わず、いつでも、どこでも、誰もが情報通信ネットワークを利用して社会に参加できる、ユニバーサルな社会のこと。

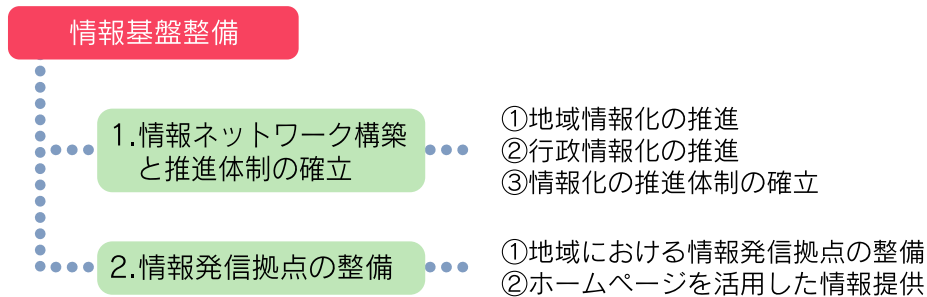
※アナログ放送：情報の信号を符号化しないで記録する。

※デジタル放送：デジタル方式を用いる放送（テレビやラジオ）の総称。アナログ放送に比べ、チャンネル数が飛躍的に増える、視聴者・聴取者がリアルタイムで番組に参加できるなど双方向化が容易・高画質・高音質放送・文字放送や放送中の番組情報などデータ放送も充実するなどの特徴をもつ。

※ケーブルテレビ：アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられる。

※情報セキュリティ：企業・組織における情報資産全般の機密性、完全性、可用性を確認すること。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 情報ネットワーク構築と推進体制の確立

① 地域情報化の推進

- ・ 光ファイバーケーブル※、ケーブルテレビ※など、高速大容量情報通信基盤の整備を促進します。
- ・ 事業所等の情報化促進やインターネット※の活用による地域の情報発信など、情報通信を市民生活と地域産業、特に農村部での農産物に関する情報や新規就農者への情報提供に活用し、地域活性化を図るための調査・研究を進めます。
- ・ 小中学校での情報教育の充実を図るとともに、交流拠点施設でのパソコンの設置や、生涯学習でのパソコン教室の開設など、住民の情報学習の機会の充実に努めます。
- ・ 地上デジタル放送※等高度情報化への柔軟な対応を図り、テレビの難視聴地域の解消と次世代通信・放送への対応に努めます。
- ・ 携帯電話の通信エリアの拡大に努めます。



久住小学校と市立図書館と県立図書館を
結ぶテレビ会議

②行政情報化の推進

- ・ 豊の国ハイパーネットワーク※に接続する光ファイバーによる高速大容量の幹線ネットワークを活用し、情報通信ネットワークの整備を促進します。
- ・ 情報通信手段としてインターネット※の整備拡充を図るとともに、多種多様な情報ニーズに対応する市民生活に密着した情報を提供できるよう情報通信基盤整備を推進します。
- ・ 高速ネットワークによる市内LAN※の基盤整備を行うとともに、統計情報など各種行政情報のデータベース※化を行い、地域経済などに役立つ情報を効率的に提供できる体制を整備するとともに、関係機関の情報のデータベース※化を呼びかけ、相互の事務効率化に向けた取り組みを行います。
- ・ 情報公開における迅速化を図るため、文書管理システムの整備、地図情報システム総合型GIS※の充実を進めます。
- ・ 住民のインターネット※の普及、活用に伴い、電子申請による受付事務及び施設利用申請の整備に努めます。



③情報化の推進体制の確立

- ・ 情報化社会の進展に対し、市民のニーズを把握しながら計画的に情報化を進めます。そのために、情報化についての調査・研究体制を整備するとともに、市の情報化推進計画の策定を検討します。
- ・ 情報化推進に向けて、国・県や民間の連携を促進するとともに行政内の情報機器の充実を図り知識・技術の習得に努めます。また、地域の情報化を先導する人材の育成を図ります。
- ・ 地域情報・観光情報を整理し、的確な情報ソースとして市内外に向けて提供できる体制の確立と情報拠点のネットワーク化を図ります。
- ・ 子どもから高齢者まで誰もが容易に情報を入手できる情報通信システム等の調査・研究を進めるとともに、選択できる多様な情報媒体を確保する

など、情報の提供、活用面での情報バリアフリー※に努めます。

- ・関係機関と連携し、プライバシーの保護や情報犯罪の防止に努め、個人情報保護の必要性の啓発活動や適正な運用を進めます。

2.情報発信拠点の整備

①地域における情報発信拠点の整備

- ・本市の様々な情報を有効かつタイムリーに発信していくために、拠点施設の整備や活用を推進し、情報発信体制の充実を図ります。

②ホームページを活用した情報提供

- ・竹田市公式ホームページを活用し、行政情報の提供や民間情報(イベント開催など情報の一部)の外部への発信を進めます。

※光ファイバーケーブル：光を送るための極めて細かい線上のガラス。超高速の通信環境を可能にする。
※ケーブルテレビ：アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられる。有線テレビ。
※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。
※デジタル放送：デジタル方式を用いる放送（テレビやラジオ）の総称。アナログ放送に比べ、チャンネル数が飛躍的に増える、視聴者・聴取者がリアルタイムで番組に参加できるなど双方向化が容易、高画質・高音質放送、文字放送や放送中の番組情報などデータ放送も充実するなどの特徴をもつ。
※豊の国ハイパーネットワーク：大分県で策定された県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶネットワーク。平成12年度に県南ルートの整備に着手、順次各ルートの整備を進め、平成15年4月に全線の運用を開始している。
※LAN：（local area network）主として同一組織内で用いられる情報通信ネットワークのこと。
※データベース：系統的に整理・管理された情報の集まり。特にコンピューターで、さまざまな情報検索に高速に対応できるように大量のデータを統一的に管理したファイル。また、そのファイルを管理するシステム。
※地図情報システム総合型GIS：道路や建物などのデータに、その名称や所有者などの付属する情報をまとめて、デジタルデータとして管理するシステムのこと。
※情報バリアフリー：高齢者や身体等にハンディ・キャップがある人が、情報通信分野において一般人と同様に情報通信を利活用できるようにすること。

1-5 土地利用

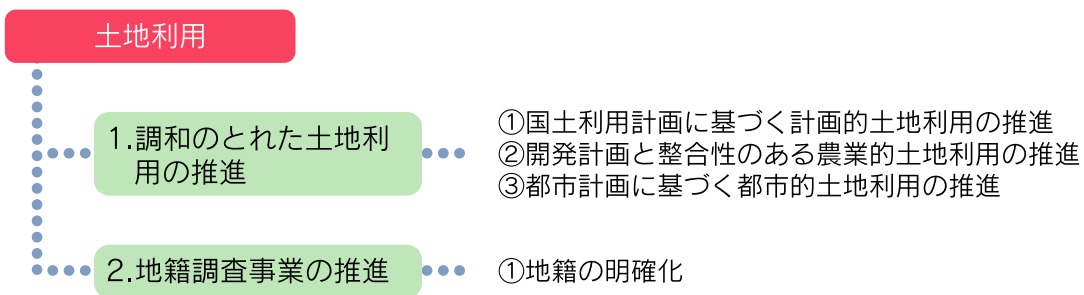
(1) 現況と課題

- ・本市は、周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾連山に囲まれ、くじゅう連山の南麓には緑豊かで雄大な高原が広がり、山岳地帯においては溪谷の多い複雑な地形を有しています。市の西側には大規模な農業地帯が形成され、西から東に流れる河川沿いを中心に平地が点在しており、この平地部に市街地が形成されています。
- ・合併により、市域が広がったことで計画的な土地利用の推進は重要度を増したと言えます。
- ・今後は、国土利用計画法をはじめとする個別法の規制と誘導を通じて、長期的な展望と社会経済情勢の変化に即応した土地利用を図り、災害に強い、文化や自然に調和した美しくゆとりのある市域を形成していくことが重要です。また、将来の高速交通網や社会基盤の整備等を十分考慮したうえで、農業振興地域の見直しや都市計画マスタープランの作成等を併せて行う必要があります。

(2) 基本方針

土地は人々の生活の重要な基礎となるものです。長期的な展望に立ち、適切な規制と誘導に向けた用途地域等の見直しを行いながら、地域の特性に応じた適正な土地利用を図り、市域全体の均衡ある発展を目指します。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1.調和のとれた土地利用の推進

①国土利用計画に基づく計画的土地利用の推進

- ・国土利用計画の基本理念をもとに、自然環境の保全、歴史的文化的資源の保護等に創意し、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進し、豊かで快適な生活環境の創造と均衡ある発展に努めます。

②開発計画と整合性のある農業的土地利用の推進

- ・現状と将来を踏まえた農業振興地域整備計画の見直しを図るとともに、都市的利用と農地利用との調和を図り、適正な土地利用の誘導に努めます。

③都市計画に基づく都市的土地利用の推進

- ・地域高規格道路「中九州横断道路」の開通を視野に入れた都市計画の見直しを行うとともに、都市計画マスタープランを策定します。さらに、景観に配慮した都市づくりを地域住民と一体となって推進します。

2.地籍調査事業の推進

①地籍の明確化

- ・昭和26年に国土調査法が制定され、本市においては、昭和46年に直入地域が着手して以来、全地域で地籍調査を実施しています。平成17年度末での調査進度は、要調査面積411km²（市全体面積477km²から国有林等を除外したもの）のうち172km²が調査完了し、その進捗率は41.8%です。
- ・地籍調査は、公共事業の進捗及び土地取引の円滑化・災害復旧期間の短縮・境界に関するトラブルの防止などの効果が挙げられますが、本市の現状として過疎・高齢化の進行により土地の境界が不明確となっており、個人財産の保全と安心を確保するうえで地籍の明確化を図る必要があります。なお、当面は平成12年度を初年度とする第5次10か年計画の達成に向けて推進していきます。

1-6 市街地整備

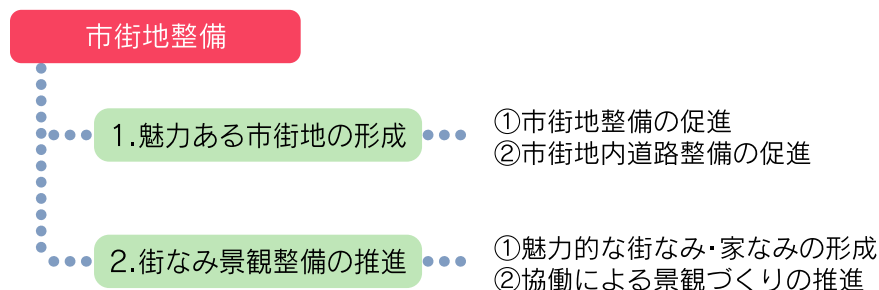
(1) 現況と課題

- ・本市の市街地は、本庁及び各総合支所周辺に形成されています。本市の中核をなす竹田地域の市街地は、中心市街地としての商業ゾーンと、街なみや文化財などで形成する歴史景観ゾーンとしての機能を併せ持っています。萩地域ではＪＲ豊肥本線豊後萩駅を中心に小さな商店街を形成しており、久住地域も中心商店街を有しています。また、直入地域では長湯温泉を中心とした地区に市街地が形成されています。
- ・いずれの市街地においても、バイパス道路の開通や近隣への郊外型大型店の進出による商店街の衰退や若年層の市外流出などが深刻な問題となっています。
- ・今後は、観光産業との連携や市内の市街地相互の連携推進など、計画的な中心市街地の再生整備を主体的な市民参加のもとに公民協働で進めていく必要があります。

(2) 基本方針

竹田らしく個性的で魅力のある市街地整備を目指して、豊かな自然環境や歴史的背景との調和を図り景観に配慮しつつ各地域の市街地整備を推進します。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 魅力ある市街地の形成

①市街地整備の促進

- ・歴史的街なみや温泉街及び商店街など、各地域の個性を生かした市街地の魅力向上を目指し整備を推進します。
- ・中心市街地と近接した観光拠点では、市街地への人の流れをつくることで商業と観光の一体的な発展を図るために導線形成の整備を促進します。
- ・散歩道やポケットパーク※、名水都市にふさわしい水路や市街地導水路の整備を実施し、市民や観光客が歩きやすく楽しめる市街地づくりに努めます。

②市街地内道路整備の促進

- ・市街地内では、幹線道路の歩道整備により歩車分離の体系を確保し、交通安全性の向上を図ります。
- ・市街地の道路整備では、道路としての機能だけでなく、街なみ景観整備などの商業・観光振興策と一体的な推進を図るとともに、子どもから高齢者まで全ての住民が集い、憩い、安心して歩き、楽しむことができる安全で快適な沿道環境整備を目指します。



カラー舗装された市街地の道路

2.街なみ景観整備の促進

①魅力的な街なみ・家なみの形成

- ・空き家や空き店舗、遊休建物の発生防止に努めるとともにその有効利活用を検討します。そのために空き情報の積極的な収集と発信に努めます。
- ・高齢化の進行に対応し、道路段差の解消、障害者用トイレの整備など、だれにでもやさしいユニバーサルデザイン※のまちづくりを促進します。
- ・緑化、花いっぱい運動、建築・看板デザインの誘導などにより、個性的な、美しい街なみ・家なみ景観の形成に努めます。



街なみ景観整備事業

②協働による景観づくりの推進

- ・ 地域固有の歴史的・文化的な景観づくりについては、地域や個人の理解と協力を得ながら、街なみ環境整備事業等の各種ソフト・ハード事業の一体的な取り組みを行い、公民協働により地域の魅力向上を目指します。

※ポケットパーク：中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

※ユニバーサルデザイン：全ての人のためのデザイン（構想、計画、設計）。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

1-7 消防・救急・防災対策

(1) 現況と課題

- ・本市では昭和57年7月、平成2年7月及び平成5年9月そして平成17年9月に水害・土砂災害による大惨事を経験しています。市内には山間地を中心に急峻な傾斜地や地すべり地帯をかかえているため、今後とも風水害等の被害の発生が予想されます。さらには、平成7年にはくじゅう山系の硫黄山が257年ぶりに噴火し火山ガス、土石流など新たな災害の発生が懸念されています。
- ・これまでも、防災意識の高揚を図るとともに、河川改修やダム事業等の治水対策、水防組織の強化、防災パトロールの充実等を最重要課題として取り組んできました。本市の消防・救急業務は、竹田市消防本部が行っており、加えて各地域の消防団が地域での消防活動、火災予防活動などを行っています。しかしながら、近年、団員の高齢化や補充の困難などの問題が生じています。今後は、消防団の再編や消防機動力の充実と職員、団員の確保並びに教育研修や訓練の充実強化によって、多様化する災害への対応が求められます。
- ・また、風水害や震災などの災害と火山噴火による災害に備えて、災害救助体制の確立に努めていくとともに、災害発生時の緊急広報体制の確立、自主防災組織の育成強化及び意識の高揚等も重要です。

(2) 基本方針

地震や水害などの自然災害をはじめ、あらゆる災害や交通事故などから市民の安全を確保できるよう、危機管理体制を強化します。そのため、市民生活の安全・安心に寄与できる消防業務の遂行、高度で専門的かつ迅速な救急救助業務の推進、地域防災体制や防災設備の整備を推進します。

(3) 施策の体系

消防・救急・防災対策

1. 消防力の強化

- ①消防署組織・設備の充実
- ②消防団組織・設備の充実
- ③消防施設の整備

2. 救急救助業務の推進

- ①高度な救急救助業務の推進
- ②応急手当の普及啓発活動の推進

3. 防災対策の強化

- ①地域防災体制の充実
- ②地域防災組織の充実
- ③防災設備の整備
- ④災害備蓄品の充実

4. 防災行政システムの強化

- ①防災行政システムの強化
- ②防災行政無線の活用

5. ダム事業の推進

- ①洪水調整ダムの建設

(4) 主要施策の概要

1. 消防力の強化

① 消防署組織・設備の充実

- ・ 常備消防体制については、広域的に連携を図って充実に努めます。
- ・ 消防設備については、計画的な消防資機材の拡充に努めます。

② 消防団組織・設備の充実

- ・ 消防団の組織改編を検討し、地域の実情に合った消防団の組織化を推進します。
- ・ 団員に対して教育訓練の積極的な参加を促し、資質向上を図るとともに団員の確保に努めていきます。
- ・ 非常備消防において、消防団員の確保や資質の向上に努めるとともに、常備消防と一体となった組織体制を強化します。



消防特別点検

③ 消防施設の整備

- ・ 防火水槽の設置と消火栓の整備及び小型ポンプ付積載車等機械・設備の更新を行い、消防機器の充実を図ります。
- ・ 消防水利については、農業用水の有効利用を図ります。

2. 救急救助業務の推進

① 高度な救急救助業務の推進

- ・ 突発的に発生する地震災害などに備え、救助資機材の充実や救助隊員の育成に努めます。
- ・ 救急業務体制の整備として、救急活動に従事する職員の資質の向上を図るため、医師会などとの協力体制のもと救急救命士の育成を推進します。
- ・ 救急車の高規格資機材の更新を進め、迅速かつ高度な救急業務による救命率の向上に努めます。

②応急手当の普及啓発活動の推進

- ・初期の応急処置が救命率を左右するため、「普通救命講習※」を開催し、市民に対して応急手当の知識や技術を浸透させるよう普及啓発に努めます。

3.防災対策の強化**①地域防災体制の充実**

- ・防災計画の見直しとともに、防災関係機関、情報機関、医療機関などとの連携を強化し、災害時に対応した総合的な地域防災体制の確立を図ります。
- ・旅館街や山林原野の防火体制を強化し、定期的に防災パトロールを実施します。

②地域防災組織の充実

- ・地区毎に自主防災組織を設置し、防災思想の普及に努めるとともに災害に強いまちづくりを推進します。
- ・地域における的確な情報伝達及び避難体制の整備を進めます。
- ・高齢者、身体に障がいのある人などの災害弱者が、家庭や住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう予防指導の実施、地域コミュニティの醸成などに努めます。
- ・火災、水害、地震など多様な災害に際して非常事態を乗り切ることができるよう、緊急時における行動について啓発を行うとともに、防災意識の高揚を図ります。

③防災設備の整備

- ・緊急時の輸送ルートとして機能できるよう、道路の拡幅、避難経路の確保を推進します。
- ・避難場所及び防災空間の確保に努めます。
- ・観光客への対応として、防火を呼びかける看板や吸い殻入れの設置などにより防災施策を進めます。
- ・急傾斜地については、崩壊防止対策を推進します。また、河川や傾斜地における土石流などの防止対策を促進しつつ定期的なパトロールを実施し、災害発生を未然に防止します。

④災害備蓄品の充実

- ・避難生活者の食糧などの災害時用備蓄物資、防災装備品の整備に努めます。

4.防災行政システムの強化

①防災行政システムの強化

- ・ 防災行政無線、個別受信機の更新を図り、市役所を基点として各地域に迅速かつ効率的に情報を伝達する体制を強化します。
- ・ 高齢者、身体に障がいのある方などのニーズにも対応できる情報伝達システムの調査・研究を行います。
- ・ 市民の誰でもが安心して生活できるように、火災、自然災害、交通事故などの危険から市民の安全を確保できる危機管理体制を強化します。また、消防、医療機関との連携強化を図るとともに、地域での連絡、助け合いシステムの構築に向けた取り組みを推進します。



祖母山合同山岳救助訓練

②防災行政無線の活用

- ・ 防災行政無線を活用した的確でわかりやすい緊急情報の提供に努めます。
- ・ 高度情報化時代に対応したシステムの整備に努めます。
- ・ 老朽化した施設の更新、デジタル化への対応、システムの統一化に向けての検討を行います。
- ・ 屋外で作業などを行っている市民に対する緊急情報の提供のため、屋外放送塔の整備を検討します。

5. ダム事業の推進

① 洪水調整ダムの建設

- ・ 稲葉ダム、玉来ダムの建設を促進し、洪水の防止と下流域の既得取水の安定化や河川環境の保全を図ります。



建設中の稲葉ダム

※普通救命講習：救急救命士及び救急隊員が講師となり、市民等に対して実施する普及講習をいう。講習内容は、心肺蘇生法、止血法、体位管理、応急手当の重要性など。

1-8 防犯・交通安全対策

(1) 現況と課題

- ・ 運転免許保有者及び自動車保有率の長期的な増加傾向により、日常生活における自動車への依存度は高まる一方です。また、広域道路網の整備により交通量が增大するとともに、本市には年間400万人を超える観光客が訪れその多くが自動車を利用しています。そのため、交通事故件数も増加しています。また本市の道路は山間部を中心にカーブも多くまた冬季の積雪・凍結による危険性も高いことから、交通安全対策は急務であると言えます。
- ・ これまでも交通安全への啓発活動や幹線道路などにおける交通安全施設の整備、道路の新設・改良を行ってきました。今後も市民はもちろん、増加すると思われる市外からの観光客等の安全確保のために、カーブミラーやガードレールの設置、道路の改修や離合場所の整備をさらに進める必要があります。
- ・ また、高齢化の進展により高齢者にやさしい道路環境の整備や、通学路の安全性の向上も重要です。
- ・ 本市の犯罪発生件数は県内でも少なく、平穏なまちであると言えます。しかし、社会構造の変化に伴い、社会生活が複雑化する中で、今後犯罪の低年齢化や外来客の増加によるトラブルや事件の増加も予想しなければなりません。今後とも市民の防犯意識の向上と防犯体制の充実に努めていく必要があります。

(2) 基本方針

市民が穏やかに安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会を目指して、行政と関係団体、地域住民との協力により地域防犯対策や暴力追放を推進します。また、交通安全施策の拡充を図るとともに、交通安全に対する意識の啓発に努め、交通事故の起きない環境づくりを進めていきます。

(3) 施策の体系

防犯・交通安全対策

- | | |
|---------------|--|
| 1.交通安全施設の整備 | ①交通安全施設の整備 |
| 2.交通安全教育の充実 | ①交通安全教育の充実
②交通安全思想の普及・啓発 |
| 3.交通安全関連組織の充実 | ①交通安全関連組織の充実 |
| 4.防犯対策の充実 | ①防犯対策の充実
②防犯活動の推進 |
| 5.消費者保護の充実 | ①消費者意識の啓発
②消費者活動の促進
③消費者保護の体制づくり |

(4) 主要施策の概要

1.交通安全施設の整備

①交通安全施設の整備

- ・交通安全性の向上を目的として、交差点等の改良を行うとともに、ガードレール、カーブミラー、道路標識等の整備を行い、市内の道路環境について総合的かつ計画的に交通安全施設の整備促進を図ります。
- ・交通事故の多発地点については、重点的に対策を講じます。
- ・歩行者や交通弱者の安全確保を図るため、歩道等において、バリアフリー※に対応した安全な歩行空間の整備を行います。
- ・子どもの通学路の整備を進めるとともに、幼稚園、小学校における交通安全教育を支援します。

2.交通安全教育の充実

①交通安全教育の充実

- ・大分県交通安全協会竹田支部などの交通安全推進団体や竹田警察署をはじめとする関係機関との連携を図り、交通安全教室、講習会などを通じて、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージ※に応じた交通安全教育を推進します。



交通安全教室（電動四輪車）

②交通安全思想の普及・啓発

- ・交通安全協会等の団体育成を図り、民間主導型の安全指導を充実させ、警察と連携を深めて、総合的な交通事故防止を目指します。
- ・交通事故相談や交通災害共済の普及に努めます。
- ・自動車運転中の安全を確保するため、シートベルトやチャイルドシートの着用の徹底、飲酒運転の撲滅を図ります。
- ・高齢者が関与する事故が増加傾向にあるため、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響についての理解を浸透させるとともに、高齢者の交通ルール等の知識取得による交通安全意識の普及徹底を図ります。

- ・各地域での交通法令講習会を開催するなど、地域ぐるみでの交通安全のための啓発運動を推進します。



交通安全標語



こどもと高齢者を守る交通安全フェスタ

3.交通安全関連組織の充実

①交通安全関連組織の充実

- ・竹田市交通指導隊の充実や交通安全指導者の養成を図りながら、地域に密着した交通安全活動を推進します。

4.防犯対策の充実

①防犯対策の充実

- ・竹田市防犯協会連合会など防犯団体の活動の充実を図るとともに、地域安全連絡所を活用し、コミュニティを生かした地域での声かけ運動などによる犯罪の未然防止と明るく住みよい地域づくりを推進します。
- ・各種広報活動を通し、防犯運動の啓発と市民の生活安全意識の高揚を図ります。
- ・家庭環境・社会環境の変化による青少年非行の増加や犯罪の多様化に対応し、警察や防犯団体等と協力し、地域の安全体制づくりを推進します。

②防犯活動の推進

- ・竹田市防犯協会連合会を中心に、民間防犯体制を確立して、防犯意識を高めます。

5.消費者保護の充実

①消費者意識の啓発

- ・様々な消費者トラブルなどについて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。
- ・広報紙やパンフレット、学校教育や社会教育、「消費者月間」等の機会を利用し、消費者問題について適正な対応方法の理解を進め、意識啓発を図ります。

②消費者活動の促進

- ・消費者団体などの活動を育成・支援し、食品の安全確保やリサイクル活動、消費者被害の防止など、消費者の自主的な活動を促進します。

③消費者保護の体制づくり

- ・県消費生活センターと連携しながら、くらしの安心相談員などの協力のもとに、消費者保護に関する相談・情報提供を充実します。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除くこと。階段に代わるスロープをつけるなど。

※ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切ったそれぞれの段階。

1-9 温泉の有効活用

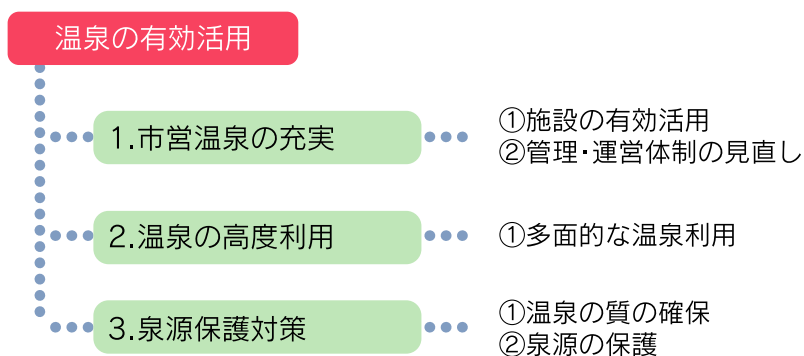
(1) 現況と課題

- ・本市は、日本でも珍しい高温の炭酸泉である長湯温泉を有しています。また、奥豊後温泉郷として個性豊かな温泉が住民に親しまれています。
- ・長湯温泉群は、芹川とその支川社家川の合流地点付近から上流約4kmの間の芹川近くに帯状に分布しています。長湯温泉は、「日本一の炭酸泉」をキーワードに個性ある温泉地づくりに取り組み成果を上げてきました。同じ炭酸泉を活用しているドイツの温泉療養地（バートクロツィンゲン市やバートナウハイム市）との国際交流を進める一方、ワインの直輸入や生ハムづくりなど温泉地の新しい食文化の開発に努めてきました。ワインは毎年14,000本余りを販売するなど、食文化を基調にした経済交流を展開し、地域経済の活性化が促進されています。また、外湯めぐりの文化を再構築するために外湯を再整備し、平成10(1998)年に長生湯、そして御前湯をリニューアルオープンしました。特に温泉療養文化館として登場した御前湯は年間14万人の入館者を記録し、長湯温泉のシンボルとして多くの流動人口を生み出しています。しかしながら、近年の長湯温泉全体の温泉使用量は、毎分3.3tで限界に近い状態にあります。地下にたまる温泉が毎分3.2t～3.6tとされていますから、有効利用と併せ温泉資源の保全がこれからの課題と言えます。
- ・今後は、各地域の温泉を観光資源としてさらに有効活用していくために、異業種間との連携及び公民協働による活性化のシステムを充実させていくことが求められます。
- ・一方で、温泉は地域住民の保養の場及びコミュニティ形成の場として活用されることが望まれます。市内各地域の温泉施設において、市民が利用しやすい施設整備や利用促進のためのしくみづくりを行い、今後は病院や保養施設と温泉との連携なども視野に入れて活用を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

本市の各地域に存在する温泉について、それぞれの特色を活かしながら地域住民の憩いの場として、あるいは観光拠点として整備を進めます。また、温泉の有効活用のために、様々な分野との連携や公民協働による活性化の推進に努めます。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 市営温泉の充実

① 施設の有効活用

- ・ 各地域の代表的な温泉施設を観光拠点として活用するとともに、地域住民の憩いの場としての利用促進を図ります。

② 管理・運営体制の見直し

- ・ 市営温泉の建物、備品等の改善を図るとともに、管理に万全を期します。
- ・ 職員の人員配置や付帯施設の経営の見直しを行い、適正な運営を図ります
- ・ 固定的な利用者の確保と観光客の立ち寄り率向上のための方策を検討します。

2. 温泉の高度利用

① 多面的な温泉利用

- ・ 温泉を浴用としての利用にとどめず、温泉セラピー、温泉療法による疾病予防への活用などの可能性を検討し、温泉を地域資源として最大限に活用していきます。



飲泉場



歩行浴

3. 泉源保護対策

① 温泉の質の確保

- ・ 温泉の泉質確保のために、定期的な泉質検査を実施するとともに、温泉設備の適正な維持管理に努めます。

② 泉源の保護

- ・ 乱掘防止及び泉源保護については、掘削制限等の見直しや温泉資源涵養等保護対策の強化を検討します。

第2章 未来を担う心豊かな人づくり

2-1 生涯学習の充実

(1) 現況と課題

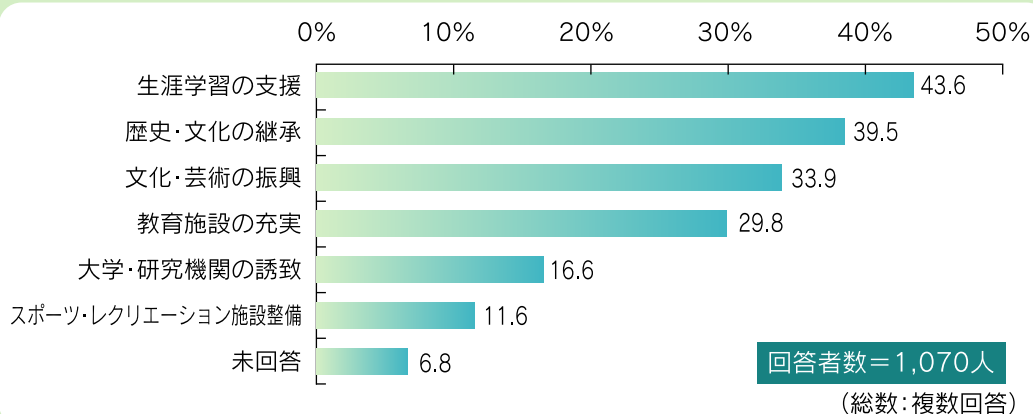
- ・生活水準の向上や余暇時間の増加に伴い、自分らしい生き方や暮らし方への欲求はますます高まりつつあります。就業前教育、学校教育、社会教育と生涯を通して学習を続けることのできる環境は、心豊かな人を育て、モノの充実だけではない質の高い地域社会の構築につながります。本市では、学習・スポーツ情報の提供や講座の実施、自主グループの育成、各種イベントの開催に取り組んでいますが、参加意向を持ちながら実際には参加していない市民が多いことも事実です。年代層によって、参加意向や興味・関心に差があり、それらを適切に把握し参加の拡大を図ることが求められます。
- ・生涯学習の推進にあたっては、あらゆる行政分野が連携して取り組まなければなりません。さらには地域的な連携も重要と言えます。また、行政のみならず、市民の自発的な参加と運営が必要であり、行政と関係団体、ボランティア団体等が連携し、生涯学習活動を拡大していくことが求められます。
- ・生涯学習の基礎を培う観点から、学校教育と社会教育・家庭教育の連携が不可欠なことは言うまでもありません。また、各地区の公民館や図書館、学校などの生涯学習活動の拠点となる施設の整備や有効活用が必要となります。

「歴史・文化の保全・継承や人材育成」を進めるために重点的に取り組む事業は、「生涯学習の支援」が4割と最も高い回答割合となっている。

アンケート調査の自由意見から抜粋

- ・図書館を兼ねた児童館を望む(30代・女性)
- ・図書館は「文化都市」竹田には不可欠(30代・女性)

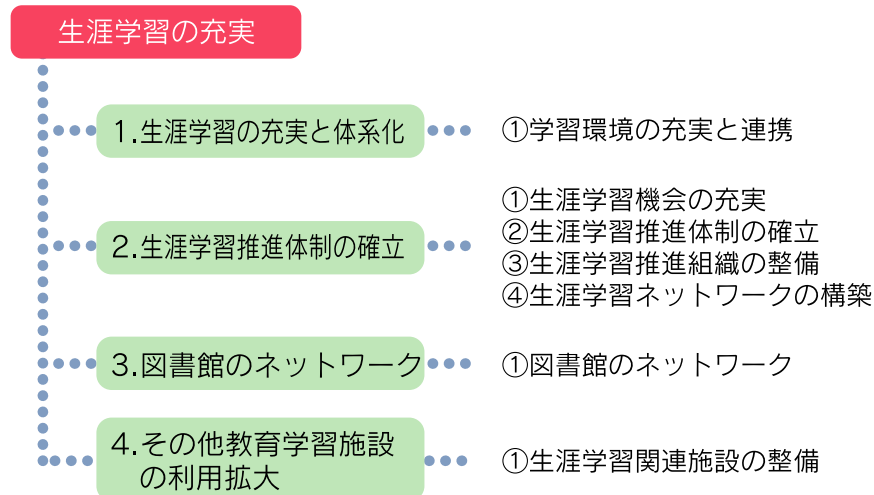
▼ 重点施策意向（教育・文化）



（2）基本方針

子どもから高齢者までが生涯を通して主体的に学習を続け、真に生きがいのある人生を送るための生涯学習理念の普及・啓発や生涯学習推進計画を策定するとともに、推進組織の整備を図り、情報提供・相談体制の整備、関連施設の整備に努めます。

（3）施策の体系



（4）主要施策の概要

1.生涯学習の充実と体系化

①学習環境の充実と連携

- ・生涯学習の基礎となる幼児教育・学校教育においては、豊かな自己教育力を育むとともに、健康な心身の育成を図ることを主眼に教育内容の充実と教育環境の整備を推進します。
- ・生涯学習社会において最も大きな役割を担う社会教育については、各種講座の開催や社会教育関係団体の育成、地域における指導者の養成を通じて、家庭や地域での教育力の向上を目指します。
- ・学校、家庭、地域の連携を強化し、さらには民間教育機関や企業等と協力し、多様な学習機会の提供や教育効果の向上を図ります。

2.生涯学習推進体制の確立

①生涯学習機会の充実

- ・すべての市民が、生涯の各時期に応じて自発的に学習に取り組み、生きがいある生活を送ることができるよう学習機会の充実を図ります。

②生涯学習推進体制の確立

- ・家庭教育、学校教育、社会教育の各分野ごとの教育施策と、産業や保健、福祉、建設などの各分野、市民の地域活動など、全ての行政施策と市民活動との連携が確保された一環した生涯学習体系の構築に努めます。
- ・文化・教養・スポーツ・レクリエーションなど多様な学習ニーズに対応するため大分県人材バンクをはじめ市町村の枠を越えた広域的な人材の把握と情報提供、人材の活用に努めます。また、生涯学習課等が主催する講座等の修了者を積極的に指導者として登用し、学習成果を生かすとともに人材の養成を図ります。
- ・各部局と教育委員会を包括する生涯学習推進会議の設置など、庁内の推進体制づくりと連絡調整機能の充実を図ります。
- ・地域づくりやまちづくりに関する学習メニューの充実に努め、生涯学習活動を通して、地域づくりやまちづくりを担う人材や組織の育成に努めます。
- ・市町村の地域づくり塾や豊の国づくり塾などで研鑽を積み、現在も地域づくりの実践者として各地域で活躍している卒塾生の豊富な経験を活用し、次代の地域づくりを担う実践者の育成を目指します。



エクササイズ教室



スキー教室(九重森林公園スキー場)

③生涯学習推進組織の整備

- ・市民の多様な学習活動や自主的な活動を支援するために、「竹田市生涯学習推進計画」を策定するとともに、生涯学習施策を総合的に推進する組織づくりに努めます。

④生涯学習ネットワークの構築

- ・インターネット※を活用した学習講座や指導者などの情報提供を行うとともに、生涯学習情報提供システムを積極的に活用し、大学等の高等教育機関や民間教育機関・企業と連携した広域的な学習情報の把握に努めていきます。
- ・市民一人ひとりの学習ニーズに対応した学習相談に対応できるよう、生涯学習課をはじめ、図書館や地区公民館などでの学習相談機能の充実を図ります。

3.図書館のネットワーク

①図書館のネットワーク

- ・各図書館・図書室は、電子資料なども含め、ニーズに応じた蔵書の充実に努めます。また各地域の図書館・図書室のネットワークによるサービスの充実と利便性の向上を図ります。
- ・ネットワークの中心となる竹田市立図書館は、老朽化が著しいことや駐車場が狭いことなどから早急に移転新築等を含めた施設整備の検討を始めます。

4.その他教育学習施設の利用拡大

①生涯学習関連施設の整備

- ・市民の学習活動を支援するために、学習の中心施設となる図書館、資料館等所蔵品の資料整理と情報提供体制の整備を図り、資料の活用を促進します。
- ・学校開放による学校施設の地域での積極的活用や公民館の学習機能の充実に努めます。
- ・中央公民館と地区公民館の連携を図りながら、生涯学習活動の拠点としての機能充実に努めます。



生涯学習まつり

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

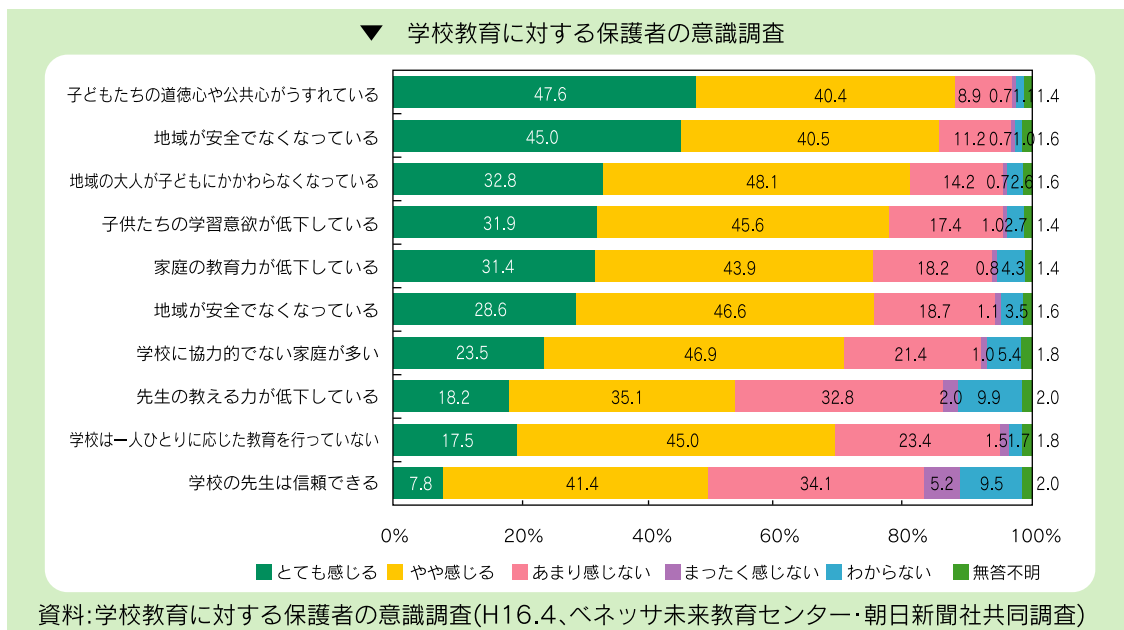
2-2 学校教育の充実

(1) 現況と課題

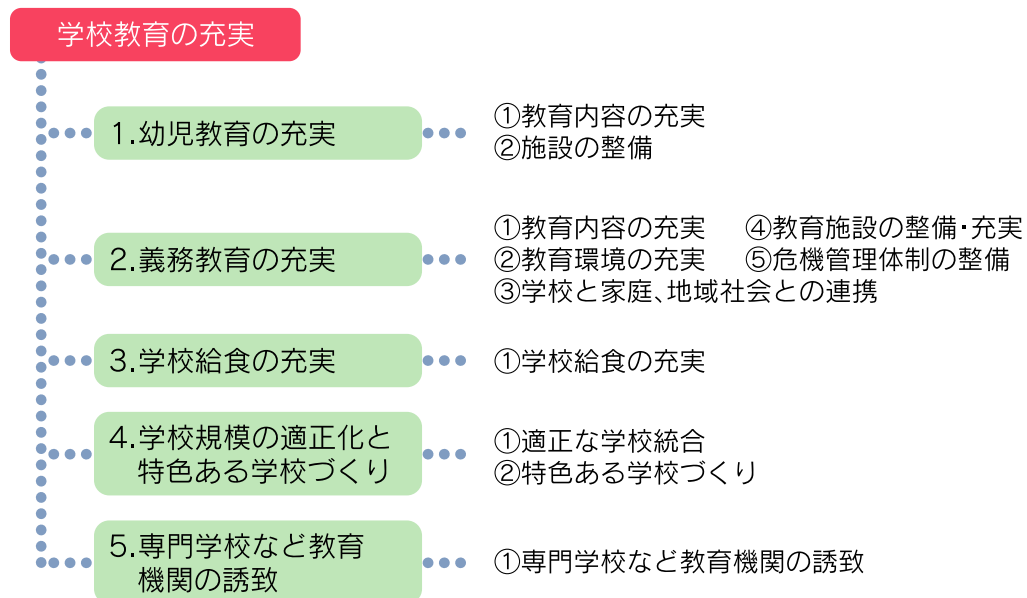
- ・幼児期は人間の一生のうちで心身ともにもっともめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期であるといわれています。しかし、少子化や過疎化、家庭や学校、地域の連携が希薄化し、子育てに不安をもつ保護者も増加しています。家庭教育の充実とともに地域で子どもを育てる環境づくりが求められています。
- ・過疎化及び少子化によって小中学校における児童・生徒数の減少は深刻であり、複式学級*を余儀なくされている小学校もあります。平成14年度より新学習指導要領が実施され、学校は完全週5日制となり「生きる力」を重視し、問題解決能力や自立、協調などの豊かな人間性、心身ともにたくましく生きる教育が実践されています。
- ・しかしながら、基礎学力の低下を懸念する声が高まりつつあるなかで、①人間力の向上、②学習内容の定着、③学ぶ意欲を高める、④地域や学校の特色を活かすとの立場から新学習指導要領の見直しも進められています。
- ・学習指導の充実を図るためには質の高い教員の確保がなによりも肝心であり、職員の資質の向上が大きな課題と言えます。
- ・また、全国的に深刻化している児童・生徒の問題行動や、不登校、学級崩壊などの問題を地域の課題としてどのように解決するかについても、早急に対応しなければなりません。
- ・充実した教育を推進するためには、校舎や体育館、プールなどの施設の計画的な整備も必要不可欠なことです。

(2) 基本方針

一人ひとりの個性を尊重しつつ、「生きる力」と生涯にわたって学び続ける意欲を持ち、心豊かでたくましい子どもを育てるために、家庭や学校、地域社会が一体となって取り組んでいきます。



(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 幼児教育の充実

①教育内容の充実

- ・ 幼児に「生きる力」の基礎を培うため、教育内容の質の向上を図ります。
- ・ 質の高い教育を提供するとともに、幼児の自制心や耐性、規範意識等の育成を図るために、充実した職員研修を行います。
- ・ 就園年齢の検討を行い、保育所・幼稚園・小学校との連携を深めていきます。

②施設の整備

- ・ 老朽化している施設については、改修や改築を検討します。

2. 義務教育の充実

①教育内容の充実

- ・ ゆとりある教育環境のなかで「生きる力」や確かな学力を育むため、基礎・基本の確かな定着をめざす授業、自ら学ぶ意欲を引き出す授業の工夫改善に努めます。
- ・ 教職員と子どもの人間的なふれあいを大切にし、個に応じた、きめ細かい教育を推進します。
- ・ コミュニケーション能力の低下傾向にあるなか、心の教育の充実のため、児童・生徒の思いやりの心や社会性、規範意識などの豊かな人間性を育むため、命の大切さを学ぶ体験活動等を取り入れた教育活動を推進します。
- ・ 小中学校での学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）等の児童・生徒への特別支援教育の推進のため、福祉事務所や保健・医療関係機関等と連携して、児童・生徒一人ひとりに応じた指導、支援に取り組みます。

- ・「総合的な学習の時間」を活用し、講師やボランティアによる自然体験・社会体験の場・機会づくりに努めます。
- ・身近な自然や生活環境を題材にして、環境教育の取り組みを推進します。
- ・子どもの健康づくり、体力の向上を目指し、学校保健や健康教育、学校体育活動の充実を図ります。
- ・情報化が進むなかで、コンピューターやインターネット*の活用など、小中学校における情報教育の充実を図ります。
- ・外国人との幅広い国際交流や国際感覚を身につけるため、外国語指導助手の充実、中学生の海外派遣など、小中学校における国際交流事業を推進します。



しらゆり幼稚園山賊キャンプ

②教育環境の充実

- ・教職員研修を充実させ、教職員の資質と指導力の向上を図ります。
- ・指導法の工夫改善加配にかかわる教員の確保や、小人数学級編成に努め、きめの細かい教育を推進します。
- ・指導体制の強化、学校のバリアフリー*化の推進などにより、障がいのある児童・生徒一人ひとりに配慮した教育を進めます。
- ・子どもたちによる自主的な運営を尊重し、クラブ活動、児童会・生徒会活動、各種委員会活動等の活性化を図ります。

③学校と家庭、地域社会との連携

- ・豊かな心を育み、一人ひとりを大切にする教育を推進するため、PTA活動の活性化をはじめ家庭や地域との連携を密にします。
- ・いじめや不登校など児童・生徒の問題行動に適切に対応するため、教育相談員やスクールカウンセラー等を配置して児童・生徒の相談や教職員の指導体制等の充実を図ります。
- ・中学生の職場体験研修の推進、ゲストティーチャーの積極的な活用など、学校と地域社会が連携した学校教育の取り組みを進めます。
- ・地域社会において、遊びやスポーツ、体験活動・ボランティア活動などを

通した多様な世代との活動、高齢者との交流などを促進します。

- ・学校を地域住民の生涯学習の場として活用できるよう、学校開放を推進します。



竹田職域クラブ駅伝競走大会に参加

④教育施設の整備・充実

- ・一部校舎の改築をはじめ、屋内体育館やプールなどの教育施設の整備を図ります。
- ・パソコンやパソコンソフトの購入など、教材や教育設備の計画的な導入・充実を図ります。
- ・地震災害に備え、子どもの安全と地域防災拠点の確保に向けて、学校の耐震診断と改修に努めます。



小学校授業風景

⑤危機管理体制の整備

- ・幼児、児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、事件・事故、特に不審者侵入による事件を回避するために、学校安全計画をもとにした危機管理マニュアルの整備を推進します。

- ・安全で安心な学校づくりのため、それぞれの学校や地域の実情にあわせて、PTA、地域ボランティアの協力による危機管理体制づくりや訓練の実施を促進します。
- ・児童・生徒の登下校時の安全確保のため、地域ぐるみでの取り組みを進めます。

3.学校給食の充実

①学校給食の充実

- ・魅力ある給食づくりのため、調理方法や地域の特性を生かした郷土料理のメニュー化や健康への配慮など献立を工夫します。また、地元食材の利用促進に努めます。
- ・成長期にある子ども達の心身の健全な発達と給食という生きた教材を通して正しい食生活についての食育を進めます。
- ・安全でおいしい給食を供給するため、衛生管理や事故防止の徹底を図ります。
- ・調理施設については、老朽化施設の改修や設備の更新に努め、給食の安定供給を図ります。
- ・社会環境の変化や保護者のニーズに応じて、小学校就学前の幼稚園児も含め、給食の供給拡大を進めます。

4.学校規模の適正化と特色ある学校づくり

①適正な学校統合

- ・少子化を背景とする児童・生徒の減少に対応して、学校統廃合と校区見直しも含めた配置計画を策定します。
- ・統廃合によって生じる空き校舎・教室の多目的な活用や跡地利用は、地域住民の意思を十分尊重しながら検討します。

②特色ある学校づくり

- ・「総合的な学習の時間」などを利用し、本市の自然、歴史、文化、産業などを教材とした学習や地域の多彩な人材を活用した学習などを推進し、郷土についての理解を深める場をつくります。
- ・地域の各種団体との連携を密にし、各学校が独自の自由な発想で地域住民とふれあい、体験学習や交流を深めるなかで、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指します。

5.専門学校など教育機関の誘致

①専門学校など教育機関の誘致

- ・本市の自然に囲まれた良好な環境を活かし、専門学校など教育機関の誘致に向けたPR活動に努めます。

※複式学級：二つ以上の異なる学年を一つにして編成した学級。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除くこと。階段に代わるスロープをつけるなど。

2-3 社会教育の充実

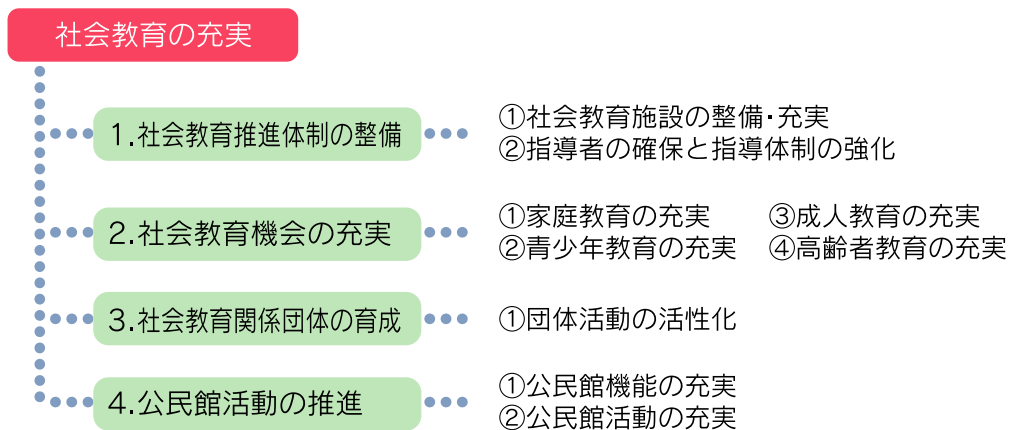
(1) 現況と課題

- ・市民の自主的な文化活動・コミュニティ活動等への参加をはじめ、各種講座や教室の受講、あるいは自主グループによる様々な活動など、社会教育活動への関心は年々高まっています。この背景には、国際化、情報化、少子高齢化など市民を取り巻く社会環境のめまぐるしい変化による学習ニーズの多様化・高度化があります。このような状況に対応するため、各地域において公民館や図書室を利用した学習機会の提供を行ってきました。
- ・今後も、あらゆる年齢層の学習ニーズに対応した教育活動を推進するため、各地域における公民館などの既存の社会教育施設の充実と、学校の空き教室等を利用した無駄のない活動支援が必要です。また、施設の充実度や利用しやすさの地域格差をなくすため、各施設の連携や情報交換などの積極的な推進や、各活動グループの交流促進も重要です。
- ・また、社会教育の指導者や各種活動のリーダーの発掘・育成も求められます。

(2) 基本方針

市民一人ひとりが「心の豊かさ」や「生きがい」を持ち、充実した生活を享受できるように、地域の伝統や文化に根ざした創造的で活力ある社会教育を展開していきます。社会教育活動推進のために、各地域の拠点となる公民館活動を充実させ、市民の自発的な活動を支援していきます。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 社会教育推進体制の整備

① 社会教育施設の整備・充実

- ・ 公民館や図書館など既存の社会教育施設の機能充実を図るとともに、学校開放の取り組みや、学校跡地の積極的な活用を行う等、学校教育施設を活用した地域の社会教育活動の拠点づくりを進めます。

② 指導者の確保と指導体制の強化

- ・ 自主的・持続的な社会教育を支える指導者を育成するため、社会教育主事等の専門職員の養成・確保を図るとともに、社会教育関係職員の資質の向上を図るための研修を充実させます。
- ・ 社会教育計画に沿った体系的な社会教育活動に取り組みます。

2. 社会教育機会の充実

① 家庭教育の充実

- ・ 家庭の役割を見つめなおし、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、支援を行います。
- ・ 地域の中に子育て支援のための拠点を整備し、子育てネットワークづくり等、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境の整備に努めます。
- ・ 地域の教育力を高めるために、幅広い年齢層を対象にした家庭教育の充実に努めます。

② 青少年教育の充実

- ・ 学校間を超えた交流や自然体験・集団体験活動などを通して青少年学習活動に取り組みます。
- ・ 青少年の社会参加を促し、ボランティア活動に関する情報の収集・提供や相談体制の充実を図るとともに、ボランティア活動を通じた体験学習など自主的な活動の充実に努めます。
- ・ 学校・家庭・地域が連携し、青少年教育に関する情報提供や支援を行います。
- ・ 青少年の健全育成を図るため、学校教育と社会教育の関係を緊密化し、学校、家庭、関係機関、関係団体との関係を強化します。



こども芸術一日入門

③成人教育の充実

- ・社会教育講座の充実を図り、住民ニーズを的確に反映させる等、学習内容の充実を図ります。また、講座終了後の継続学習活動や学習成果をまちづくりに活かす場づくりのために自主サークルや団体などの育成を図ります。
- ・人権や環境、男女共同参画についての学習機会や情報の提供に努めます。また、高齢化社会に対応する知識や技術の習得のために地域や職域での学習機会の提供に努めます。
- ・勤労者の地域活動や学習活動を支援するために、参加しやすい学習の場の提供を図ります。



成人式

④高齢者教育の充実

- ・高齢者大学*の充実を図り、豊かな人生経験を通じて培ってきた知識や能力を地域での活動に生かすことができるよう、高齢者の社会参加を支援するための人材ネットワークづくりに努めます。
- ・高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、保健、医療、福祉などの生活課題をテーマとした学習や異世代との交流など、多様な学習機会の拡充に努めます。

3.社会教育関係団体の育成

①団体活動の活性化

- ・社会教育関係団体が学習活動や地域活動に充実した取り組みができるよう、支援を行うとともに、団体の活性化を促すために団体間相互の連携協力を促進します。

4.公民館活動の推進

①公民館機能の充実

- ・土曜・日曜日、祝日の公民館の有効利用について検討を進めます。
- ・施設の利用手続きの簡素化・効率化を検討します。

②公民館活動の充実

- ・ 地域における生涯学習の拠点として、公民館活動の充実を図ります。
- ・ 公民館活動を通じて、リーダーの養成、地域コミュニティの育成を図ります。
- ・ 地域社会への愛着心や住民相互の連帯感を図るとともに、学習の場としての機能を充実させます。



作品の展示（生涯学習まつり）

※高齢者大学：高齢者が様々な学習活動を通して楽しみながら知識や教養を身に付け、家庭や地域社会に生かし、社会の活性化に寄与することを期待し開設された大学講座のこと。

2-4 歴史や文化の保全・継承

(1) 現況と課題

- ・市内の各地に残されている文化財は、その地域があゆんできた歴史や先人の生活を伝えるとともに私たちにふるさとの心を深く刻み込む、まちの大切な遺産です。本市には、史跡岡城跡、旧竹田荘、武家屋敷、キリシタン墓碑や石仏などの歴史的文化遺産をはじめ、国指定重要文化財の白水溜池堰堤、民俗文化財として伝統芸能の神楽や年中行事に関する風俗習慣も各地域に残され受け継がれています。また本市は画聖田能村竹田、楽聖瀧廉太郎を輩出するとともに、城下町竹田、豊後往還の宿場町、馬背野での戦史（西南戦争）、井路開削など歴史と文化の薫るまちです。また、遺跡の発掘調査もほ場整備や道路整備、区画整理事業に伴い計画的に実施されており、これまでに膨大な出土品が発掘されています。
- ・一方で、直入、久住地域に生息する国指定天然記念物であるイヌワシや県指定天然記念物である樹齢数百年のケヤキ、ヒイラギ、シンパクなど貴重な動植物についても保護・保全を図っていかねばなりません。
- ・これらの市内に点在するあらゆる文化財について、市民が郷土の歴史を正しく継承していくことができるよう、体系的な整備を進め、適正な保全、収蔵、活用のための拠点施設整備を推進することが必要です。また、文化財の保護・保全には専門的な知識を有する人材も欠かせません。これらの文化財は生涯学習にも活用されていますが、市民の中からそのような人材を育成することも必要と言えます。また、祭りや伝統行事への参加により地域コミュニティの形成や地元への愛着心の醸成などを図ることも期待されます。
- ・さらには、市内の歴史的文化財や天然記念物、民俗文化財に加え、歴史的景観に配慮したまちなみ保存の実施など、文化的視野に立った都市整備も重要です。

(2) 基本方針

各地域に有する貴重な文化遺産や伝統芸能をはじめ、貴重な動植物の保存・保全に努め、地域の歴史と文化を正しく理解するための教育や啓発を行います。

(3) 施策の体系

歴史や文化の保全・継承

1.文化遺産の保護と継承

- ①文化財の発掘・保存
- ②伝統文化の継承

2.郷土の歴史や資料館、文化施設のネットワーク化

- ①歴史・文化施設の整備・充実
- ②文化財保護団体の育成強化
- ③地域資源のネットワーク化

(4) 主要施策の概要

1. 文化遺産の保護と継承

① 文化財の発掘・保存

- ・発掘調査により出土した文化財の整理、展示を推進するとともに、文化財の保存と指定促進、活用に努めます。
- ・無形文化財を保存・伝承している各種団体の支援強化と、映像や写真による記録保存等に努めます。
- ・文化財資料を活用しながら文化財保護の啓発を促進します。

② 伝統文化の継承

- ・神楽、獅子舞などの伝統芸能、伝統的行事や祭り等に子どもや若者の参加を促進し、地域に伝わる無形文化財の継承に努めます。
- ・地域の歴史や伝統を市内外の人々に伝え、郷土への関心を高めるために、広報誌・記念誌等の作成・配布、学校や地域での学習の推進、伝統文化・芸能を通じた交流の促進などに努めます。



荻神社ゆたて

2. 郷土の歴史や資料館、文化施設のネットワーク化

① 歴史・文化施設の整備・充実

- ・各地域において、地域独自の歴史や文化を常設展示により市民や観光客が気軽にふれることができる施設の設置を目指します。
- ・有形文化財の調査・発掘・保存・修復と、案内板・説明板、散策道など周辺整備を進めます。
- ・地域の歴史・文化・民俗・自然等の地域資源や地域の先哲に関する資料等を一体的・総合的に展示する歴史資料館の整備を図ります。
- ・国指定史跡であり、観光の拠点でもある岡城跡の保存、整備計画の見直しを行うとともに、その公開・活用の充実を図ります。
- ・伝統的建造物の保存修理を行い、観光資源として活用し交流人口の増加に努めます。また、歴史の道の整備やまちなみ景観整備を行い、市街地を一体化した歴史ゾーンの構築による回遊型観光を推進します。
- ・開館以来20年を経過した歴史資料館については、館内（展示室・収蔵室等）

の設備環境の更新、学術的水準に見合う展示内容、運営体制等の充実を図ります。

- ・芸術文化・地域の歴史に触れる機会を提供するため、各施設の収蔵資料を中心に調査・研究を進め、特別展示等の出版・講座活動・情報提供等の学習啓発活動を促進します。



国指定重要文化財「白水溜池堰堤」

②文化財保護団体の育成強化

- ・文化財保護にかかわる諸団体との連携を密にし、体系的な文化財保護に向けた施策を促進します。

③地域資源のネットワーク化

- ・老朽化した市指定文化財の案内板・標柱の取替えを行い、冊子・マップなどを作成し観光支援を図ります。
- ・各歴史・文化関連施設の情報発信機能の充実を図るとともに、文化財をはじめとする地域資源のデータベース※化を図り、充実した情報提供と各施設間の情報ネットワークの構築に努めます。

※データベース：系統的に整理・管理された情報の集まり。特にコンピューターで、さまざまな情報検索に高速に対応できるように大量のデータを統一的に管理したファイル。また、そのファイルを管理するシステム。

2-5 芸術文化の振興

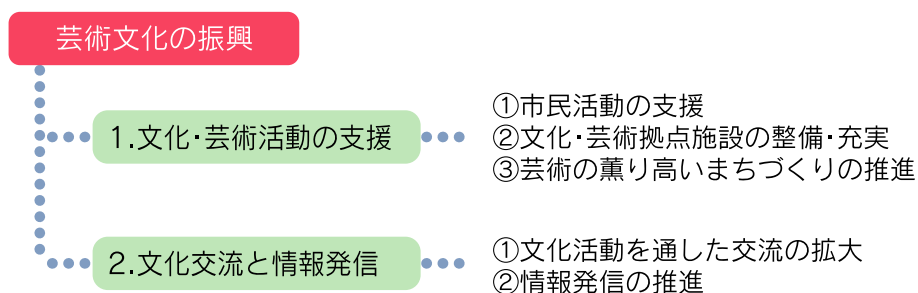
(1) 現況と課題

- ・生活様式の変化や余暇時間の増大に伴って、人々の心に創造や自己実現の喜びと生きがいをもたらすものとして、芸術・文化に対する関心が高まっています。そして、地域の歴史や自然、風土を背景とする市民一人ひとりの文化活動は、地域文化の形成につながります。現在、本市においては地域の歴史・文化の継承活動の一貫である子ども神楽クラブをはじめ、獅子、白熊、音楽や写真、絵画、書道、華道、茶道、舞踊、詩吟など多様な文化・芸術活動が個人やグループで行われています。このような活動は、主に文化会館や各地域の公民館を拠点として行われています。
- ・また、本市は瀧廉太郎や佐藤義美、田能村竹田など優れた芸術家を顕彰する音楽祭や美術祭を開催しながら、地域に根ざした芸術文化を担う人材の育成に取り組んできました。さらに、こうした歴史的文化的遺産や作品の公開、鑑賞機会を充実することにより、文化水準の高いまちづくりを目指してきました。
- ・文化芸術活動を活性化するには、少子高齢化が進む現状において、人材不足が大きな問題となっています。また、文化活動の拠点施設の老朽化や設備水準の遅れにより、市民が満足する活動ができないという状況も起こっています。今後の芸術・文化活動の振興のためには、既存施設の有効活用と必要に応じた施設整備を図っていく必要があります。
- ・さらには、多様な芸術・文化に触れる機会の拡充や芸術文化の多面的な交流を促すイベントの拡充など、地域を超えた文化交流が求められます。

(2) 基本方針

本市の各地域に息づく伝統ある文化の継承と、個性ある新たな文化の創造を展開できる環境を創出し、歴史と文化、芸術の薫るまちづくりを推進します。また、市民の様々な文化ニーズに応え、幅広い文化活動とそれらを通じた交流を支援していきます。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 文化・芸術活動の支援

① 市民活動の支援

- ・ 芸術文化活動の施策展開において、文化行政への市民参加に努めるとともに、市民参加型のイベントや実行委員会等への市民参加を推進し、市民レベルでの文化振興を目指します。
- ・ 市民の自主的な文化活動の推進と団体間の交流を図るため、発表機会の充実と支援を図ります。
- ・ 音楽のまちづくりを推進する音楽関係団体の調整を図り、行政との連携強化を図ります。さらに、文化会館等施設の利用体制の整備充実に努めます。
- ・ 優れた舞台芸術や美術品など、質の高い文化・芸術の鑑賞機会の確保に努めます。
- ・ 芸術・文化活動に対する市民ニーズの高度化、多様化に対応できる指導者の確保に努めます。
- ・ 文化団体・リーダーの育成を図るとともに、参加者の増加・水準の向上に努めます。



グリーンエコーズ



ブルーフェニックスジュニア

② 文化・芸術拠点施設の整備・充実

- ・ 文化会館の施設や設備の点検を行うとともに複合的な文化施設の構想については、市民ニーズや諸情勢を考慮し、関係機関と連携を図りながら進めていきます。
- ・ 豊後南画の最高峰「田能村竹田」を輩出した環境を背景に、歴史資料館の整備を図ります。
- ・ 各地域の文化拠点施設の整備・充実に努めます。
- ・ 既存の文化施設の適切な維持管理と利用促進に努めます。

③芸術の薫り高いまちづくりの推進

- ・ 田能村竹田、瀧廉太郎、朝倉文夫、佐藤義美をはじめ多くの著名な芸術家を輩出した環境を鑑み、今後の文化行政の充実に努めるため体制の整備を図ります。
- ・ 地域固有の芸術・歴史・文化遺産の調査・収集に努めるとともに、記録保存・学習啓発活動を行い、本市の地域文化の充実に努めます。また、瀧廉太郎、佐藤義美などの先哲を顕彰する芸術文化活動を、さらに充実させるとともに、他地域文化との融合を図り、新たな本市独自の文化創造に努めます。
- ・ 音楽のまちづくりにおける中核的事業である瀧廉太郎及び佐藤義美を顕彰した音楽イベントの充実・発展に向けた取り組みを進めます。
- ・ 文化事業としての充実や継承にとどまらず、観光や教育関係への活用や交流人口の受け皿として、施策の連携を図ります。
- ・ 市内の標識・冊子・案内板など統一デザイン化を図り、文化薫る行政を推進します。



瀧廉太郎音楽祭

2.文化交流と情報発信

①文化活動を通じた交流の拡大

- ・ 芸術・文化活動を通じた地域間交流や、近隣地域の音楽団体との共演等による交流を促進します。



くじゅうの日文化協会発表会

②情報発信の推進

- ・芸術・文化機会の提供等においては、効果的なPR等で有効な情報発信を進めます。記念館等の文化施設では、地域独自性のある企画・出展等を実施することで情報発信を進めます。また、文化資料の調査・研究活動の成果は報告書等により情報の整理と提供を図ります。

2-6 スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) 現況と課題

- ・ライフスタイルの変化や完全週休2日制の進展による余暇時間の増大などにより、スポーツに対する市民のニーズは、今後ますます多様化・高度化する傾向にあります。
- ・本市では、こうした市民のスポーツに対する需要に応えるため、総合運動公園に野球場、テニスコート、多目的広場、陸上競技場を建設してきました。
- ・総合運動公園の建設によって、スポーツ・レクリエーションの参加者は増加傾向にあり、2巡目大分国体開催を契機に、スポーツへの関心は、さらに高まるものと予想されます。
- ・また、体育協会やレクリエーション協会などの関係団体と連携し、子どもから高齢者あるいは市域を超えた参加者による多種多彩なイベントを開催してきたことで、スポーツやレクリエーションによる活性化が図られ、本市のイメージの向上、生涯スポーツの推進などに大きな役割を果たしてきたと言えます。
- ・今後は、生涯スポーツの推進、競技スポーツの強化、指導体制の確立に努めていくとともに、各施設の整備・充実、効率的な利用の促進に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。
- ・また、これまで確立した各種事業の更なる充実と開催における情報提供機能の拡充に努め、スポーツを通じた生涯学習の推進と交流人口の拡大を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

子どもから高齢者に至るあらゆる世代の市民が、スポーツ・レクリエーションを生涯にわたって楽しむことができるように、各種スポーツの競技力・指導力の向上、多種多彩なスポーツ・レクリエーション機会の提供、それに伴う情報提供の充実に努めます。

また、研修会等の開催を充実させることで、指導者の養成を図るとともに、スポーツリーダーバンク*等の設置を検討し、いつでも市民のニーズに応えられる体制づくりをめざします。

さらに、市域を超えたイベントの充実と受入れ体制充実に図り、交流人口の拡大に向けた取り組みを進めます。

*スポーツリーダーバンク：スポーツの指導者を登録し、ニーズに応じて紹介していくもの。

(3) 施策の体系

スポーツ・レクリエーション活動の支援

1. スポーツ・レクリエーション活動の拠点づくりと連携

- ①スポーツ・レクリエーション活動の普及
- ②指導者及び団体の育成
- ③スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

2. 市民スポーツの振興と交流機会の拡大

- ①選手の育成・強化
- ②総合型地域スポーツクラブの推進
- ③スポーツ振興審議会の設置

3. 豊かな自然環境とふれあい交流活動の充実

- ①自然を活用したスポーツ・レクリエーションの推進
- ②イベント開催による交流人口の拡大

4. 国民体育大会の開催

- ①国民体育大会の推進体制の充実
- ②競技施設の効率的・計画的な整備促進
- ③市民総参加を目的とした歓迎体制の確立

(4) 主要施策の概要

1. スポーツ・レクリエーション活動の拠点づくりと連携

①スポーツ・レクリエーション活動の普及

- ・体育協会、レクリエーション協会等と連携し各種スポーツ・レクリエーションイベントの開催や各種スポーツ施設等を活用したスポーツ・レクリエーション教室の開催などを通して、スポーツ人口の底辺の拡大やスポーツクラブの育成に努め広く市民を対象としたスポーツ活動を推進します。
- ・住民のニーズや地域の特性・活動の実態を把握し、世代間・地域間交流を図ることのできる地域に根ざした計画的・継続的スポーツ活動を推進します。

②指導者及び団体の育成

- ・市民のニーズに対応できる幅広い知識や教養、より高い指導技術を備えた指導者を養成するため、各種講習会・研修会などの充実に努めます。また、スポーツリーダーバンク※を設置し、市民のニーズに応えられる指導者の派遣を推進します。
- ・子どもから高齢者まで、多様なスポーツニーズに応えられるよう、スポーツ教室の開催、指導者の育成と資質の向上、情報提供体制の充実などを図ります。
- ・各種スポーツ団体・サークル活動や職場、地域での自主的なスポーツ活動を支援します。
- ・市のスポーツ大会・イベントの魅力の向上を図るとともに、県大会や全国大会への参加を促進します。

③スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

- ・ 総合運動公園の活用を図っていくとともに、既存スポーツ施設の有効活用、学校開放等により地域におけるスポーツ活動の場の整備・拡充に努めます。
- ・ 施設・用具の安全点検及び整備に努めるとともに、スポーツ活動の安全指導・管理の徹底、安全意識の高揚を図り事故防止に努めます。
- ・ 施設の情報を積極的に発信するとともに、野外活動施設、温泉施設など周辺施設との連携を図り、大学や社会人などのスポーツ合宿を誘致するなど、市域を超えた総合運動公園の利用促進に向け積極的な取り組みを行います。

2.市民スポーツの振興と交流機会の拡大

①選手の育成・強化

- ・ 各種競技スポーツの大会を目標に、関係諸団体との連携のもと、練習環境の整備や青少年からの教室参加の呼びかけ等を行い、選手の強化・育成に努めます。

②総合型地域スポーツクラブの推進

- ・ 本市におけるスポーツの総合的な推進を図るため、地域スポーツ施設等を活動の拠点とした子どもから高齢者まで、幅広く住民が参加できる「竹田スポーツ・レクリエーションクラブ」の育成を促進します。

③スポーツ振興審議会の設置

- ・ 中・長期的展望に立ったスポーツ振興計画の策定や積極的なスポーツ振興を行うため、スポーツ振興審議会を設置します。

3.豊かな自然環境とふれあい交流活動の充実

①自然を活用したスポーツ・レクリエーションの推進

- ・ 各地域に存在する豊かな自然環境を活かし、水と緑に親しみながら、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる環境づくりに努めます。



久住クロスカントリー大会

② イベント開催による交流人口の拡大

- ・スポーツ施設の利用形態や利用時間帯をはじめ、スポーツイベントの開催状況、各種スポーツの指導者など、様々なスポーツ情報の収集・整理を進めるとともに、情報の提供を促進します。
- ・県民体育大会や身体障害者体育大会の本市開催誘致に向けた働きかけを検討します。



名水マラソン大会

4. 国民体育大会の開催

① 国民体育大会の推進体制の充実

- ・2008年、チャレンジ！大分国体における本市での開催種目であるソフトボール競技・ラグビーフットボール競技・山岳競技の実施に向けた準備体制を確立し、目前に迫ったリハーサル大会・本大会の成功を目指します。

② 競技施設の効率的・計画的な整備促進

- ・既存の競技施設を有効に活用するとともに、効率的・計画的な施設整備を行い、市民の健康維持増進が図られる施設の整備充実を図ります。

③ 市民総参加を目的とした歓迎体制の確立

- ・国民体育大会の意義・目的を踏まえ、心のこもった歓迎体制の確立を図り、環境整備・応援体制について市民の積極的なボランティア活動を促し、市民総参加の国民体育大会を目指します。



九州高校女子ソフトボール選手権大会

第3章 やすらぎと安心に満ちた支えあうくらしづくり

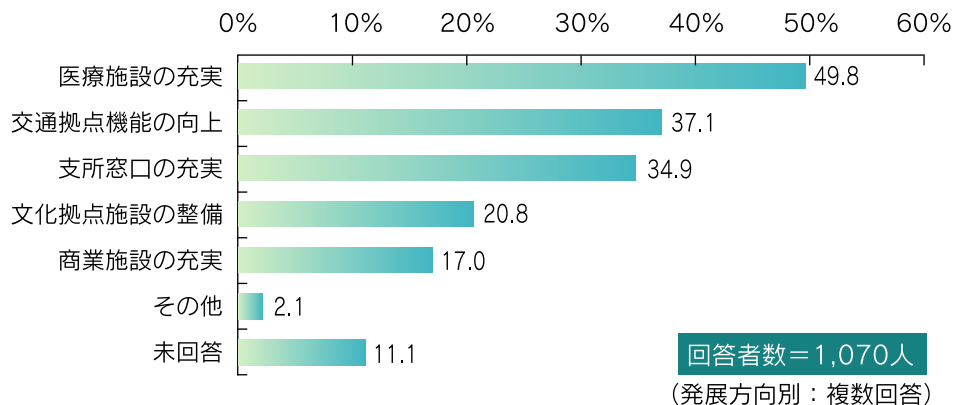
3-1 保健・医療サービスの充実

(1) 現況と課題

- ・本市には診療所に加え3か所の病院があり、竹田医師会病院を核としてそれぞれが連携を密にしています。市内で対応できない場合は、大分市内等の専門施設と連携を図っていますが、今後は機能分担の充実を図るとともに、体制の強化が必要です。
- ・救急医療体制については、竹田市医師会と竹田医師会病院が担っており、救急医療施設と竹田市消防本部との連携体制の強化を図る必要があります。
- ・高齢社会を迎え、生活習慣病の増加など疾病構造が変化し、医療需要はますます増加、多様化することが予想されます。夜間・休日・救急医療体制の充実や、在宅医療の展開など地域に開かれた医療体制づくり、患者本位の医療の確立に向けた病院・診療所間の連携の強化が必要です。
- ・本市には日本一の炭酸泉をはじめ、各地域に温泉という素晴らしい財産があります。これを保健・医療にも積極的に活用する必要があります。

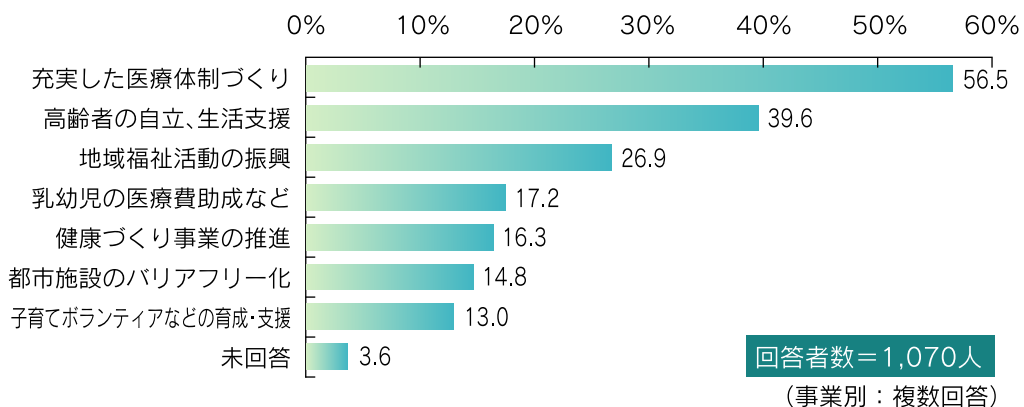
拠点地区の発展方向に対して「医療施設の充実」の回答が半数有り。

▼総合支所周辺整備方針意向



「保健・医療・福祉の充実」において重点的に取り組むべき事業として「充実した医療体制づくり」が高い割合を占めている。

▼重点施策意向（保険・福祉・医療）



(2) 基本方針

市民が日々いきいきと暮らすために、竹田市医師会との協力体制のもとに、充実した医療体制により病気やけがに見舞われても安心して治療を受けることができる体制づくりを推進します。

(3) 施策の体系

保健・医療サービスの充実

1. 医療体制の整備・充実と地域間のネットワーク化

- ① 地域医療体制の整備・充実
- ② 医療の地域間のネットワーク化

2. 救急医療体制の充実

- ① 救急医療体制の整備
- ② 患者搬送体制と救急受入体制の迅速化

3. 二次救急医療の質的向上

- ① 二次救急医療の質的向上

(4) 主要施策の概要

1. 医療体制の整備・充実と地域間のネットワーク化

① 地域医療体制の整備・充実

- ・ 市内の病院・診療所の施設・設備の更新や小児科医師をはじめ医療従事者の確保に向けた支援を進めます。
- ・ 患者本位の医療の確立や高度・専門医療体制の充実に向けて、竹田医師会病院を中心として、市内の医療機関の連携を図るとともに、本市にない診療科目の設置を医師会や関係機関に働きかけます。



竹田医師会病院

②医療の地域間のネットワーク化

- ・本市内で対応が困難な医療について、大分地区の高度医療や専門医療に対する住民の強いニーズに応えるため、それらの医療機関や行政との連携を強化します。併せて、公立おがた総合病院との連携も進めます。
- ・保健衛生活動との連携を強化し、医療活動の迅速化を推進します。

2.救急医療体制の充実

①救急医療体制の整備

- ・利用者の増加に対応し、竹田医師会病院を中心とした夜間・休日・救急医療体制の充実に向けた支援を進めます。
- ・市民が救急医療について正しい理解を深め、初期、二次、三次それぞれの救急医療体制の周知を図るとともに、家庭や職場において応急処置の正しい知識の普及を図ります。
- ・安心できる救急医療を提供するため、救急車の到達時間短縮に向けた環境の整備に努めます。



普通救命講習

②患者搬送体制と救急受入体制の迅速化

- ・緊急時、山間部などからでも一定の時間内に病院へ搬送できる体制を確保します。
- ・高度な医療が必要となった場合の大分地区への救急車の搬送体制と受入体制を充実させます。

3.二次救急医療の質的向上

①二次救急医療の質的向上

- ・多様化する患者の医療ニーズや医療の高度化、専門化への対応について、施設整備や医療スタッフの確保を医師会に要請します。

3-2 高齢者支援施策の充実

(1) 現況と課題

- ・本市の高齢化率は、平成17年4月時点で、約36.7%であり、他の市町村と比較しても非常に高齢化が進んでいる状況と言えます。とりわけ、本市は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多い現状にあります。
- ・高齢化が進むことは、必然的に介護が必要となる後期高齢者※の増加へとつながっています。「介護者の不在」、「老老介護※による家族介護力の限界」、「認知症高齢者の増加」等の様々な問題が、「やむを得ない施設入所」、「身体機能の著しい低下による介護度の悪化」、「高齢者虐待」等、介護環境を取り巻く様々な問題を派生させています。高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳を保持し、誇りと生きがい、活力を持って、安心して生活が続けられるように、介護保険の適正な運用はもちろん、地域資源を活用した集いの場の提供、住み慣れた地域での声かけなど、高齢者を地域全体で支える体制づくりの構築をしていくことが求められます。
- ・また、その一方で、高齢化が進むことで、活動的な高齢者も増えています。これまで培ってきた経験や知識を世代間での地域資源と位置付け、その活用場の提供をしていくことが、高齢者の生きがいづくりにつながり、次代への貴重な架け橋となっていくものと言えます。
- ・活動的な高齢者がその状態を継続できるように社会参加の場を創出していくことが、高齢者の尊厳を守り、生活をより豊かなものにしていくことにつながるとともに、相互の介護予防へと寄与していくものと言えます。
- ・このような現況の下、これから的高齢者支援施策は、「自助」・「共助」・「公助」を基軸としながらも、「介護予防」を最大限に重要視した「自律」・「共律」・「公律」へと進んでいくことが求められます。

※後期高齢者：ジェロントロジー（老年学）において、高齢期を2期に区分した場合の後期に相当する75歳以上の人。

※老老介護：高齢者が高齢者を介護すること。多くの場合、自分自身高齢化した子が、より高齢化した親を介護することを指す。

(2) 基本方針

高齢者が、自身の尊厳を保持し、誇りと生きがい、活力を持って、住み慣れた地域の中で、安心して生活できるよう、「介護予防」の視点を基本に保健・医療・福祉の連携を図り、生涯学習、社会参加活動及び生活環境基盤の整備支援等、これらを踏まえた総合的な見地から各種取り組みを進めます。

(3) 施策の体系

高齢者支援施策の充実

1. 高齢者の生きがい対策の促進と健康づくりの推進

- ① 社会活動への参加促進
- ② 健康増進活動の推進

2. 福祉施策の拡充

- ① 生活支援サービスの充実
- ② 生活環境の整備・充実
- ③ 高齢者の権利擁護の推進

3. 地域支援事業の効果的な推進

- ① 地域包括ケアの推進
- ② 効果的な介護予防の推進

4. 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- ① 介護保険事業計画の計画的推進
- ② 介護保険制度の適正な運営

(4) 主要施策の概要

1. 高齢者の生きがい対策の促進と健康づくりの推進

① 社会活動への参加促進

- ・ 「活動的な85歳」を目指し、高齢者の就労支援、生涯学習及び生涯スポーツの推進、地域資源を活用した世代間・同世代間交流、ボランティア活動支援等により、多様な価値観に対応できる「生きがい対策」を進めていきます。
- ・ 生きがい対策事業の一環として、高齢者が持っている卓越した技術を後世に残すための伝承活動実施体制の整備を検討します。



ゲートボール大会



竹工芸活動

②健康増進活動の推進

- ・「健康寿命」を延ばすため、①健康の維持・増進、②疾病の早期発見・早期治療、③生活習慣病の進行予防、④介護予防の視点で、生涯にわたる保健事業の推進を図ります。
- ・元気老人対策として地域に密着した健康づくり活動を推進します。



ゆう遊クラブ運動会

2.福祉施策の拡充

①生活支援サービスの充実

- ・高齢者が安心して生活していくために必要な、日常生活の自立支援を目的とした在宅福祉事業の充実を図っていきます。
- ・保健サービス・医療サービス等の多種多様なサービスと在宅福祉事業が一体的に提供されるように、関係機関の連携・協働の体制を強化するとともに、必要なマンパワー※の確保に努めます。

②生活環境の整備・充実

- ・高齢者が、在宅での安心した暮らしを継続できるように、各種制度を活用し、住宅環境の整備に向けての支援を行うとともに、高齢者を犯罪等から守るための地域の見守りネットワークの構築を図ります。
- ・高齢者が安全、快適に、不便なく外出できるための環境整備として、県や関係機関で働きかけ、ユニバーサルデザイン※の視点を基調とした福祉のまちづくりを推進していきます。
- ・日常生活の自立に不安のある高齢者の生活の場として、生活支援ハウスや養護老人ホーム等の各種福祉施設の設備・充実を図ります。

③高齢者の権利擁護の推進

- ・意思決定や、自己主張が困難な認知症高齢者等が、権利を侵害されることなく、可能な限り、地域において自立した生活を送れるように、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等の利用に対する支援を行います。
- ・在宅高齢者及び施設入所者の虐待の早期発見・介入に向けて虐待防止ネットワークの機能の強化を図ります。

3.地域支援事業※の効果的な推進

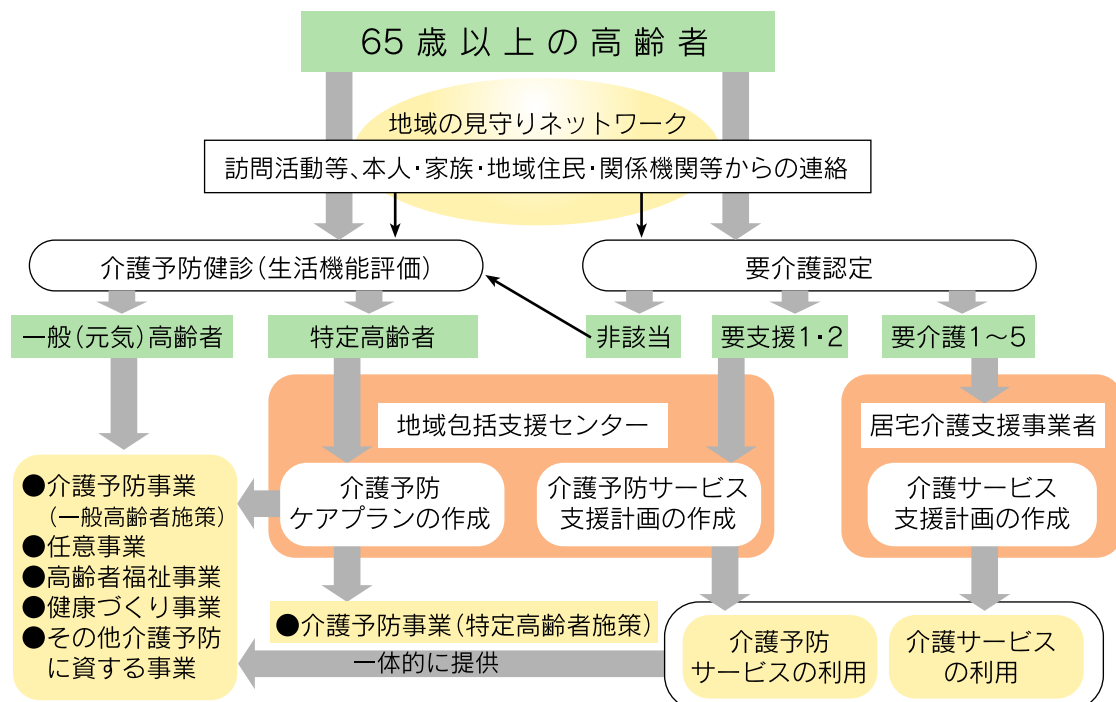
①地域包括ケアの推進

- ・「地域包括支援センター※」を地域包括ケアの拠点、かつ介護予防事業推進の責任主体とし、行政や「地域総合相談支援センター※」を始めとした関係機関、及び関係団体との連携・協働による機能強化、及び充実に努めます。
- ・「地域包括支援センター※運営協議会」の審議を経て、公平性・公正性の確保と、効果的かつ効率的な事業運営に努めます。

▼地域包括支援センターの基本機能

基 本 機 能	概 要
①共通的な支援基盤の構築	地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築します。
②総合相談支援・権利擁護	高齢者に関する相談を総合的に受けつけ、訪問等により実態を把握し、必要なサービスにつなぎます。 虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めます。
③包括的・継続的 ケアマネジメント支援	包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の様々な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。
④介護予防マネジメント	介護予防事業や新予防給付（介護予防サービス）が効果的かつ効率的に提供されるように適切なマネジメントを行います。

▼地域支援事業と介護保険サービス利用の流れ



②効果的な介護予防の推進

- ・介護予防健診や、地域の見守りネットワークを活用したスクリーニング※を、健診・医療機関、地域総合相談支援センターとの連携により行い、地域包括支援センターが行う介護予防マネジメントの対象となる特定高齢者の把握を行います。
- ・介護保険の被保険者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、一般高齢者及び特定高齢者に対する介護予防を目的とした事業を、保健・福祉・医療・介護の関係機関の連携により、総合的かつ効果的に推進します。
- ・適正な事業評価に基づき、効果的かつ効率的な事業展開のための見直しを行います。

4.介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

①介護保険事業計画の計画的推進

- ・介護保険法※に規定された当該計画に基づき、行政及び関係機関との連携・協働のもと、適正に施策を推進します。

②介護保険制度の適正な運用

- ・介護サービスが利用者の意向に沿って行われるよう、利用者アンケートやサービス制度管理調査を行っていきます。また、本市と事業者間の連絡を密にするため事業者連絡会を定期的に開催するほか、介護支援専門員協議会の活動を支援することにより、介護サービスの質の維持・向上を図ります
- ・社会全体で介護サービスを支えていくという理念の下で、保険料の納付やサービス利用等に関する広報のほか、計画改定時等における公聴に努めます。
- ・計画の適正な進行管理、検証及び評価を行い、被保険者の意見を反映させる機関である「介護保険事業計画等策定運営委員会」の審議を経て、中長期的な展望に立ち、効果的かつ効率的な事業運営に努めます。

※マンパワー：人間の労働力。人力。

※ユニバーサルデザイン：全ての人のためのデザイン（構想、計画、設計）。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしようという考え方。

※地域支援事業：介護保険の被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため行う事業のこと。

※地域包括支援センター：地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成18年4月1日に設置される。

※地域総合相談支援センター：地域包括支援センターの窓口として、在宅高齢者等に対する地域の総合的な相談を受け付ける。また、障がいのある人、及び児童等社会的弱者の相談及び保健・福祉・医療サービス利用の支援も併せて行う地域の総合相談窓口として、地域型在宅介護支援センターがその機能を拡充した形で、平成18年4月1日に設置される。

※スクリーニング：ふるいわけ。適格審査。特に健康な人も含めた集団から、目的とする疾患に関する発症者や発症が予測される人を選別する医学的手法をいう。

※介護保険法：要介護の基準、サービス運営基準などを制定し、公的介護保険の詳細について定めた法律1997年（平成9）制定。2000年4月施行。

3-3 障がい者支援の充実

(1) 現況と課題

- ・障がいのある人が住みなれたまちで自立し、安心して生活できるよう障がいのある人が障がいを持たない人とともに生活し活動できるノーマライゼーション※の構築が不可欠です。そのためには、交通機関をはじめとした公共施設において、障がいのある人だけでなく高齢者や子ども、妊婦などあらゆる人が利用しやすいよう整備を進める必要があります。
- ・本市では、これまで関係機関と連携をしながら、日常生活用具の給付などの在宅福祉サービス、障がいの早期発見・早期療育などの保健サービス、各種手当・年金支給などの経済的支援などを実施してきました。また、平成15年度より身体・知的障がい者(児)への福祉サービスが支援制度へ移行し、利用者が自らサービスを選択し事業者等と契約してサービスを利用できるようになり、障がいのある人の自己決定が尊重されるようになりました。今後は、平成18年度から施行される障害者自立支援法に基づいた福祉サービスの充実を図るとともに、障害者団体等の活動や障がいのある人との交流に力を入れることで障がい及び障がいを持つ人に対する理解を深め、地域ぐるみの支援体制をつくっていくことが求められます。

(2) 基本方針

障害者自立支援法に基づいた障害者計画を策定し、障がいのある人も共に暮らすノーマライゼーション※の実現に向けて、障がい者(児)が住み慣れた地域で自立し、誇りをもって生活できるまちづくりを推進します。また、精神的・肉体的、経済的にも余裕のある介護を実現できるよう、支援を行います。

(3) 施策の体系

障がい者支援の充実

1.障害者自立支援法に基づく福祉サービスの充実

①総合的な自立支援事業の実施

2.障害者保健福祉サービスの充実

①保健医療対策
②在宅福祉の充実
③施設福祉の充実

3.地域における自立支援

①障がいのある人への支援
②家族への支援
③人にやさしいまちづくりの推進

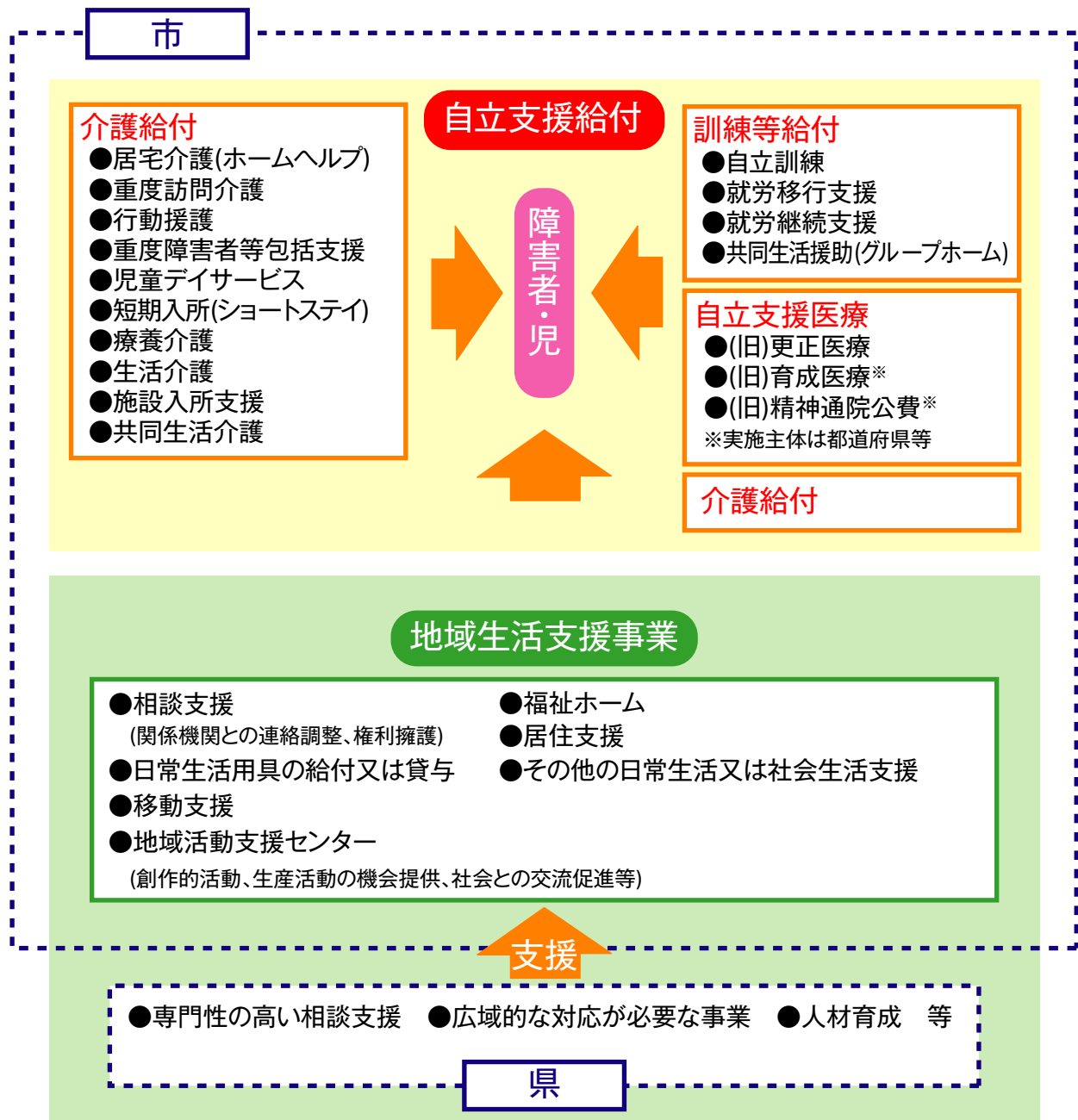
※ノーマライゼーション：ハンディキャップの有無に関わりなく、全ての人が人間として普通の生活を送るため、ともに生き抜くような社会こそが、当たり前という考え方のこと。

(4) 主要施策の概要

1. 障害者自立支援法に基づく福祉サービスの充実

① 総合的な自立支援事業の実施

- ・ 介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」を中心として障害福祉サービスを実施します。
- ・ 市の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業を実施します。



2.障害者保健福祉サービスの充実

①保健医療対策

- ・保健活動の充実により、障がいの早期発見、早期治療と発生予防に努めます。
- ・関係機関との連携により、障がい原因疾患の治療、療育、機能回復訓練など、保健サービスを充実します。

②在宅福祉の充実

- ・障がいのある人が在宅、地域社会で暮らせる環境づくりに努めます。そのため、ボランティアによる訪問サービス活動の充実や障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
- ・福祉用具の貸与、外出支援、コミュニケーション支援などの在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ・福祉用具の貸与については、実態を調査し、利用者が適正に利用できるように努めます。
- ・相談や情報提供の充実、交流機会の拡大など、精神に障がいのある人に対する保健福祉サービスを充実します。
- ・障がいのある人が生活しやすいよう、住宅改造費用の助成を行います。

③施設福祉の充実

- ・生活に必要なサービスを提供できる施設整備の支援に努めます。
- ・グループホーム※など、入所・生活施設の確保を図ります。

3.地域における自立支援

①障がいのある人への支援

- ・障がいのある人の多様化したニーズに対応するため、保健、医療、教育、雇用、福祉など各分野の施策の連携を図りながら、各種施策をきめ細かく総合的に展開していきます。また、各種経済的支援制度の周知と有効利用を促進します。
- ・技能の習得や雇用の場の拡大に努め、生活の安定と自立の手助けをします。そのために、ハローワーク、障がい者生活支援センター、社会福祉協議会と連携していきます。
- ・役所の窓口や民生委員などによる相談体制を充実させます。
- ・障がいのある人の生活の改善、身体機能の維持向上等を図ることが出来るよう、各種サービス情報の提供に努めます。
- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、安心して日常生活が送れるよう「あんしんサポートセンター竹田」における地域福祉権利擁護事業の推進を図るとともに、竹田市社会福祉協議会と連携を強化し、制度の充実に努めます。
- ・学校のバリアフリー※化、保育所・幼稚園・小中学校と連携した進路相談体制の充実などにより、障がい児の希望や障がいの実態に応じた保育・教育を受けられる体制を整備します。

- ・福祉工場や小規模作業所の活動を推進するため、製品販路の拡大や受託元の開拓等の支援を図ります。
- ・地域や家族の多様なニーズに対応していくためには、市民ボランティアなどによる付加的なサービスが期待されています。だれでも気軽に楽しく参加できるボランティア組織の育成を支援し、障がいのある人の自立支援につながることを目指します。

②家族への支援

- ・障がいのある人の家族が病気その他の理由により、障がい者の居宅での介護に一時的な保護が必要となった場合等に短期入所可能なショートステイ※事業や日常生活支援のためのホームヘルパー派遣事業などの事業所情報を提供し障がいのある人及び家族への支援を行います。
- ・障がい者生活支援センター等を活用し、家族の相談窓口の充実を図ります。

③人にやさしいまちづくりの推進

- ・障がい者の基本的人権を尊重し、ノーマライゼーション※の実現に向け、すべての人々に障がいに対する正しい理解をしてもらうようにボランティアの協力を得ながら地域で学習会を開催するなどの普及啓発活動に取り組みます。
- ・社会資本のバリアフリー※化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン※を基調とした障がいのある人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。特に、障がいのある人が利用しやすい移動手段の確保に努めます。
- ・障がいのある人が文化・スポーツ・レクリエーションなど多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、情報提供の充実、ボランティアによる活動支援体制の確保、利用しやすい施設の整備などを推進します。
- ・ガイドヘルパー※、手話・点字通訳・要約筆記・朗読などの技術ボランティアの育成に努めます。

※グループホーム：障がい者が、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除くこと。階段に代わるスロープをつけるなど。

※ショートステイ：障がいのある人の家族が、病気や出産、冠婚葬祭、学校行事等、または旅行、休息等の理由で、一時的に介護を行うことが出来ない場合に、短期間、障がいのある方を施設で受け入れる制度。

※ノーマライゼーション：ハンディキャップの有無に関わりなく、全ての人が人間として普通の生活を送るため、ともに生き抜くような社会こそが、当たり前という考え方のこと。

※ユニバーサルデザイン：全ての人のためのデザイン（構想、計画、設計）。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

※ガイドヘルパー：障がいのある人が外出する際に歩行や車いすの介助、あるいは外出先での食事の介護などを行い、地域社会での自立した生活と社会参加を支援する。

3-4 社会保障の充実

(1) 現況と課題

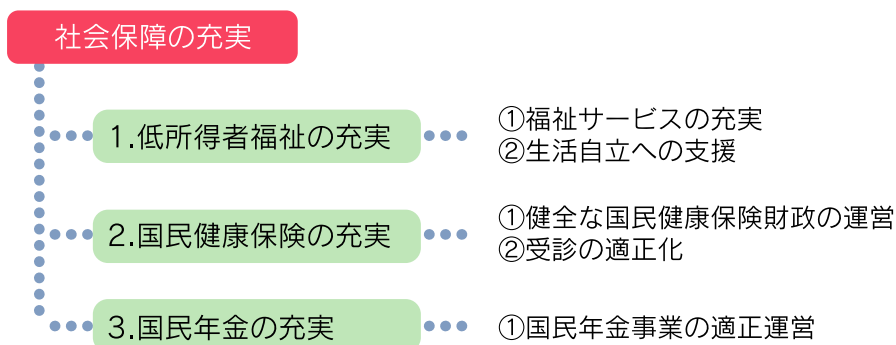
- ・本市の生活保護世帯数は、人口の減少に反して微増の傾向にあります。特に一人暮らしの高齢者世帯が目立っており、急速な高齢化に伴う問題と言えます。
- ・近年景気の後退や就業構造の変化、高齢化の急速な進行などによって、国民健康保険の加入者の減少と受給者の増加という深刻な問題が起こってきています。老人一人当たりの高額な医療費とあいまって老人医療費は著しく伸び、これに伴う老人保健拠出金は、国民健康保険など他の医療保険への大きな負担となっています。これをまかなうためには、主たる財源である保険税の引上げが必要とされるわけですが、被保険者の保険税負担は高齢者などにとってはすでに限界に近づいており、国民健康保険の事業運営は困難な状況に直面しています。このような事態の改善策を模索し、国民健康保険事業の健全な運営を図り、高齢化が進行しても安心して医療が受けられるようにしていかなければなりません。
- ・国民年金については、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割をはたしてきましたが、少子高齢化による働く世代の負担増を軽減するために国庫負担割合の引き上げ、給付水準の抑制などの年金制度改正が検討されています。少子・高齢化の進行、経済情勢の変化、女性の雇用の拡大、医療・介護等の社会保障制度改革などの動向等を踏まえ、公的年金を長期的に安定した制度としていくことが求められています。

(2) 基本方針

自らの力では生計の維持が困難な人たちへの適正な経済的援助と自立支援を行います。

国民健康保険事業の健全な運営を図り、高齢化が進行しても安心して医療が受けられる基盤をつくります。また、国民年金制度に対する市民の理解を深めるとともに、制度の適確な運営を図ります。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 低所得者福祉の充実

① 福祉サービスの充実

- ・ 民生児童委員や社会福祉協議会等関係機関との連携を密にしながら面接や相談機能を充実し、援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握することで、生活保護制度の適正な運用に努めます。
- ・ 生活福祉資金貸付など、各種資金貸付制度の周知を図り、有効活用を促進します。
- ・ 役所の窓口や民生委員などによる相談体制を充実させます。

② 生活自立への支援

- ・ ハローワークなどの関係機関と連携し、生活保護世帯などへの就業相談、指導、能力開発の促進を図るとともに、雇用の場の確保に努めます。

2. 国民健康保険の充実

① 健全な国民健康保険財政の運営

- ・ レセプト点検[※]の充実・強化を図り、医療費の適正化を推進します。
- ・ 国民健康保険制度の理解を深めるための広報誌、パンフレット等による啓発や納税相談の機会を増やすなどの啓発による未納防止対策を充実させ、収納率の向上に努めます。
- ・ 電算化を推進することによって、事務の効率化や加入漏れの防止など国民健康保険税の収納率の向上を図ります。

② 受診の適正化

- ・ 医療費通知制度の実施やレセプト点検[※]の強化、広報活動により、医療費に対する意識の啓発に努め、被保険者の受診の適正化に努めます。
- ・ 被保険者の健康の保持・増進を図るため、スポーツ活動等と連携し、健康づくり事業を推進します。

3. 国民年金の充実

① 国民年金事業の適正運営

- ・ 若年層を中心とする国民年金未加入者の加入促進に努めます。
- ・ すべての市民が年金を受けられるよう、国民年金制度の意義や役割についての広報活動を充実し、国民年金の受権に関わる相談など、相談窓口サービスの充実を図り、無年金者の解消に努めます。
- ・ 保険料の口座振替の促進、未納者情報の把握、免除制度の周知、事務の効率化など、社会保険事務所との連携のもと、国民年金事業の適正な制度運営を図ります。

※レセプト点検：レセプトとは、医療費の請求明細のこと。保険者（健康保険組合等）側が医療費の過誤払がないか点検することをレセプト点検という。

3-5 子育て支援の充実

(1) 現況と課題

- ・ 幼児や児童を取り巻く環境は、少子化の進行や核家族化、共働き家庭の増加などにより保育需要が年々増大しています。子ども一人あたりにかける教育をはじめとした費用が増大しており、安心して子どもを産み育てることの出来る環境づくりは、少子化への対応及び若い世代の定住促進に必要不可欠であると言えます。
- ・ 本市では、多様化する保育ニーズに応えるため、要望に応じて延長保育・休日保育・一時保育を行ったり、0歳児保育や障害児保育などにも取り組み、豊かな自然のなかで地域との交流を大切にしながら、心の教育・体力づくりに力を入れています。今後さらに放課後に保護者のいない児童を対象に安全・安心に過ごせる場所としての放課後児童クラブ等についても、公共施設を効果的に活用するとともに、内容の充実を図ることが必要です。また、子どもに健全な遊びを提供し、心身の健康を増進し、情操豊かな成長を促すため児童館の充実も求められています。今後もこのようなニーズへ柔軟に対応するために、保育施設の整備や保育内容の充実を図るとともに、子育てと仕事との両立の支援や家庭での子育て支援も行っていく必要があります。
- ・ 児童の遊び場については、各地区の公園・広場などが活用されていますが、児童公園数が少ないことが課題と言えます。ただし、本市は豊かな自然に恵まれているため、この自然環境を活かした遊び場の一層の充実が求められます。
- ・ 近年、子どもへの虐待が増加する傾向にあり、この原因は家庭内や周辺の生活環境に潜んでいると考えられるため、専門的な立場から母親や父親に指導する機会が必要と言えます。また、地域で子育てを支援する体制づくりも必要です。
- ・ 母子・父子福祉については、母親や父親が安心して働くことのできる環境づくりや、相談窓口の充実、世帯相互の連携、協力体制づくりを進める必要があります。

(2) 基本方針

少子化が進行する中であっても、将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するために、子育てを地域社会全体で支えていくまちづくりを進めます。

(3) 施策の体系

子育て支援の充実

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1. 保育サービスの充実 | ① 保育サービスの充実
② 保育施設の整備 |
| 2. 地域ぐるみの子育て支援 | ① 地域の子育て環境の整備 |
| 3. 子育てと仕事の両立支援 | ① 両立を支援する環境整備
② 家庭における子育て支援 |
| 4. 児童・母子(父子)福祉の充実 | ① 生活の支援
② 健全な育成環境の整備 |
| 5. 保健・医療・福祉、教育の連携 | ① 母子保健・医療の充実
② 多面的な子育て相談・指導機能の充実 |

(4) 主要施策の概要

1. 保育サービスの充実

① 保育サービスの充実

- ・ 保育時間の延長、一時保育など、母親の就労形態の多様化に対応した保育内容の充実を進めます。
- ・ 障害児保育の充実を図ります。
- ・ 豊かな自然体験、農業体験、高齢者や異年齢児とのふれあい活動など、保育内容の充実を図ります。
- ・ 専門的研修の充実により、職員の資質の向上を図るとともに迅速な欠員の補充など保育士の確保に努めます。
- ・ 共働き家庭やひとり親家庭、就労形態の変則な家庭など、昼間保護者のいない小学校低学年児童の放課後の保護・育成活動として学童保育の整備、充実を図ります。
- ・ 子育て家庭の経済負担を軽減するため、保育料の軽減に努めます。



放課後児童クラブ

②保育施設の整備

- ・ 保育施設の整備を計画的に進めます。
- ・ 児童の健全な発育に資することを目的とし、安全な遊具の整備を推進します。
- ・ 保育所の採光・換気・保温・冷房など施設整備を図り、環境衛生の向上に努めます。
- ・ 児童のあらゆる行動における危険防止と災害防止のため施設の改善を図ります。

2.地域ぐるみの子育て支援

①地域の子育て環境の整備

- ・ 「ひとみかがやく竹田っ子」を基本理念とした竹田市すこやか行動計画に基づき、総合的・計画的な施策の推進を図ります。
- ・ 地域での子育て環境を充実させるため、子育て講座の充実を図るとともに放課後児童クラブや子育てサークルの育成に努めます。また、子育てに関する相談を受けたり、就学前の子を持つ親同士の交流の場となる地域子育て支援センターの整備について検討します。
- ・ 保護者の急病や育児疲れの解消等のために子どもを受け入れる一時保育事業を推進します。
- ・ 公園・広場、児童館などの整備・充実、学校施設の開放、遊休地の活用などにより、子どもが一生懸命遊べる場の確保を図ります。
- ・ 母子保健推進員など、子育て支援の人材の発掘・育成や愛育班等地域で助け合おうとする子育て支援体制の整備に努めます。
- ・ 愛育班などが中心となり各地域の伝統文化を伝承する活動を推進し、世代間交流による子育て支援に努めます。



久住保育所 春の遠足(ふれあい牧場)

3.子育てと仕事の両立支援

①両立を支援する環境整備

- ・女性の雇用機会の拡大や職業形態の多様化に対応し、延長保育、休日保育、一時保育といった保育サービスの充実を目指します。
- ・事業主などへ育児休業制度の普及や労働時間の短縮、職場復帰しやすい環境整備などの呼びかけを行い、子育てをしながら働くことのできる就労環境の整備を推進します。

②家庭における子育て支援

- ・若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられるよう、地域の子育て環境の整備とともに、ニーズを取り入れた有効かつ持続可能な経済的支援を検討します。
- ・家庭相談員、母子自立支援員、民生・児童委員、母子保健推進員等と連携し、児童虐待などの問題を抱えた家庭への支援と児童の保護を図ります。
- ・子育てサポートセンターの利用を促進し、育児の支援を実施します。

4.児童・母子(父子)福祉の充実

①生活の支援

- ・ひとり親家庭に対して、仕事や育児、各種支援制度などの情報提供の場や育児の悩みなどを相談しあえるコミュニケーションの場を支援します。また、各種制度の周知を図るため、広報活動に努めます。
- ・生活の安定と健康保持のため、ひとり親家庭に対し、医療費の助成を行うとともに、母子家庭においては児童扶養手当を給付し、ひとり親家庭の経済的安定を支援します。
- ・ハローワークなどの関係機関と連携し、ひとり親家庭の就労に必要な知識・技能の習得機会の提供を図り、就労を促進します。
- ・母子福祉活動の振興を図るため、竹田市母子寡婦福祉連合会と相互協力して、活動の拡大、加入者の増大に努めます。

②健全な育成環境の整備

- ・母親や父親が安心して働けるよう、保育の充実に努めるとともに放課後児童対策など、児童の健全な育成環境の整備を図ります。
- ・母親や父親の精神的不安を解消するために、民生・児童委員や関係機関との連携強化を図りながら、相談・指導の充実を図ります。

5.保健・医療・福祉、教育の連携

①母子保健・医療の充実

- ・妊婦、乳幼児の健康の保持増進に向けてその基本となる健康診査と事後指導などの母子保健事業を充実します。
- ・体力づくり・健康づくりのため、児童のスポーツやレクリエーションの振興に地域ぐるみで努めていきます。

- ・ 妊婦(両親)学級などの実施による出産前の支援を推進します。
- ・ 就学前の乳幼児にかかった医療費を助成する「乳幼児医療費助成事業」をこれからも実施していきます。
- ・ 健全な母性、父性を育むために、思春期の性教育に努めます。



3歳児健診

②多面的な子育て相談・指導機能の充実

- ・ 保健・福祉・教育と医療との連携による子育て支援体制の充実に努めます。
- ・ 地域社会の連帯感の希薄化、核家族化などを背景とする母子を取り巻く環境の変化に起因した育児不安を解消するため、育児相談窓口、各種教室の充実に努めるとともに、家庭における子育てを支援するため、地域で子育てネットワークづくりを推進します。

3-6 地域福祉活動の強化

(1) 現況と課題

- ・人口の減少や少子高齢化、核家族化の進行、職住の分離、コミュニティでの人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がいのある人、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。行政や民間企業による福祉の充実のもとより、ボランティア活動や民間の非営利組織体（NPO※）による自主組織など地域住民相互の日常的なつながりを大切にした地域福祉の充実が今課題となっています。
- ・本市では、現在ボランティア団体による地域福祉活動が行われており、地区単位での見守り活動も実施されています。このようなボランティアのすそ野を拡大するため、社会福祉協議会では情報誌の発行や相談・登録、入門講座の実施、連絡会議や推進協議会による交流・連携などの事業に取り組んでいます。また、小中学校では、ボランティア協力校として一人暮らし高齢者との交流や福祉施設の訪問などを実施し、福祉への認識と理解に努めています。
- ・また、ハード事業として高齢者や障がいのある人に配慮した公共施設のバリアフリー※化などにも取り組んできており今後も安全・安心な住みよいまちづくりの観点から計画的な整備を進めていく必要があります。
- ・地域福祉の拠点施設である市総合社会福祉センターを中心として各地域の福祉拠点との情報の共有、連携に努めるとともに、施設の有効活用が求められています。

※NPO：（non profit organization）特定非営利活動法人。利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動活動団体。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除くこと。階段に代わるスロープをつけるなど。

(2) 基本方針

既存のボランティア活動や地区単位の見守り活動を拡充し、思いやりの心でともに助け合い、地域で安心して暮らせるあたたかいまちづくりを進めます。

また、地域福祉拠点施設の整備を行い、ハード・ソフトの両面から地域福祉を支援します。

(3) 施策の体系

地域福祉活動の強化

1. 社会福祉協議会の機能強化

①社会福祉協議会の機能強化

2. 地域福祉拠点の整備

①地域福祉拠点の整備
②人にやさしいまちづくりの推進

3. 福祉ボランティアの育成

①福祉の文化の育成
②ボランティア活動の活性化

4. 地域福祉推進体制の確立と地域ケアネットワークの形成

①地域福祉推進体制の確立と地域ケアネットワークの形成

(4) 主要施策の概要

1. 社会福祉協議会の機能強化

① 社会福祉協議会の機能強化

- ・ 地域福祉活動の中心的組織である竹田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の活動や組織強化に向け支援を行います。

2. 地域福祉拠点の整備

① 地域福祉拠点の整備

- ・ 地域総合相談支援センター及び在宅介護支援センター、障がい者生活支援センターと事業の推進を図ります。

② 人にやさしいまちづくりの推進

- ・ 公共施設のバリアフリー※化を推進することで、公益施設への波及を促します。
新設するものについては、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン※の導入を促進します。

3. 福祉ボランティアの育成

① 福祉の文化の育成

- ・ 広報活動、学校教育や社会教育、ボランティア活動、イベントなどあらゆる学習・体験機会を通じて、「福祉の文化(心)」を育てます。



餅つき(白丹保育所)



南山荘訪問(竹田保育所)

②ボランティア活動の活性化

- ・ 竹田市ボランティア連絡協議会などの関係団体と連携を図り、ボランティア団体の育成と積極的な活動に向けた気運の醸成に努めます。
- ・ ボランティアの育成・調整機能の強化に努めるとともに、情報交換・交流・連携の機会の拡大を図り、ボランティアを活性化します。



歳末助け合いチャリティーショー

4. 地域福祉推進体制の確立と地域ケアネットワークの形成

①地域福祉推進体制の確立と地域ケアネットワークの形成

- ・ 知的障がい者や認知症高齢者などが適正に福祉サービスを利用できるよう、地域福祉権利擁護事業を促進します。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障がいを取り除くこと。階段に代わるスロープをつけるなど。

※ユニバーサルデザイン：全ての人のためのデザイン(構想、計画、設計)。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

3-7 健康づくりの推進

(1) 現況と課題

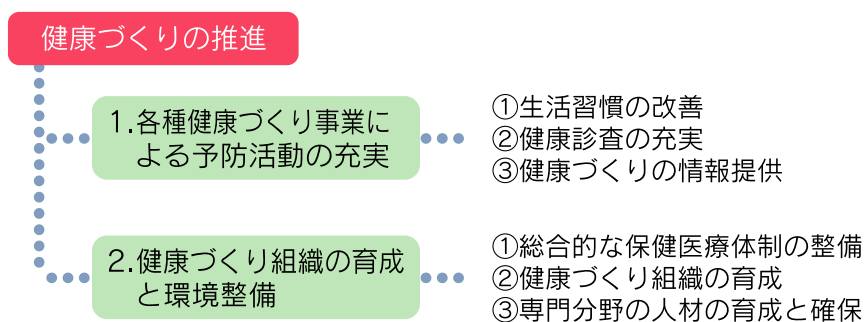
- ・ 健やかで心豊かな生活を送ることは、市民全ての願いです。保健・医療分野においては、医療機関における治療だけでなく、生活習慣から引き起こされる多くの生活習慣病を予防する視点から栄養、運動、心の健康等生涯を通じた総合的な健康づくりの推進が求められています。
- ・ 本市では、老人保健福祉計画に基づいて健康診査、健康教育などの老人保健事業を推進してきましたが、増加している生活習慣病予防対策を一層強化し、具体的な取り組みが求められています。
- ・ 市民が主体的に取り組む健康づくりの組織として保健推進員・愛育班活動がありこれらの組織の拡大と活動の活性化が必要です。
- ・ 国では、2010年を目標に壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を掲げる国民健康づくり運動「健康日本21※」を提唱しています。本市においても、母子保健・学校保健・老人保健等の各分野や、個人、家庭、地域、学校、職場、行政など関係機関が連携を図りながら、「健康日本21※」の目標値に向け、継続して健康づくりを推進することが求められます。

※健康日本21：健康寿命の延伸や生活習慣病の予防などを目的に、厚生労働省が2000年に開始した、健康づくり運動のこと。

(2) 基本方針

市民が自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、保健・医療・福祉の一体的かつ地域密着の協力体制を整備します。

(3) 施策の体系





健康教室

(4) 主要施策の概要

1. 各種健康づくり事業による予防活動の充実

① 生活習慣の改善

- ・「健康日本21^{*}」における生活改善の9項目について、目標値を設定し、具体的に生活改善を推進するとともに、食育の普及、啓発に努めます。

② 健康診査の充実

- ・生活習慣病の早期発見のため、疾病予防対策の基本といえる各種健康診査の内容の充実や受診機会の拡大に努めます。
- ・健康診査結果のデータベース^{*}の活用、個別健康教育の充実など、一人ひとりの住民に応じたきめ細かな保健事業の推進を図ります。

③ 健康づくりの情報提供

- ・市民が自分の健康は自分で守る意識を持ち、実践できるようあらゆる機会に健康情報の提供を行います。

2. 健康づくり組織の育成と環境整備

① 総合的な保健医療体制の整備

- ・多様化、高度化する住民ニーズに対応し、住民が安心して健康管理や治療を行うことができるよう、行政と医師会等関係機関との連携及び情報ネットワーク化の推進に努めます。
- ・健康日本21^{*}の理念に基づき、年代別の具体的指標の設定など、ライフスタイルに応じた健康づくりの推進を図ります。
- ・健康づくり事業を総合的に実施するため、健康問題の分析など、OAを用いた健康管理システムの確立に努めます。
- ・感染症や健康危機管理に関する啓発活動や予防対策に努めます。
- ・誰でも自由に利用でき、希望すれば医療機関と連携したインストラクターなどから専門的なアドバイスが得られるとともに、要介護とならないように、健康づくりとリラクゼーション^{*}ができる健康づくりの総合的な施設

整備を地元の医療・福祉施設と連携を取りながら検討します。



住民健康診断

②健康づくり組織の育成

- ・これまで地域で健康づくりに貢献してきた健康づくり組織の活動に対してさらに支援を強化するとともに、市民のニーズの多い新たな組織やボランティアの育成に努めます。
- ・保健推進員、食生活改善推進員、愛育班などの健康づくり組織の拡大・育成強化を図ります。
- ・地域社会の健康づくりネットワークの構築等、効果的かつ地域に密着した健康づくりの推進体制を確立します。
- ・市民の自発的な健康づくり活動については、保健・福祉分野と生涯学習・生涯スポーツ分野が連携し、健康づくり講座や、健康づくりイベントの充実を図るとともに、広報・情報提供の充実により、参加を促進します。



男性料理教室(荻地域)

③専門分野の人材の育成と確保

- ・保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士など、専門分野の人材の計画的な確保と資質の向上に努めます。
- ・本市の健康づくり事業について検討するため、健康づくり推進協議会の活動を強化します。

※健康日本21：健康寿命の延伸や生活習慣病の予防などを目的に、厚生労働省が2000年に開始した、健康づくり運動のこと。

※データベース：系統的に整理・管理された情報の集まり。特にコンピューターで、さまざまな情報検索に高速に対応できるように大量のデータを統一的に管理したファイル。また、そのファイルを管理するシステム。

※リラクゼーション：休養。息抜き。気晴らし。また、心身の緊張緩和を図る技法。

第4章 自然の恵みを活かし結び合うまちづくり

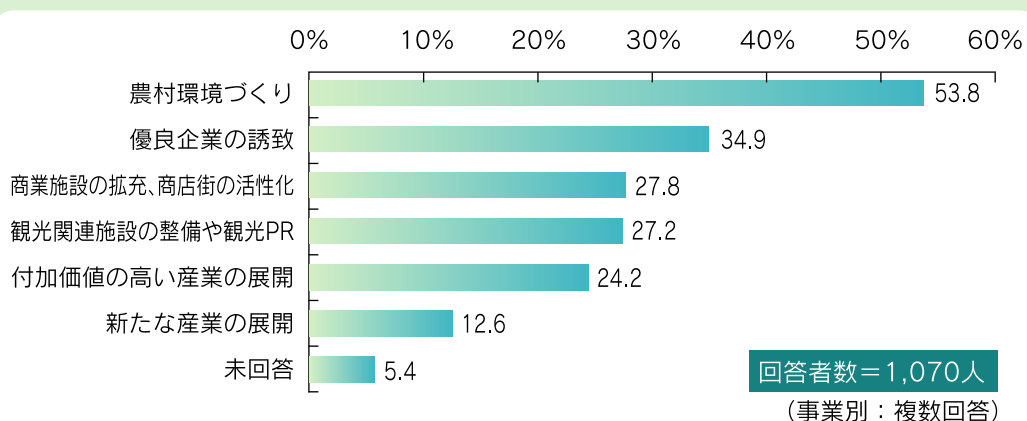
4-1 農林・畜産業の振興

(1) 現況と課題

- ・本市の農業は、農業生産基盤の整備によって生産品目の多様化と生産性の向上を同時に進め、従来からの米、トマト、カボス、キャベツなどに加え、イチゴやねぎ、ピオーネといった作物の振興も図ってきました。その中でもトマトについては、農業産出額が九州の市町村でベストテンに入るなど大きな成果を収めています。また、県下最大の肉用牛生産地域である本市は、久住飯田広域農業開発によって整備された改良草地の豊かな草資源や広大な野草地(放牧地)を有効利用して畜産振興を推進してきました。
- ・しかしながら、国際競争の激化など農業をめぐる生産環境の変化や農業者の高齢化と担い手の不足が顕在化しており、次の時代における農業のあるべき姿が見えにくくなっているのが現状です。
- ・このような状況を打破し、農業が本市の基幹産業として存立するためには、農業生産の効率化や組織化等によって、高付加価値を実現することが必要とされています。
- ・また、農業集落等の活性化によって、地域社会や地域文化などの担い手育成、さらには、関連産業の活性化を促進して、地域産業全体に効果を波及させていく必要があります。このため、既に取り組んでいるグリーンツーリズム※を継続発展させることにより、交流人口の拡大を目指すなど、観光との連携を図っていく必要があります。

「産業・経済」において重点的に取り組むべき事業として最も回答が多かったのが、「農村環境づくり」で回答者の約5割が回答している。

▼重点施策意向(産業・経済)



（2）基本方針

平成19年度から事業導入が予定されている「米・麦・大豆の新所得補填金制度」にみられる国の担い手集中政策に対応するため、認定農業者や農業生産法人など農業の担い手への農地の集積や流動化の促進、施設園芸の経営規模の拡大などが容易にできる農業基盤の整備を実施します。また、恵まれた草地を有効に活用した畜産振興を図ります。さらに、アンテナショップ*や直販所を利用し、顔の見える安全・安心な農産物を観光客へ提供することによる農家所得の向上を目指します。

農業者の高齢化や農家の減少に対応するため、農作業の受委託や農地の集積、集落営農を推進し、効率的な生産システムの確立を図ります。

※アンテナショップ：新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。

（3）施策の体系

農林・畜産業の振興

- 1. 農産物の生産振興
 - ①生産基盤の整備
 - ②魅力ある農業の振興
 - ③高品質・良食味米の生産拡大
- 2. 新規就農者の確保・育成と農業起業者の育成
 - ①農業の担い手の確保
 - ②女性・高齢者の活動への支援
- 3. 農産物加工所、直売所の整備と流通体制の整備
 - ①農産物加工所、直売所の整備
 - ②新規流通ルートの確保
- 4. 畜産の振興
 - ①畜産の振興
 - ②畜産環境の整備
 - ③安全性の確保
- 5. 農村環境の整備・保全
 - ①農村環境の整備・保全
 - ②農村・田園景観の保全
- 6. 特用林産物の振興
 - ①特用林産物の振興
- 7. 産業振興に資する道路整備
 - ①農道の整備
 - ②林道・作業道の整備
- 8. 森林の公益的機能の維持と多面的活用
 - ①森林の公益的機能の維持
 - ②森林の多面的活用
- 9. 施設園芸の振興
 - ①施設野菜・果物の振興
 - ②花卉の振興
- 10. 研究機関・観光産業との連携
 - ①バイオ技術の導入
 - ②観光産業との連携、特産品の開発
- 11. 経営感覚に優れた経営体の育成
 - ①生産体制の整備
 - ②農業経営基盤の強化
 - ③低コスト生産体制の確立

(4) 主要施策の概要

1. 農産物の生産振興

① 生産基盤の整備

- ・ 農地の荒廃を防止し、農村基盤の再生に努めます。
- ・ 経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農免農道整備事業などの県営事業を始め、各種補助事業を活用し、ほ場、用排水路、農道、林道等の農業生産基盤を整備し、高収益性農業の確立を目指します。
- ・ 集落営農の推進による土地利用型農業を展開するとともに、基盤整備を実施することにより、担い手の確保や後継者対策を図ります。
- ・ 大野川上流地区国営かんがい排水事業で整備した用水施設を利用し、高冷地の特性を活かした施設野菜、果樹の振興を図ります。



経営体育成基盤整備事業(古園地区)

② 魅力ある農業の振興

- ・ トマトやイチゴをはじめとする野菜や果物、花きの施設品目は、災害に強く、高度な生産能力・管理能力のある耐候型ハウスの整備を進め、周年出荷体制を確立し、安定した産地の形成を目指します。
- ・ 果樹については、省力化機械の導入や貯蔵施設、園内道等の整備に対して支援を行い、生産の強化を図ります。また、プラム等の新規品目の推進にも取り組みます。
- ・ 工芸作物では、たばこやサフラン等の振興による経営の安定を図ります。
- ・ 畜産では、低コスト化、省力化、共同化を推進するための施設整備や機械導入を進め、経営の効率化を目指します。また、肥育技術の向上を図り、高品質化による銘柄確立に取り組みます。
- ・ 有機・減農薬作物の生産を奨励するとともに農業用廃プラスチック回収の促進など、環境にやさしい農業の振興を図ります。
- ・ 農業・農村のもつ多面的機能への期待に応え、農業と観光の結びつきを促進するため、グリーンツーリズム*や観光農園*、市民農園*など「農」を核とした農村と都市、生産者と消費者の交流の場づくりと交流活動を推進します。



トマトハウス



かぼす選果

③高品質、良食味米の生産拡大

- ・米については、良食味米産地として確立するため、施設整備等の支援をしながら、減農薬米などの消費者の安全・安心なニーズに応えることができる、より付加価値の高い米生産を推進し、水田農業の活性化を図ります。

2.新規就農者の確保・育成と農業起業者の育成

①農業の担い手の確保

- ・担い手不足解消のため集落営農の組織化・法人化を図り、農家の経営の安定化を目指します。また、直接支払い制度を活用した中山間地域の活性化に取り組めます。
- ・新規就農者や団塊の世代の退職者に向けて就農についての情報提供ができる体制整備を図り、農業後継者や新規就農者の確保に努めます。また、就農等に関する相談窓口を関係機関と連携し設置に努めるとともに、農地の斡旋、技術指導など就農環境の整備を図ります。



竹田地域担い手育成総合支援協議会

②女性・高齢者の活動への支援

- ・ 農業の貴重な担い手である女性や高齢者が持っている経験を活かした農業生産や組織化を支援していきます。
- ・ 高齢者農業の支援体制として高齢者が無理なく作業を行えるような品目を選定するなど、高齢者が参加できる地域営農システム*の構築に努めます。
- ・ 農業経営者の配偶者及び後継者の配偶者を新たな経営者とし、経営に一層の活力を与えるために農業経営者との家族経営協定*の支援に努めます。

3. 農産物加工所、直売所の整備と流通体制の整備

①農産物加工所、直売所の整備

- ・ 計画的な出荷・物流の確立を図り、アンテナショップ*などによる消費動向調査を行い、販路の開拓を検討します。
- ・ 農産品の市外販売ルートへの出荷拡大を目指し、市場だけではなく直売所に出荷することで消費者層の拡大と農家所得の向上を図ることのできる体制を整えます。
- ・ 竹田ブランドのもと、消費者ニーズにあった生産対応と多品目が安定出荷できるよう各生産組織の連携を密にしていきます。
- ・ 地元産牛肉を直売所で販売する体制づくりを検討します。
- ・ 観光客向けの農産物等直売所の設置をニーズや採算性を考慮しながら検討します。



道の駅竹田いちご農園



農産物直売所「とまとちゃん」

②新規流通ルートの確保

- ・ 既存の農産加工品の生産・販売の拡大を図るとともに、新しい特産品の開発を進めます。そのために、農産物加工施設の設置や改修を図るとともに、インターネット*の活用など、販売体制の強化に努めます。
- ・ 産地直送や実需者との相対契約取引の導入による流通システムの多面化を図ります。
- ・ 観光イベントなどとの連携により、消費者との農業交流を推進します。
- ・ 地産地消を推進するためには、安定した生産と品質保証や宅配体制の確立などが必要であることから、関係機関による推進体制の整備を行います。また、地産地消を推進していく上で、市民の意識改革は不可欠であり、生産団体など関係機関と協働により意識改革を進めます。

- ・学校給食や保健、医療、福祉施設などへの供給体制を整え、地元食材の使用促進に努めます。
- ・本市には多くの観光施設が立地しており、増加傾向にある観光客に対応できる食材の供給体制の確立を図り、観光施設での消費拡大を推進します。

4.畜産の振興

①畜産の振興

- ・各種補助事業を実施し、畜産基地の拡大を図ります。
- ・畜産農家の子牛に要する管理労力を軽減し、経営規模拡大を図るためキャトルステーション*の効率的運用を促進します。
- ・経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するために、経営体自らの取り組みを支援する観点に立って、地域や個々の実態に即した指導を推進します。
- ・草地の更新を進めます。

②畜産環境の整備

- ・農家の高齢化や減少により、草原の野焼きの継続が危惧されますが、野焼きボランティアの受け入れなどにより野焼きの継続を図ります。



久住の放牧牛

③安全性の確保

- ・放牧牛の脱柵対策として牧野の危険個所の修復を行うとともに施設賠償責任保険への加入を推進します。
- ・BSE*問題への対応など消費者へ国産牛肉の安全確保対策についての情報提供やPRを行い、国産牛肉の消費拡大を図ります。
- ・家畜の伝染病予防対策と悪臭対策に取り組めます。

5.農村環境の整備・保全

①農村環境の整備・保全

- ・ 集落道や農道、用排水路やため池などの整備や適正な維持・管理、周辺
の環境美化などに努め、快適で安全な農村環境の創造を図ります。
- ・ 中山間地域等直接支払制度による集落協定の締結で耕作放棄地の解消や
農地利用率の向上を目指すとともに共同利用機械等の共同取組活動を強
化して、集落営農システムの構築を図り中山間地域の農業の振興に努め
ます。
- ・ 適切な有害鳥獣対策を推進し、農産物の被害の防止を図ります。

②農村・田園景観の保全

- ・ 美しい高原や田園風景を本市の重要な地域資源として認識し、維持・保
全に努めます。

6.特用林産物の振興

①特用林産物の振興

- ・ 人工ほだ場・ハウス・散水施設等の設置、種駒の補助、簡易作業路整備
など椎茸生産向上に向けた支援の充実に努めます。
- ・ 椎茸の消費拡大を図るため、消費者に多様な製品を提供できるよう加工
品の開発や料理教室の開催を検討します。
- ・ 乾しいたけの生産・流通・販売を促進します。



人口ほだ場

7.産業振興に資する道路整備

①農道の整備

- ・農道については、現在施工中及び計画中の路線の整備促進を図ります。

②林道・作業道の整備

- ・林道・作業道の整備及び延長への支援を実施していきます。
- ・高性能作業機械の導入を促進し、林業生産の効率化・低コスト化を図ります。



林道網掛線



直入庄内区域農用地総合整備事業

8.森林の公益的機能の維持と多面的活用

①森林の公益的機能の維持

- ・緑化推進、小規模荒廃地復旧工事、治山施設災害復旧工事を実施し、国土の保全、水源のかん養、温暖化防止など公益的機能の維持に向けた取り組みを行います。
- ・また、こうした公益的な観点とともに林業の振興を目指し、除間伐に対する支援を行っていきます。
- ・森林浴など新たなニーズに対応できる美林の形成を推進します。
- ・水源のかん養、災害の防止、潤いのある景観の確保など、森林の公益的機能の保全を図ります。
- ・急傾斜面の危険箇所をチェックし周知するとともに、防災パトロールを行い、補強対策を進めます。

②森林の多面的活用

- ・林業後継者の育成に努めるとともに、地域林業の中心的役割を果たす組織として森林組合の強化を促進します。
- ・植栽・造林、間伐・枝打ち・下草刈りなどの計画的な保育と木材の生産を促進します。また、間伐材の製品化など木材資源の新たな活用方策を研究します。
- ・県や建築業者と連携して、地元木材の活用を促進するとともに、公共施設などへの木材利用を進めます。特に、公営住宅建設に際しては、木の温もりのある竹田独自のオリジナリティ豊かな定住促進に寄与できるよ

うな住宅の建設を検討します。

9.施設園芸の振興

①施設野菜・果物の振興

- ・ トマト栽培は、省力化ができるハウスを利用した籾殻耕栽培(養液栽培)などの新技術の導入により規模拡大を推進し、計画的な安定生産を目指します。
- ・ イチゴ栽培は、高設栽培*（養液栽培）などの新技術の導入による規模拡大を図ります。
- ・ 新技術の導入による省力化と共同作業・共同資材購入等による低コスト化を図ります。
- ・ 畜産農家との連携で完熟堆肥の利用促進を図り、土づくりによる有機栽培、減農薬、減化学肥料栽培を早期に確立し、安全・安心そして食味のある野菜を生産し、量販店や市場での有利販売を目指します。
- ・ 冷涼な気候を活かした高冷地露地野菜の生産振興を図ります。

②花卉の振興

- ・ 九州の中でも比較的高冷地という特性を活かして露地及び施設品目を組み合わせた特色ある産地の形成を図ります。
- ・ 新技術の導入や栽培の低コスト化、周年出荷体制の整備を進め、産地間競争・国際競争に耐え得る産地づくりを行い、経営感覚に優れた花き企業農家・産地リーダーの養成・育成に努めるとともに、花き振興と併せて生産農家の所得向上を目指します。
- ・ 露地品目については、ワレモコウ・リンドウ・テッポウユリなどの地域オリジナル品目の育成を推進します。
- ・ 施設品目については、生産出荷の安定と品質及び生産性向上のため養液土耕設備や地中冷房設備の導入を推進します。

10.研究機関・観光産業との連携

①バイオ技術の導入

- ・ 農業分野においても、バイオテクノロジー*などによる技術革新およびコンピューターを駆使した高度情報化が急速に進展しています。これらの技術の導入により次代にふさわしい先進的な農業生産及び農業経営を展開するため、国、県の試験研究、普及機関および施設との連携を密にし、指導を得ながら、バイオテクノロジー*など先端技術の研修習得とその導入に努めます。

②観光産業との連携、特産品の開発

- ・年間400万人を超える観光客に安全・安心な農産物を供給するため、各地域の農産物直売所などへの出荷体制の強化を図るとともに、観光施設への食材の提供にも努めます。さらに各地域の特性を活かした独自産品や加工品の開発を目指した取り組みを進めます。



久住さやか

11.経営感覚に優れた経営体の育成

①生産体制の整備

- ・大豆や飼料作物等の土地利用型作物の作付けを地域又は集団で推進し、農作業の受委託や機械の共同利用等を行う、地域営農システム※を構築します。
- ・中核農家・農業後継者を中心とした作業受委託体制の整備を進めるとともに、地域農業の担い手への農地の集積を図り、優良農地の確保と有効利用を促進します。
- ・共同経営の実施と計画的な作付を推進し、周年出荷できる品目の導入と出荷量、品質の確保を図ります。
- ・顔の見える産品を生産するため、エコファーマー※を中心に有機農業、環境保全型農業を推進します。



水耕小ねぎ

②農業経営基盤の強化

- ・ 農業経営の発展を図るため、地域の条件に応じた経営の大規模化、法人化を推進します。
- ・ 認定農業者を中心とする中核農家を本市農業の担い手として、優良農地の集積を重点的に支援するとともに、企業的経営感覚に優れた農業経営体の育成を図ります。

③低コスト生産体制の確立

- ・ 地域の特性にあった営農システムを確立し、集落の将来像を明らかにするビジョン※を描きます。
- ・ 地域内の合意を基本に、担い手と高齢者・兼業農家等との連携による土地・資本・労力・知恵を最大限に活用する地域営農システム※の構築を図ります。
- ・ 担い手を中心となり農作業を受託し、生産力の維持を図り、農地の集積や集落営農を推進し、効率的な生産システムの構築に努めます。

※グリーンツーリズム：都市住民が農山村において、農作業体験や自然を舞台としたスポーツなどを通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※観光農園：果実やイチゴのもぎとりなど、レクリエーションのため客に開放する農園。

※市民農園：サラリーマンなど都市の住民がレクリエーション目的などで、小面積の農地を利用して自家用野菜や花を栽培するための農園のこと。

※地域営農システム：地域内で条件の違う様々な農家が相互に協力し、地域全体で持続的な農業生産をしていこうとする仕組み。

※家族経営協定：家族経営をする農家で、家族それぞれの役割や権利について、法的効力のある文章としたもの。

※アンテナショップ：新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

※キャトルステーション：子牛の共同育成施設及び肥育施設のこと。規格のそろった肥育素牛を生産するとともに、育成から肥育へスムーズに移行させ、肥育期間の短縮化を図ろうというもの。

※BSE：未だ十分に解明されていない伝達因子(病気を伝えるもの)と関係する動物の病気の一つで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を引き起こす遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病のこと。

※高設栽培：イチゴを人の肘の高さ程度の棚に植え付ける方式で、楽な姿勢での作業が可能となり省力化を図る。

※バイオテクノロジー：生物を工学的見地から研究し、応用する技術。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をさす。

※エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（1999 年制定）に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う。

※ビジョン：将来の見通し。未来像。

4-2 内水面漁業の振興

(1) 現況と課題

- ・本市は、大野川や大分川の支川である稲葉川や芹川を中心に、多くの河川に恵まれています。また、ダムは、芹川ダムと長湯ダムの2つがあり、稲葉ダムは現在工事中、玉来ダムは調査中です。
- ・中でも芹川ダムは、九州で数少ないワカサギの生息地であり、アウトドアのメッカとしてワカサギ漁が行われています。ワカサギは、芹川ダムの完成が近づいた昭和31年ごろ試験的に卵を放流したところ順調に成育し、旧直入町の一村一品になるほどに定着しました。しかし近年、ダムに外来種のブラックバスが増殖し、ワカサギの卵や稚魚を食べたり、水質の汚染で生息数が減少しています。
- ・今後、芹川ダムにおいては、水質の保全・維持に努めながらブラックバスの駆除も視野に入れつつ、ワカサギの卵を放流するなどの資源保護を進めるとともに、本市の特産品の一つとして内外に情報発信する必要があります。
- ・また、芹川ダムのみならず、長湯ダムや建設中・調査中のダムについても河川ダムの漁場としての管理、漁獲量の確保、流通体系の整備等々、内水面漁業が産業として確立できる環境条件を整備することが課題です。

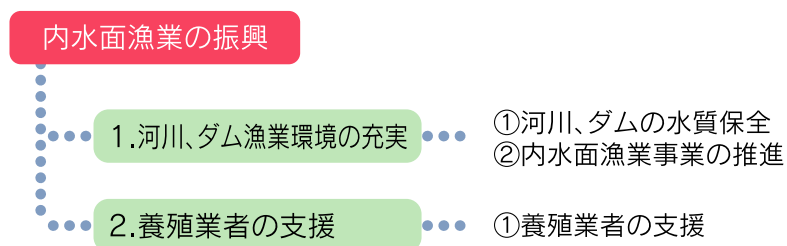


芹川ダム

(2) 基本方針

芹川ダムにおけるワカサギ漁の活性化をはじめ、内水面漁業が産業として確立できる環境条件の整備を進めます。また、観光振興との連携を図ります。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1.河川、ダム漁業環境の充実

①河川、ダムの水質保全

- ・河川、ダムの水質保全、水資源の有効利用を促進します。
- ・自然の生態系の保護と漁業環境の整備に努めます。

②内水面漁業事業の推進

- ・大分川漁協との連携を図り、水産資源の保護に努めます。
- ・稚魚等放流事業の推進を図ります。
- ・自然の生態系の保護と漁業環境の整備に努めます。

2.養殖業者の支援

①養殖業者の支援

- ・養殖業者の支援を図り、観光産業との連携強化に努めます。

4-3 商業の振興

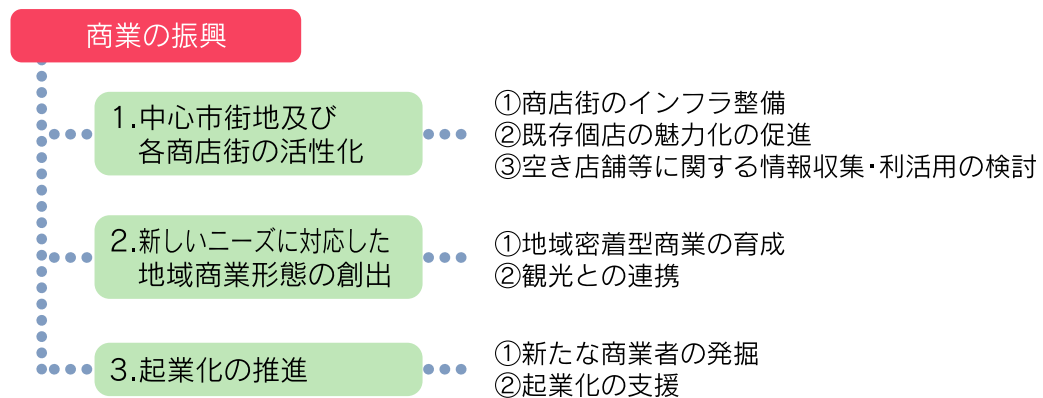
(1) 現況と課題

- ・本市の各地域の商店街は、食料品や日用生活用品の販売が主体です。いずれの地域の商店街も規模が小さく後継者不足に悩んでおり、空き店舗も目立っています。商業統計による商店数と年間商品販売額、従業者数の推移では、いずれも減少傾向にあります。
- ・消費者ニーズが個性化・多様化するとともに、道路交通網の発達、マイカー利用の拡大と近隣都市への大型小売店の進出に伴い、最寄品を含め市外へと購買力が流出しています。
- ・一方では遠方へ買い物に出かけることの難しい高齢者には、身近な商店が不可欠な存在と言えます。
- ・このような多様なニーズに応えるには、既存の商店街の魅力の向上により大型小売店とのすみわけを図っていくことが課題となっています。
- ・本市の主な観光施設周辺では、商業と観光との連携による土産品や飲食などの観光消費の拡大が期待されます。

(2) 基本方針

既存商店街の個店の魅力向上により、中心市街地及び各商店街の活性化を図ります。また、多様化する消費者ニーズに対応した新たな商業の推進や新規事業者の支援を行います。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 中心市街地及び各商店街の活性化

① 商店街のインフラ整備*

- ・中心市街地及び各商店街において、公民協働によりまちづくりを総合的に検討する中で、消費者の利便性を高めるための駐車場整備などをはじめとした商店街のインフラ整備*についても検討を行います。
- ・商店街のイメージアップを目的として、デザインの統一や一体感のある装飾などにより「まちの顔」となる個性的な商店街の形成を促進します。



商店街 竹田「むらさき草」前

②既存個店の魅力化の促進

- ・ 集客力の向上のためには、まずは個々の商店の努力が必要です。商店の魅力向上の支援として、商工会議所などと連携し、高度化・情報化のための融資や個店指導の強化を図ります。
- ・ 県や商工会議所など関係機関と連携し、講習会や研修会の充実を図りながら、時代の変化に対応できる人材の育成確保に努めます。
- ・ 商店街を構成する店舗が一体となった取り組みにより、商店街の活性化を図ります。

③空き店舗等に関する情報収集・利活用の検討

- ・ 空き店舗に関する情報収集に努めるとともに、空き店舗の利活用の方法や制度を商工会議所や商工会・商店街振興組合などとともに検討します。

2.新しいニーズに対応した地域商業形態の創出

①地域密着型商業の育成

- ・ 商業イベントの実施やインターネット※などによる直販への取り組み、宅配サービスの実施、地元住民や観光客の交流の場となる共同店舗の設置などにより、多様化する消費者ニーズに対応するとともに地域に根ざした商店街を目指します。
- ・ 周辺環境に配慮した環境整備事業や地域特性を生かした共同事業の推進への取り組みを支援します。

②観光との連携

- ・ 市内の観光施設と商工会議所・商工会・商店街振興組合との連携を支援します。
- ・ 各地域の観光拠点と中心商店街をつないで観光客を中心市街地に呼び込む施策を商工会議所・商工会・商店街振興組合と連携して検討します。

3.起業化の推進

①新たな商業者の発掘

- ・積極的な情報発信により、商業への参入者を市内外から発掘します。

②起業化の支援

- ・飲食業やサービス業をはじめ、市内で新たに起業しようとする事業者への支援を推進します。

※インフラ整備：生産や生活の基盤を形成する構造物の整備。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

4-4 工業（製造業）の振興

（1）現況と課題

- ・全国的に工場・資本等の海外移転が進む中、優良企業の誘致は非常に困難な状況ではありますが、地域高規格道路「中九州横断道路」の早期着工・完成を要請するとともに、整備後の高速道路体系を見通した企業誘致、工場配置を進め、自然環境や生活環境と調和した産業活動を進めていく必要があります。
- ・また一方では、本市には長い歴史に培われた姫だるまなどの伝統工芸があり、これらの育成と保存を図らなければなりません。
- ・異種産業間の連携による産業振興も重要です。例として、全国的に知られる「三笠野」、「荒城の月」、「はら太餅」などの菓子製造業等においては、土産品として観光施策との連携を深め、より充実した情報の発信と観光消費の拡大に努めていく必要があります。また、長い試行錯誤の末ブランド化したトマトケチャップは農工商連携の産業振興の成功例の1つであり、今後も、地域資源を活かした新分野の研究・開発を積極的に進めていくことが求められます。
- ・循環型社会*の構築が求められる中で、工業分野においても新技術導入などによる競争力の強化を促進するとともに、地元木材使用の奨励や建設廃棄物のリサイクルの促進を図ることが求められています。

※循環型社会：廃棄物等の発生を抑制して、廃棄物等のうち有用な物を循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

（2）基本方針

既存企業の体質強化を図るとともに、地域資源を活かした異業種間連携による産業振興を図ります。また、本市の自然環境をはじめ地域条件に適合した優良企業の誘致に努めます。

（3）施策の体系

工業（製造業）の振興

1. 企業誘致と就労環境の整備

- ①優良企業の誘致推進
- ②既存企業の強化
- ③就労環境の整備

2. 起業化支援の充実

- ①異業種交流の促進
- ②起業化の促進

(4) 主要施策の概要

1. 企業誘致と就労環境の整備

① 優良企業の誘致推進

- ・ 地域の特性を生かした製造業のみならずソフト産業など多様な優良企業の誘致、起業化の推進に努め、若者などの定住を目指した雇用の確保に努めます。また、企業の用地確保のための支援も行っていきます。
- ・ 工業用水、下水、道路などの工業生産基盤を整備し、良好な生産活動の条件づくりに努めていきます。

② 既存企業の強化

- ・ 企業がこれまでの下請けや低次加工業あるいは受注生産型の体質から脱却し、特色ある技術を持ち、付加価値生産性の高い複合型の企業へ発展するよう、商工会議所等関係機関と連携し、技術開発費の援助、施設の近代化のための融資斡旋などを充実していきます。
- ・ 新技術導入などによる競争力強化の促進、地元木材使用の奨励、建設廃棄物のリサイクルの促進などにより、建設業の振興を図ります。
- ・ 消費の成熟化に対応し、情報発信の強化、販売ルートの開発、イベントとの連携による地場消費の拡大など、販売機能の強化・充実などを促進します。
- ・ ISO規格認証の取得支援や、環境対策の設備投資等への補助・融資制度を検討するなど、消費者や環境にやさしい企業づくりを支援します。
- ・ 1.5次産業*振興のため、生産団体の育成に努めます。

③ 就労環境の整備

- ・ 若年労働者の確保と活力向上を図り、企業にとっても魅力あるまちづくりを進めるため、文化、スポーツ、公園、保健・医療施設、娯楽施設、商業施設などの都市的機能の充実や快適な生活環境の整備を推進します。

2. 起業化支援の充実

① 異業種交流の促進

- ・ 本市の伝統工芸の保護、継承に努めていきます。また、観光客のニーズ等を勘案しながら、長い歴史の中で培われてきたものを再発掘し、特産品として商品化を推進し、観光客へのPRを図っていきます。
- ・ 観光と諸産業の連携を強化するとともに、観光を背景とした製造業・製造品の振興に努めます。

② 起業化の促進

- ・ 市、商工会議所、商工会、企業が連携し、県・広域圏と連携を図りながら、起業化を支援する体制を整備します。
- ・ 次世代の地域からの起業化に向けて、子どもの時から、地域の産業や手づくりの技術・文化などにふれる機会の充実を図ります。
- ・ 名水のまち「たけた」の水を商品化するため、企業の誘致や地場企業の育成に努めます。

*1.5次産業：食料品製造業、農産加工業。

4-5 観光の振興

(1) 現況と課題

- ・ 高速交通体系の整備や労働時間の短縮による自由時間の増大に伴い、観光需要は増加し、地域経済などへの観光が果たす役割が大きくなっています。
- ・ 観光の形態は、団体中心の観光から小グループ・家族中心の観光へ変わってきており、観光ニーズについても、本物志向、自然志向、文化志向と多様化・個性化しています。
- ・ 本市は、阿蘇くじゅう国立公園、祖母傾国定公園、神角寺芹川県立自然公園、祖母傾県立自然公園など豊かな自然環境を有する全国屈指の観光地となりました。これまでも、各地域で観光資源を積極的に活用し、地域産業の振興を目指した交流人口の拡充に努めてきました。
- ・ 豊かな自然環境に調和した観光施設の整備を行ってきた結果、本市の観光客数は、久住地域を中心に飛躍的に増加しています。
- ・ 今後とも、本市の観光資源が備える無限の可能性を引き出していくためには、自然景観や温泉、湧水、歴史、文化財などそれぞれの地域が持つ資源の新たな発掘や再評価を行うことによる一層の魅力的な観光地づくりが必要です。
- ・ 観光客が飛躍的に増加はしているものの、近隣の観光地に比べ、知名度の低さや観光客の消費額の少なさも気になります。今後とも独自のコンセプトに基づく魅力創出と農業や商業などとの連携も必要となります。
- ・ インターネット*やマスメディア*を通じた情報発信やイベントの強化を通じて、九州の観光地との連携を深め、周遊型観光ネットワークの構築も求められています。
- ・ これまで、各地域で独自に活動してきた観光協会や旅館組合などが協働し、市全体の観光振興に向けた取り組むを進めることが重要です。そのための基本方針を早急に定める必要があります。

(2) 基本方針

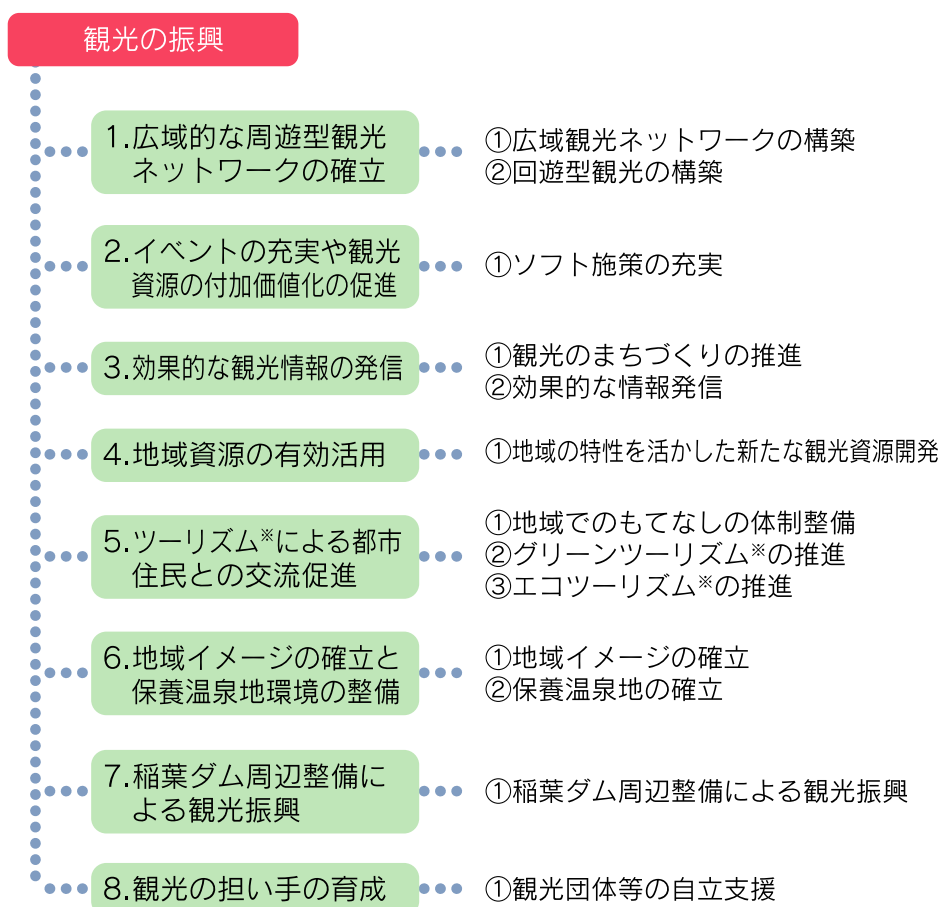
観光振興の基本的な指針となる観光振興計画を策定し、協働のうえに、各地域の特性を活かした個性的な観光地づくりを進めるとともに、農業や商業など他の産業と連携による一体的な取り組みを行い、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。また、地域の観光地を周遊できるネットワークの整備により、観光客の滞在時間の延長を目指します。

インターネット*、マスメディア*を通じた情報発信の強化と誘客体制の充実を図ります。さらに、「ぐるっとくじゅう周遊道路」の活用や地域高規格道路「中九州横断道路」の整備を視野に入れ、市域を超えた広域観光ネットワークを構築し、交流人口の増加、経済の活性化を目指します。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

※マスメディア：マスコミュニケーションの媒体となるもの。新聞・雑誌・ラジオ・テレビなど。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 広域的な周遊型観光ネットワークの確立

① 広域観光ネットワークの構築

- ・ 広域観光においては、道路網の整備が欠かせない要件であることから、地域高規格道路「中九州横断道路」の早期整備や国道442号の改良要望を積極的に行い、九州の中央部に位置する地理的優位性を最大限に活かした施策を検討します。
- ・ くじゅう連山を囲む本市、由布市、九重町、南小国町を周遊する「ぐるっとくじゅう周遊道路」を広域的観光道路と位置づけ、観光振興と地域活性化に向けた取り組みを強化します。
- ・ 阿蘇、湯布院、別府など周辺の観光地間、観光施設間の連携を図り、インターネット※や情報誌などを活用した広域的なネットワークの構築に向けた取り組みを行います。また、本市の観光関連機関や関連施設が一体となって広域的な観光情報の発信や観光キャンペーンに充実を図ります。
- ・ 通過交通の本市への誘導を図るため、周辺観光地に本市の観光パンフレットを配備するほか、観光案内板の設置も検討します。



ぐるっとくじゅう周遊道路(阿蘇くじゅう公園線)

② 回遊型観光の構築

- ・ 市内の各観光拠点を有機的に結び、回遊型観光モデルルートを設定して広く情報発信し、観光客の増大を目指します。このため、観光拠点間の周遊バスの運行などを検討します。
- ・ 観光案内板の統一化、観光案内所の広域化、ホームページによる情報提供など市内の各観光施設の統一的なPRなどに努め、回遊型観光の構築を図ります。

2. イベントの充実や観光資源の付加価値化の促進

① ソフト施策の充実

- ・ 戦略的な観光振興を進めるために、竹田市観光ツーリズム協会、竹田研究所、各観光協会や観光関連団体との連携を強化します。
- ・ 各地域の観光イベント等については、これまで観光振興を目的に行政主導で実施してきました。今後は、行政から民間あるいは地域主導へ取り組みを移行させるなど有効な方法を模索するとともに、単なるイベントに終わらせないように、産品や食文化などと一体的に捉え、行政と市民との協働による各地域の独自性が発揮できるイベントを検討します。



竹楽(十六羅漢)

3. 効果的な観光情報の発信

① 観光のまちづくりの推進

- ・ ラムサール条約※に登録された坊ガツル湿原などに代表される自然や景観が本市最大の地域資源であることを認識し、観光のまちづくりの基本を環境保全と位置づけ、乱開発の防止に努めるとともに、自然公園法を遵守し、この地域資源を大切に守りつつ、最大限に活用します。
- ・ 景観に配慮し無秩序な観光案内板の設置を防止するために、看板の統一したデザインや設置に際してのルールづくりを進めます。また、観光資源の魅力を引き出すための諸施策を検討します。



坊ガツル

②効果的な情報発信

- ・各地域からの情報提供、PR活動を一体的に行えるよう情報の一元管理体制を整備します。
- ・観光案内所の充実による観光PRや主要交差点などにおける集合看板の設置を進めます。
- ・ホームページを活用して、本市の魅力をPRするとともに、観光客のニーズに合わせた観光情報の発信に努めます。

4.地域資源の有効活用

①地域の特性を活かした新たな観光資源開発

- ・本市の観光振興を一体的に進めるための指針とするために、竹田市観光振興計画を策定します。
- ・当該振興計画の理念に基づき、地域の特色を活かした観光振興事業の実施と岡城趾など観光地の活性化に努めます。
- ・各観光施設が持っている特色を活かしながら新たな観光資源の開発を、観光協会などと協働により検討します。
- ・史跡や文化財についてのイラストマップの作成やツアーの開発などによる資源の活用を検討します。
- ・農山村交流施設などを利用した体験プログラムの開発を行い、体験型観光の推進を検討します。



おんせん市場



小津留湧水

5.ツーリズム※による都市住民との交流促進

①地域でのもてなしの体制整備

- ・地域住民一人ひとりがもてなしの心を持ち、観光客が「また来たい」と思う観光地づくりを目指します。
- ・各施設の接客マナーの向上、サービス内容の充実を図り、観光地としての質のレベルアップを目指します。そのために、観光協会などと協働して接遇研修会などの開催に努めます。

②グリーンツーリズム※の推進

- ・農山村交流施設での農業体験を目玉としたグリーンツーリズム※を構築し、生徒、学生や都市住民の受入れを検討します。また、従来から民間レベルで実施している農家民泊や商家民泊についても、積極的なPRに努めます。

③エコツーリズム※の推進

- ・自然環境や歴史・文化を楽しみながら、それらの保全に責任を持つエコツーリズム※を推進します。



里山ワークキャンプ

6.地域イメージの確立と保養温泉地環境の整備**①地域イメージの確立**

- ・恵まれた豊かな自然環境に感謝するとともに、未来永劫の観光資源として保全することを基本とし、「自然の恵みを活かし自然と共生する」を竹田市のイメージとして確立します。
- ・本市は、竹田湧水群をはじめ、老野湧水や小津留湧水、白水の滝の湧水など数多くの名水に恵まれ、連日市内外からの水汲み客で賑わっています。自然と共生する観光地竹田のイメージの確立を図るとともに、「名水」を強力な観光資源として保全とPRに努めます。



白水の滝



泉水湧水

②保養温泉地の確立

- ・湯治場として栄えた長湯温泉を新しく保養温泉地として再確認し、温泉客の受入れに努めます。また、市内の各地域に点在する温泉施設を有機的に結び、温泉地としての竹田を広くPRします。



長湯温泉「御前湯」

7.稲葉ダム周辺整備による観光振興

①稲葉ダム周辺整備による観光振興

- ・稲葉ダムとその周辺整備計画については、ダム周辺整備計画に基づき、地元、県と協議しながら進め、地域の活性化を図ります。
- ・その他のダムについてもダム周辺環境整備を行い、ダムの観光資源化を図るとともにダム地域の生産基盤の充実を図ります。

8.観光の担い手の育成

①観光団体等の自立支援

- ・ツーリズム※の概念を浸透させ、農業・商業・観光が総合的に機能するように既存の団体等への自立のための支援を強化します。
- ・各地域の観光協会の連携を強化するとともに、統合に向けての合意形成に努めます。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

※ラムサール条約：正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年に採択、1975年に発効し、日本は1980年に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としている。

※ツーリズム：多様な地域資源を対象にした「交流」「体験」「滞在」を核にした観光。

※グリーンツーリズム：都市住民が農山村において、農作業体験や自然を舞台としたスポーツなどを通じて、人・自然・文化との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光。

4-6 就労環境の整備

(1) 現況と課題

- ・近年、少子高齢化による労働力の減少や安い労働力を背景とした製造業の海外移転、外国資本の進出の急速な進行、長引く不況の影響による失業問題、フリーター*の増加など、雇用問題は社会的に重要な課題となっています。
- ・本市においても、雇用拡大、産業振興は市民の関心も高く、現在誘致された企業の更なる振興とともに新たな優良企業の誘致が求められています。今後、現在の若者が求める企業や水資源等の地域資源を活用できる企業をはじめ、中核都市としての機能と将来的な高速体系を踏まえた企業誘致に力を入れる必要があります。
- ・本市の経済発展のためには、産業における安定した生産体制や付加価値づくり、市場拡大や流通ルートの確保などによる生産活動の活性化が求められます。また、ハローワークなどと連携しながら、高齢者や障がいのある人など社会的に弱い立場にある人を含め、勤労意欲のある市民が適切な就労の場を得られるよう支援していかなければなりません。また、市内の事業者が求める人材を採用できるようにすることも大切です。
- ・一方で、就労環境の整備も必要であり、勤労者が、安心して快適に働き続けられる環境づくりに努めることも大切です。国の制度としては、週休2日制や週40時間労働制、有給休暇制度、産休・育休制度などがあり、企業も独自にフレックス制*の導入や健康診断の実施、保養施設の設置、各種手当の支給など福利厚生制度を実施しています。これらの制度を形骸化させずに実施するよう働きかけなければなりません。また、本市の基幹産業である農業は、天候や作業時期に左右されることから、こうした福利厚生制度は整備が不十分です。国や事業者の各種福利厚生制度の充実を要請していくとともに農家や自営業者の就労環境の改善に努める必要があります。

※フリーター：正社員以外の非正規雇用形態（アルバイト、パートタイマー、人材派遣など）で生計を立てている人をいう。

※フレックス制：自由な時間に出・退社し、所定の時間数を勤務する制度。コアタイムを設ける場合もある。1987年の労働基準法改正で法制化された。

(2) 基本方針

若者の定住促進に資する安定した雇用の確保と、高齢者、女性、障がいのある人などあらゆる勤労者対策の充実に努めます。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 雇用・勤労者対策

①雇用の安定化

- ・時代の潮流を踏まえながら、地域ごとの特性を生かした起業化を促進し、就業機会の拡大を目指します。
- ・シルバー人材センターなどの組織の育成、強化を図り、高齢者の就業機会の拡充に努めます。
- ・U・I・Jターン※や新規起業の推進にむけて、情報提供・相談・指導体制の整備に努めます。
- ・ハローワークなどと連携し、年齢や経験・能力に応じた就業機会が確保されるように努めます。そのために、IT技術など多様な職業訓練機会の確保に努めます。

②雇用対策と定住施策の連携

- ・多人数が就業できる企業や地域資源を生かした企業の誘致活動に併せて、住環境整備、道路整備、情報基盤整備を促進し、雇用と定住の一体的な推進を図ります。
- ・農業共済制度の充実や家族経営協定※の締結の促進、営農組合の組織化、営農支援センターの研修施設の充実などにより、農業者の就業条件の向上を図ります。
- ・国・県や事業所に対し、各種福利厚生制度の充実を要請します。

③企業誘致活用の推進

- ・雇用拡大、産業振興、若年者定住の施策として優良企業や若年者が求める企業の誘致活動に力を入れていきます。
- ・本市の地域資源を活用した新しい産業の誘致、創出に努めていきます。また、そのための研究開発費や施設整備費への助成、技術者の招へい等を検討していくとともに、製品の宣伝や販売活動を支援していきます。
- ・誘致条件の整備にむけて、計画的な用地の確保や基盤整備に必要な財源等について補助事業や優良企業の活用を含めて検討します。

※Uターン：都市等に就学、就職していた人がふるさとに就職すること。

※Iターン：都市等出身者が地方圏に就職、転職すること。

※Jターン：都市等に就学、就職していた人がふるさとの近くの都市に就職すること。

※家族経営協定：家族経営をする農家で、家族それぞれの役割や権利について、法的効力のある文章としたもの。

第5章 公民協働によるふれあう地域づくり

5-1 地域経営の推進

(1) 現況と課題

- ・全国的な傾向と同様に、本市においても行政需要が増大・多様化する一方で、長引く景気の低迷や国の地方交付税削減の動きなど、地方財政をとりまく環境は厳しさを増しています。
このような高度化・多様化する行政需要に弾力的かつ的確に対応していくためには、民間活力の導入を図るとともに、各種事業や事務の見直しを行いながら緊急度・優先度・投資効果を整理し、最少の経費で最大の効果をあげる地方分権時代にふさわしい都市経営を推進することが必要です。
- ・また、既存の慣例や制度にとらわれることなく、新たな視点から柔軟に現在の組織機構の見直しによる職員の適正配置を図り、将来を展望した総合的・広域的な行政運営に努め、なお一層市民に親しまれ、信頼される組織機構づくりを推進していく必要があります。加えて、地方分権時代に対応できる人材を育成するため、職員の政策形成能力や創造的能力等を高める研修の充実を図りつつ、職員のやる気・技術を高める手法を模索し、導入していくことが求められます。
- ・さらに、情報処理技術、通信技術の発達に伴い、行政分野における電算システムの充実が求められています。窓口における事務処理の迅速化とサービスの向上、情報のデータベース*化の促進などをはじめ、本庁及び総合支所や社会教育施設等の出先機関とのオンラインネットワーク*化を推進していく必要があります。
- ・本市の財政状況は、歳入面において、貴重な財源である地方交付税の大幅な削減がなされており、歳出面では、これまでどおり道路や産業の振興等のインフラ整備*の他に少子高齢化に対する施策や権限移譲に伴う新たな行政需要も加わり、それに必要な経費も増加することが予想されます。このような状況の下、自ら徹底した行財政改革を推進し経費支出の効率化に徹する一方で、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、地域の政策課題に積極的に対応することが重要と言えます。
- ・交通網の整備や高度情報化の進展などを背景に、市民の日常生活や経済活動はますます広域化するものと予想されることから、周辺市町村や国・県との一層の連携強化を図り、より広い視点から一体的なまちづくりを進めていく必要があります。現在、大分県、宮崎県、熊本県の9市町村が加盟する九州どまんなか観光協議会や竹田観光文化振興協議会などがあり、観光分野での連携事業を推進していますので、このような取り組みは拡充していくことが求められます。
- ・一方で、本市の均衡ある発展のために、各地域が連携しながらよりよいまちづくりを進めていかなければなりません。

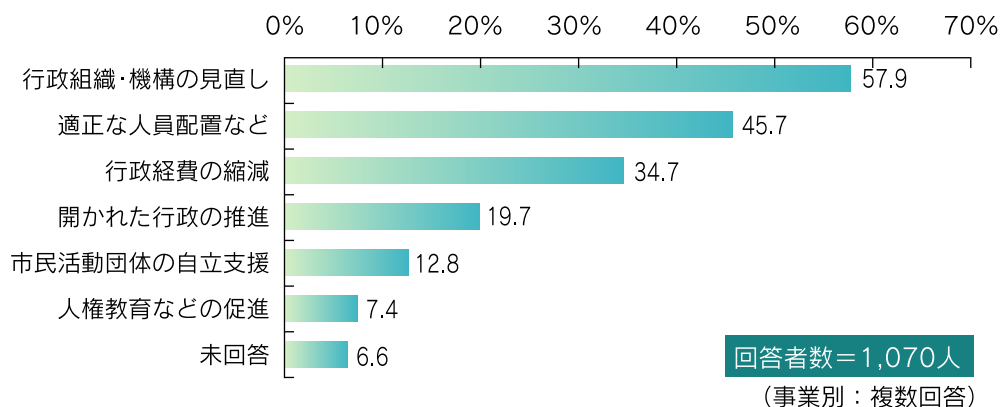
※データベース：系統的に整理・管理された情報の集まり。特にコンピューターで、さまざまな情報検索に高速に対応できるように大量のデータを統一的に管理したファイル。また、そのファイルを管理するシステム。

※オンラインネットワーク：コンピューターの本体ないしはセンター・マシーンに対して、遠隔地に設置されている端末機などが、通信回線によって結合されていること。

※インフラ整備：生産や生活の基盤を形成する構造物の整備。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。

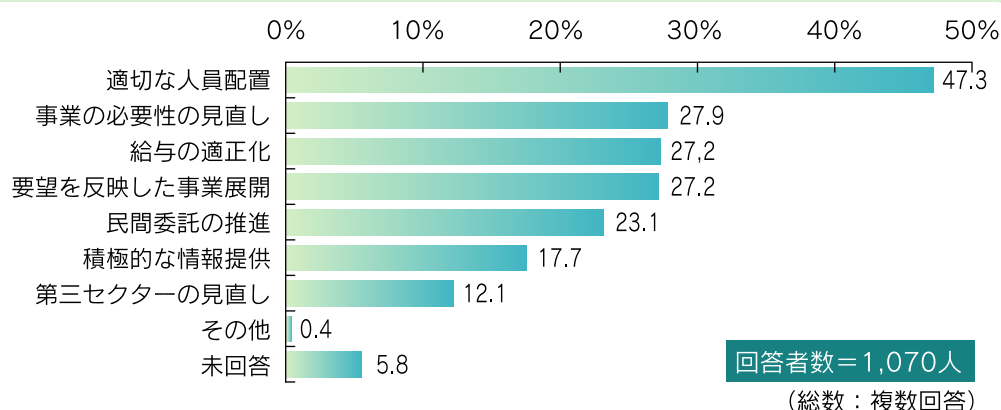
「行政と市民との協働によるまちづくり」を進めるために重点的に取り組むべき事業は、「行政組織・機構の見直し」が高い割合を占めている。

▼重点施策意向（参加・協働）



地方分権が進む中、行政改革において重点的に取り組むべきことは、「適正な人員配置」が高い割合を占めている。

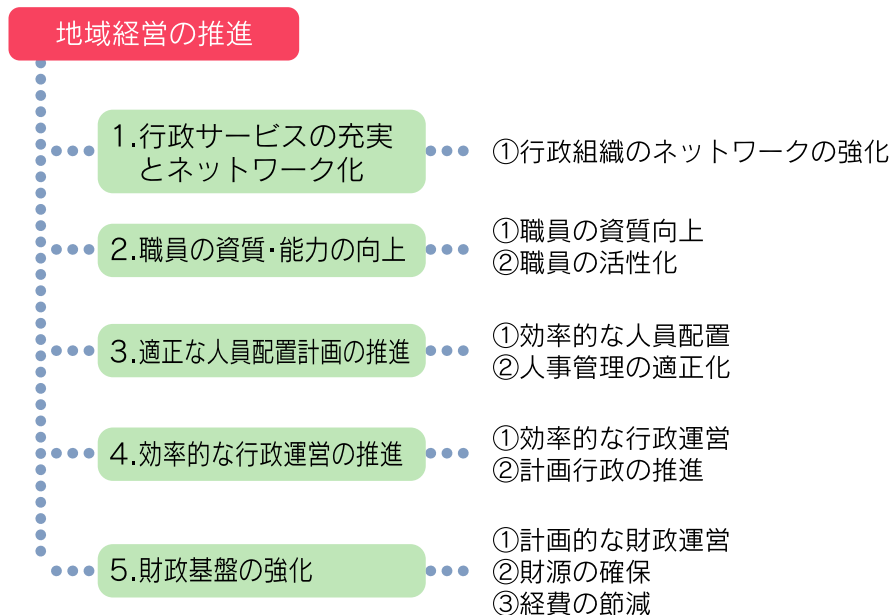
▼協働のまちづくり体制（行政改革方針）



（２）基本方針

行政改革の推進を推し進め、厳しい財政事情に反して増大する行政需要に対応できるよう、効果的・効率的な体制づくりを強化し、長期的な発展を目指します。

(3) 施策の体系

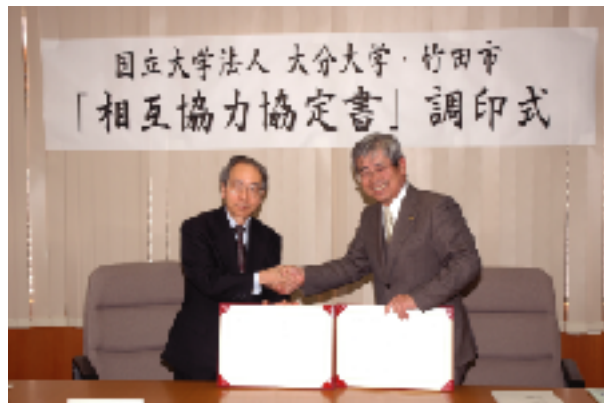


(4) 主要施策の概要

1. 行政サービスの充実とネットワーク化

① 行政組織のネットワークの強化

- ・ 高度化・多様化する行政ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、重要な行政課題や主要施策を従来の組織の枠組みを超えて多面的・総合的に検討するプロジェクトチーム・ワーキングチームを設定するなど、縦割り型行政システムを補完する弾力的な組織機構を積極的に活用していきます。
- ・ 様々な分野での地域課題の解決と相互の発展のため、産学官の連携に努めます。
- ・ 市内LAN*の整備、社会教育施設等の出先機関とのオンラインネットワーク*化の検討、総合情報システムの整備などを推進します。また、情報システムやネットワークを活用し、各種申請事務手続きの簡素化、迅速化、広域化を進めるなど市民の立場に立った行政サービスの向上を図ります。
- ・ 情報通信への信頼性や安全性を確保するため、データへのアクセス制限、無線系、衛星系システムの対応など、万全なセキュリティ対策を講じます。



大分大学・竹田市相互協力協定調印

2. 職員の資質・能力の向上

① 職員の資質向上

- ・ 地方分権社会に対応するため、職員ひとり一人の政策形成能力、説明責任能力、実践能力などが求められます。このため、職員の研修を積極的に行い職員の自己啓発のための各種研修機会の拡充を図り、資質の向上に努めます。



職員研修

② 職員の活性化

- ・ 適材適所の人材配置に努めるとともに、職員能力を発揮しやすい体制づくりに努めます。
- ・ 職員の幅広い視野や政策形成能力、専門的知識や技能の習得を図るため、研修機関への派遣や研修プログラムの多様化に努めます。
- ・ 今後、住民参加のまちづくりが進むことが予想されることから、職員のコーディネート能力を高めるとともに、職員の地域活動への積極的な参加を促進します。

3. 適正な人員配置計画の推進

① 効率的な人員配置

- ・ 行政運営の増大、多様化、高度化に迅速に対応するため、課や係等の組織機構の見直しや統廃合などを行うとともに、職員の適正な配置を行い、行政需要に柔軟に対応できる組織づくりに努めます。

② 人事管理の適正化

- ・ 長期的視野に立った定員管理計画を推進し、人員管理の適正化に努めます。

4.効率的な行財政運営の推進

①効率的な行政運営

- ・口座振替制度や、文書管理システムの導入など、行政情報化を推進し、事務の効率化を図ります。グループウェア*の活用や、電子決裁、テレビ会議の導入などについても研究を進め、行政事務の効率化と住民サービスの向上を図ります。
- ・事務事業の整理・合理化に努め、PFI*などの手法も研究しながら、民間委託等を検討します。
- ・行政事務の効率化、迅速化を図るため、各種申請事務手続きなどの見直しを図ります。
- ・各個別の事業について最適な事業方法の選択や、事業効果の薄れた事業の見直し（スクラップ・アンド・ビルド*）、事業間の連携強化による事業の相乗効果の追求、類似事業・重複事業の整理などにより、事業効果を高めます。
- ・公共施設の計画的な建設・維持・更新を行うとともに、需要の変動に対応した転用、施設の複合利用など、効率的な管理・運営に努めます。
- ・学校の統廃合や民間企業の撤退に伴い、大規模な公共施設や民間施設が空くことが想定されます。それらの施設や跡地などの管理や利用方法については、検討委員会などを設置し、効率的な利活用のための検討を行います。
- ・市民生活にとって必要不可欠な消防・救急業務やごみ処理については、多様化する住民ニーズに対応しつつ、効率的運用が図れるよう、広域連携を検討します。



竹田市福祉施設「はくすい」(旧宮砥小学校)

②計画行政の推進

- ・計画的な事業の執行管理体制を整備し、事業効果・効率の評価に向けて数値目標の達成度を点検するなど、「計画（プラン）・実行（ドゥー）・点検（チェック）・改革改善（アクション）」の実行管理を行います。
- ・科学的な行政診断を実施して行政組織体制の課題把握に努めるとともに、その結果に応じて行財政改革大綱を改定し、行財政改革大綱の指針とします。行財政改革大綱は、明確な数値目標の導入のもと毎年進捗状況を点検し、結果を市民に公表します。

- ・全体庁議・課内会議の充実、政策研究の充実、各種計画づくりへの関係各課の協力と住民参画の機会の充実などを図ります。特に、技術的・専門的に横断的な連携が求められる事業についてはプロジェクトチームを編成し、多方面からの英知を結集し、事業を推進します。

5.財政基盤の強化

①計画的な財政運営

- ・中期財政計画の策定に当たっては、行財政改革大綱等を踏まえた堅実な取り組みのうえに、財政運営の指標として数値を設定し、自主的かつ計画的な財政構造の改善を図ります。
- ・中期財政計画の執行には、補助金等の整理合理化など市民の理解と協力を必要とすることから、市民に分りやすい財政事情の公表に努める。このため市の資産と負債を分りやすく示す貸借対照表(バランスシート)の導入に向けて調査、研究を進めます。
- ・厳しい財政事情を踏まえ、本総合計画の推進を基本に、事業の効果、優先度、他事業との整合性など総合的な検討を行い、事業の重点化を図りながら効率的・効果的な財政運営の推進に努めます。
- ・限られた財源を十分に活用するため、新たな行政課題や市民のニーズの把握に努め、徹底した事務事業の見直しを行うとともに、実施に当たっては優先度と重点投資に配慮します。
- ・地方債の発行については、後年度の公債費負担を推測しながら起債計画の調整を行い、財政の弾力化を図りながら投資的経費の確保に努めます。なお、地方債協議制度の趣旨を踏まえ、実質公債費比率の動向に配慮した運営に努めます。

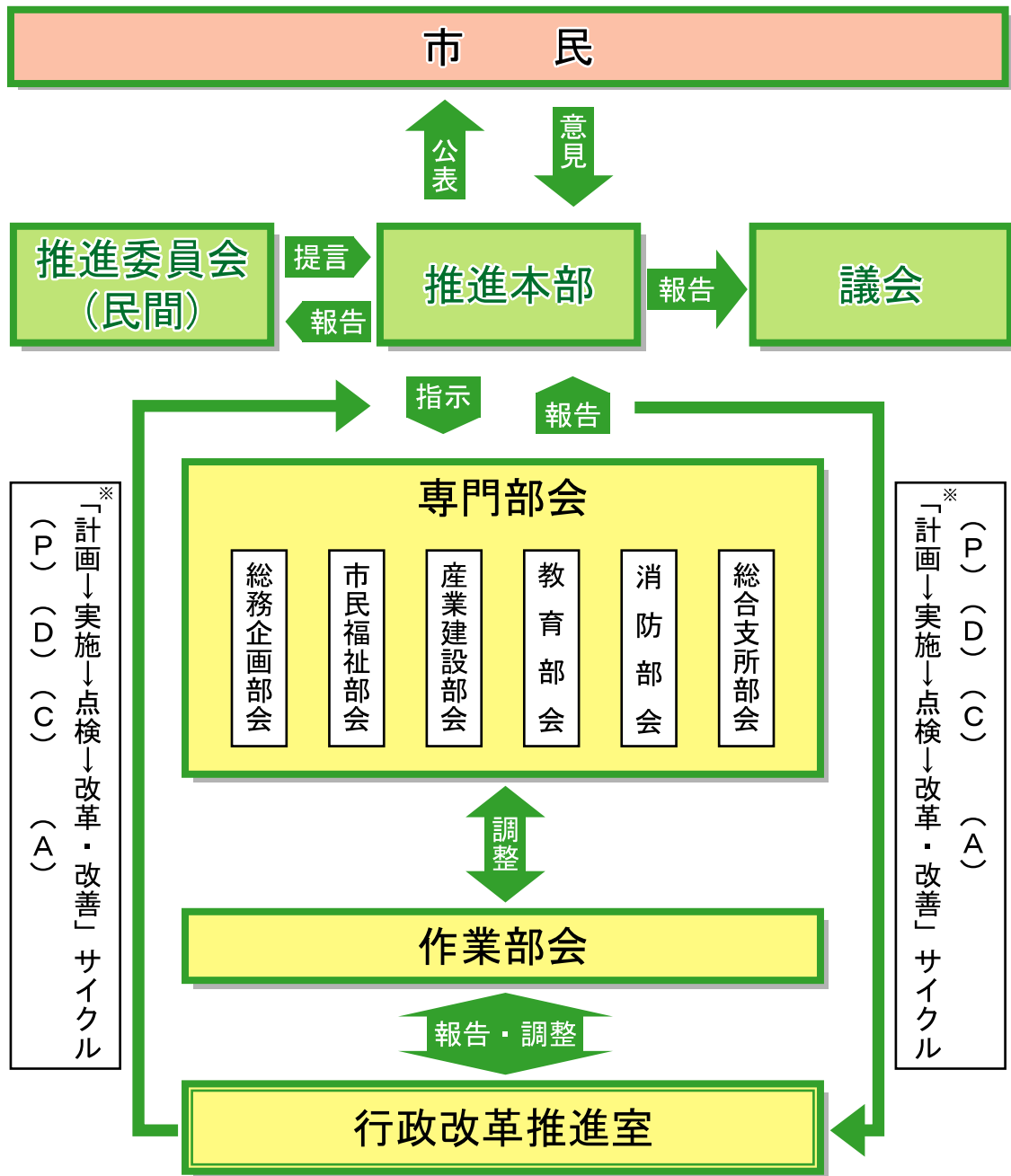
②財源の確保

- ・税制改正の動向、地方財政計画、経済情勢を勘案しつつ、課税客体の捕捉、徴収率の向上に努め、市税の安定的確保を目指します。
- ・申告・納税相談体制の充実、口座振替の活用、税金の使途のPR活動などにより納税意識の高揚と税収の確保に努めます。また、滞納整理の強化に努めます。
- ・使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から定期的な見直しを行います。
- ・公有財産の現状把握に努め、遊休公有財産については公売等適切な方法で積極的に処分を行い、歳入の確保に努めます。

③経費の節減

- ・毎年度の予算編成時において経費全般の見直しを行い、その節減合理化を進め、予算の厳正な執行を図ります。
- ・職員一人ひとりが各事業の目的・効果・課題を常に意識し、事業の見直しや事業改善に既成概念なしで取り組み、効率的な業務の執行に努めることにより、コスト意識・経営感の醸成を図ります。

▼行革推進体制図



※LAN：(local area network) 主として同一組織内で用いられる情報通信ネットワークのこと。

※オンラインネットワーク：コンピューターの本体ないしはセンター・マシンに対して、遠隔地に設置されている端末機などが、通信回線によって結合されていること。

※グループウェア：企業や組織内のLANを活用した情報共有のためのシステム。LANに接続されたコンピュータ（のユーザー）同士で情報の交換や共有ができるようになっており、業務の効率化を目指したもの。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものとして注目され、平成11年7月にPFI法が制定されている。

※スクラップ・アンド・ビルド：放置すれば肥大化する行政組織を極力抑制すると同時に、新規の需要に対応するために、機構を新設する場合には、既存の増大を防ごうとする方式。

※PDCAサイクル：(PDCA cycle/plan-do-check-act cycle)典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

5-2 協働のまちづくりの推進

(1) 現況と課題

- ・これまで行政に対して広く市民の理解を得るため、広報紙や防災無線、各種マスメディア*による情報の提供を行ってきました。さらに住民座談会、各種審議会、住民アンケート、各種モニター制度などを通じて広く市民の声を聞きながら市民の皆さんの意見が施策に反映されるよう努めてきました。また、自治会活動、消防団活動、生涯学習活動などを通じて、地域社会における連帯意識や役割意識の醸成を図ってきました。
- ・今後、効率的な行財政運営を進めるにあたり、市民の主体的な参加のもと、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることが不可欠です。市民の要望・意見を施策に反映するための幅広い広聴活動や情報公開の推進に努めるとともに、女性や若者など幅広い市民の参加機会の拡充など、市民と行政の協働による開かれた市政の実現が望まれています。
- ・一方、わが国では職業の多様化や生活圏の広域化、生活価値観や生活様式の多様化などにより、地域連帯意識が希薄になりつつあります。本市においても、地域福祉などをはじめとする様々な分野で地域の連帯がなければ解決の難しい課題が増えており、地域住民の世代を超えた主体的な相互扶助への期待が高まっています。本市では、現在各種ボランティア活動やコミュニティ活動、ふるさとづくり活動が行われており、これらの活動への期待は大きく、他地域の模範となる土壌を持っているとも言えます。
- ・今後は、市民の社会活動の参加やネットワークづくりを支援するとともに、福祉や環境、防災などの様々な分野で新しい担い手として期待されるボランティア団体や社会資本整備におけるPFI*等との連携・活用を推進し、民間の柔軟な発想や企画力などの導入を積極的に図っていく必要があります。そして、市民の創意工夫により、市民と行政それぞれの役割分担のもとに、個性的な地域活動を展開し、連帯意識の醸成につなげていくことが求められます。
- ・協働のまちづくり推進のために、各地域との情報の共有化は不可欠です。現在、市民の日常生活におけるインターネット*の利用や活用に格差が生じていると同時に、情報化の進展により、利便性が向上する反面、プライバシーの侵害など個人情報の保護が大きな社会問題となっています。利便性の向上とともに、情報化社会を取り巻く様々な問題への対応が今後一層求められます。

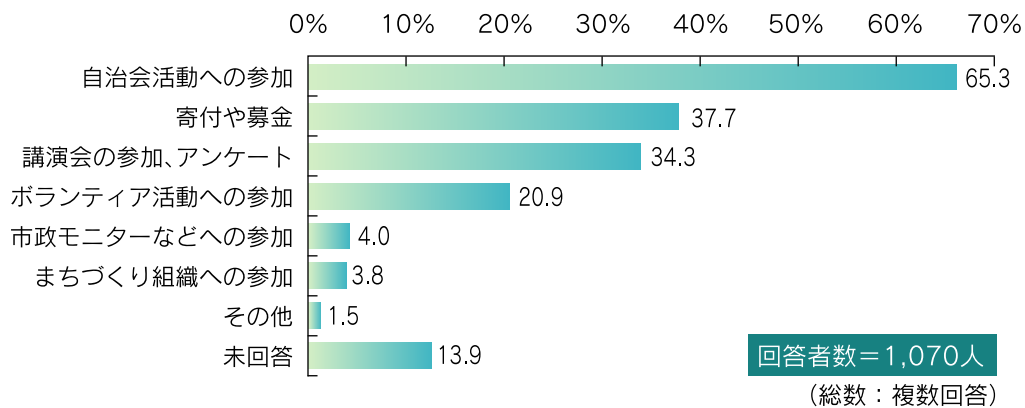
※マスメディア：マスコミュニケーションの媒体となるもの。新聞・雑誌・ラジオ・テレビなど。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものとして注目され、平成11年7月にPFI法が制定されている。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

現在参加しているまちづくり活動としては、「自治会活動への参加」の割合が最も多かった。

▼協働のまちづくり体制(参加状況)



(2) 基本方針

市民のニーズを市政へ反映するため、幅広い情報公開や広報公聴活動を推進します。また、地域活動によるまちづくり体制を確立し、市民の主体的な参加のもとに協働のまちづくりを進めます。

(3) 施策の体系

協働のまちづくりの推進

1.市民参加のまちづくりの推進

- ①市民参加のまちづくり
- ②情報ネットワークの構築
- ③情報公開の推進

2.地域コミュニティ活動の強化

- ①コミュニティの育成
- ②自治会の統合・再編成

(4) 主要施策の概要

1.市民参加のまちづくりの推進

①市民参加のまちづくり

- ・市民自らが、自分たちが生活している地域を見つめ直し、市民相互の合意に基づいた自主活動グループやまちづくりグループなどの結成を促進し、市民の自治意識の高揚を促進します。
- ・各種計画づくりや事業の実施にあたっては、計画段階から住民参加の取り組みを進め、住民の理解と協力を得ながら進めます。
- ・各地区に設置された地域審議会は、合併後の地域の声を市政に反映させていくための重要な審議会であり、委員の皆さんと協力しながら地域の活性化を目指します。

- ・高齢者や障がいのある人の在宅介護をはじめとした社会的課題をはじめ、環境、防災などの様々な分野におけるボランティア活動や民間の非営利組織体（NPO※）による諸活動については、その自主性や主体性を損なわないように配慮しつつ、行政との役割分担のもとに協働できるよう、活動に関する意識の啓発や環境づくりの支援を行うとともに、連携体制の充実を図ります。
- ・社会資本整備にあたっては、PFI※等の新しい手法の導入について検討を行うなど、民間の柔軟な発想や経営力・企画力等を活用していきます。
- ・市内各地域の情報交換・情報共有を推進し、広域的な事務事業の効率化に向けて研究・検討を進めます。



総合計画(案)に対する地域審議会答申



総合計画審議会

②情報ネットワークの構築

- ・行政と市民との間での情報共有や情報交換の手段として、インターネット※やケーブルテレビ※事業などの情報基盤整備を推進します。
- ・本市に関する広報誌やホームページなどの活用による情報発信により地域の魅力を高めるとともに、都市との交流をはじめ、観光や文化・スポーツなど様々な分野での連携を活発化し、個性的で活力ある交流社会の構築に努めます。

③情報公開の推進

- ・市民と行政との相互理解を深め信頼関係を築くために、きめ細やかな情報公開が必要です。このため、行政運営や政策決定過程・成果などについての情報公開に努めます。
- ・文書管理を徹底し、行政情報を積極的に公開します。
- ・広報誌、インターネット※、防災無線等を通じての広報の充実を図るとともに、マスメディア※等の様々な伝達手段を活用し、市内外に対してよりわかりやすい広報活動に取り組みます。
- ・日頃から各地域の市民の声が行政に反映されるよう、日常的な相談業務の充実や、各種懇談会等の実施に努めます。また、必要に応じてアンケート調査などにより多くの市民の意見を聴取し、施策に反映させます。

2.地域コミュニティ活動の強化

①コミュニティの育成

- ・本市には400余りの自治会が組織されており、コミュニティ形成のための基礎的組織となっています。この自治会組織を充実し、今後もコミュニティ活動の促進を図っていきます。また、既存自治会以外に新たに建設された社宅やアパート、分譲住宅などについては自治会としての組織化を進めつつ、既存自治会との積極的な交流を推進します。

②自治会の統合・再編成

- ・既存の自治会は、最低2戸から最大では2百数十戸まで構成する戸数に大きな差があります。特に戸数が少ない自治会では、高齢化の進展などによりコミュニティの存続が危ぶまれています。このような状況に対処するため、自治会の統合や再編に向けた取り組みを検討します。

※NPO：(non profit organization) 特定非営利活動法人。利潤を上げることが目的としない公共的な活動を行う市民活動活動団体。

※PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものとして注目され、平成11年7月にPFI法が制定されている。

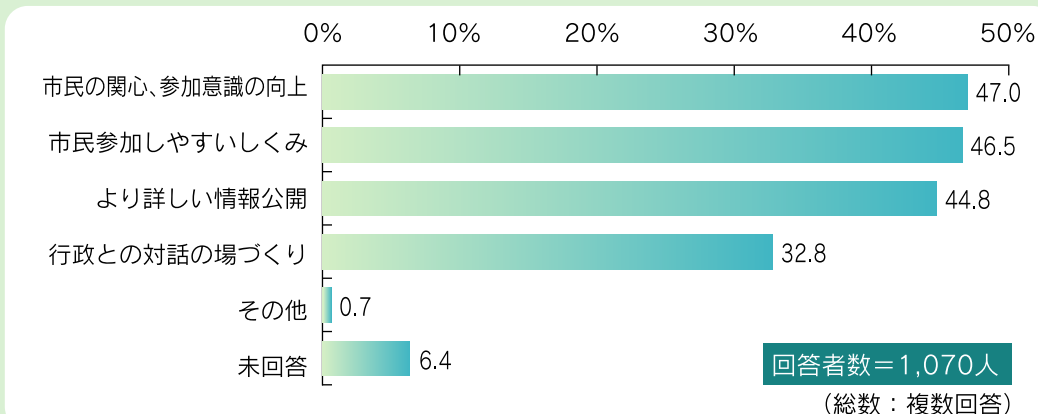
※ケーブルテレビ：アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話・インターネットにも用いられる。有線テレビ。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。

※マスメディア：マスコミュニケーションの媒体となるもの。新聞・雑誌・ラジオ・テレビなど。

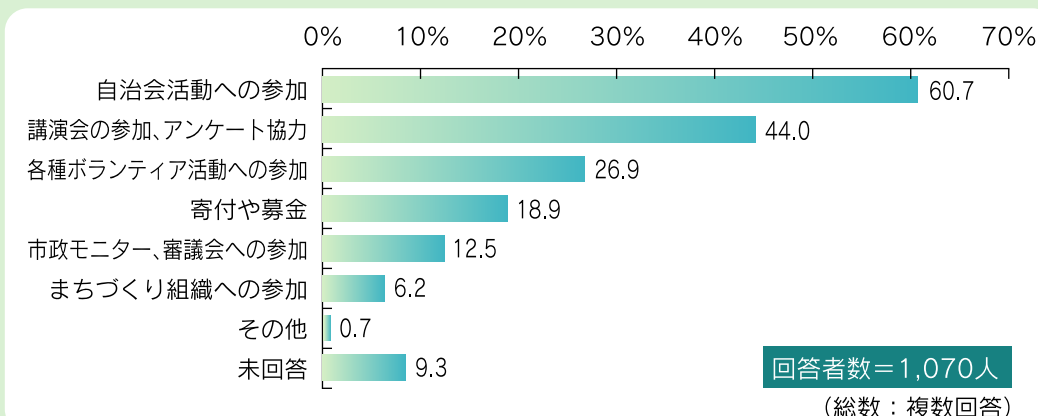
行政と市民が共同のまちづくりを進めるためには、「市民の関心、参加意識の向上」・「市民参加しやすいしくみ」が必要という回答の割合が高い。

▼協働のまちづくり体制(まちづくりのしくみ)



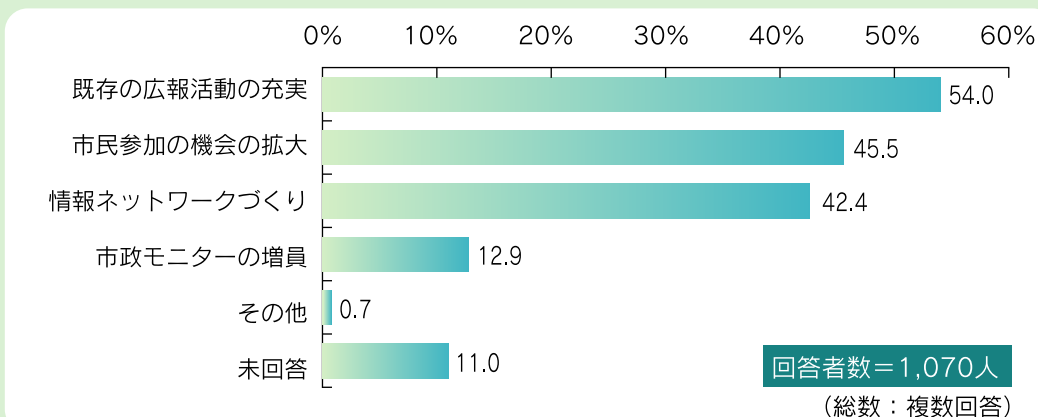
行政と市民協働のまちづくりを進めるために、参加協力できることとしては、自治会活動への参加が最も高い割合となっている。

▼協働のまちづくり体制(参加・協力)



情報の公開や共有化を進めるためには、「既存の広報活動の充実」が必要だという回答が最も多い。

▼協働のまちづくり体制(情報公開・共有化)



5-3 人権の尊重

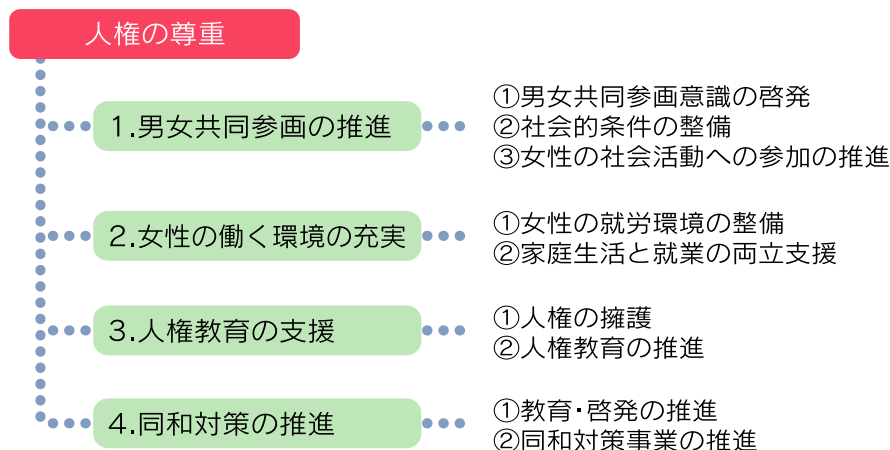
(1) 現況と課題

- ・男女共同参画に向けて、昭和60年に男女雇用機会均等法が制定されて以降、雇用の分野における男女の均等な機会や、待遇の確保などが進められてきました。その後、男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野にともに参画できる「男女共同参画社会」を目指して、平成11年には男女共同参画社会基本法の制定や、男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正による「ポジティブアクション(積極的改善措置)」の導入が位置づけられています。
- ・女性も男性も性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮できる社会の実現のためには、積極的な啓発・広報活動を推進するとともに、家庭や職場、地域など様々な場面において男女共同参画への条件整備を図る必要があります。さらに、男女が社会の対等のパートナーとして社会的責任を担い合い、互いを尊重し合いながら、男女を問わずみんなが主役の豊かな社会づくりを進めていく必要があります。
- ・現在、結婚後も働き続ける女性が増え、職場や学校、地域などあらゆる分野で女性の活躍する場が多くなってきています。しかし、いまだ社会全般に性別役割分担意識が根強く残っており、それが女性の多様な生き方の妨げにつながっています。
- ・本市では、学校教育や社会教育などを中心に、人権啓発推進協議会など市民の協力のもと啓発活動や人権教育を進めてきました。しかしながら、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、医療など様々な分野で差別や偏見は依然として存在しており、日常生活の中に潜在する心理的差別解消のための教育、啓発活動の充実を図り、差別のない平和で明るい市を実現することが求められています。

(2) 基本方針

市民一人ひとりがあらゆる場面でお互いに尊重しあい、個性を発揮できる人権尊重の社会の実現を目指します。

(3) 施策の体系



(4) 主要施策の概要

1. 男女共同参画の推進

① 男女共同参画意識の啓発

- ・ 男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や教育により、家庭・地域・職場での男女の固定的な役割分担意識の改革に努めます。
- ・ 男女がともに学習する場として、社会教育や生涯学習の内容を充実させ、男女共同参画に向けた意識づくりを進めます。
- ・ 男女共同参画推進計画の策定や男女共同参画条例制定を進めます。



竹田市女性団体連絡協議会結成大会

② 社会的条件の整備

- ・ 男女均等な雇用機会と待遇の改善に努めるとともに男女が共に社会活動が続けられるよう、出産・育児や高齢者介護への支援体制の充実を図ります。
- ・ 職場や地域での性的いやがらせ（セクシャルハラスメント）や家庭内暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）の防止に向けて、事業所などへの啓発を行うとともに相談体制の整備を図ります。
- ・ 農家の家族経営協定^{*}の締結を促進します。

③ 女性の社会活動への参加の推進

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、行政としての推進体制の充実を図るとともに、男女共同参画行政の指針となる男女共同参画推進計画を策定し、総合的な女性政策に取り組み、男女共同参画を積極的に推進します。
- ・ 各分野の委員会・審議会など、政策・方針決定の場へ女性の参画を促進し、積極的に女性の意見をまちづくりに反映させていきます。
- ・ ボランティア活動、リサイクル運動など社会活動へのより一層の取り組みを支援し、多数の女性の社会参加を促進します。

2.女性の働く環境の充実

①女性の就労環境の整備

- ・女性が働き続けることができるよう、育児休業制度、介護休業制度の普及促進を図るとともに、性的いやがらせ(セクシャルハラスメント)を防止するための研修会の支援や広報活動を進めます。
- ・職場における男女平等を確保し、不合理な慣行の是正を図るため、関係機関に働きかけていきます。
- ・女性にとって働きやすい環境づくりのため、関係機関と協力して労働講座の充実や啓発強化に努めます。

②家庭生活と就業の両立支援

- ・家庭生活と仕事の両立を図るため、保育サービスの充実(時間外、土曜休日保育)や育児休暇制度の定着、介護支援サービスの充実(介護の負担の軽減)などに努めます。
- ・家庭生活における男女の共同参画を進めるための啓発活動を行っていきます。
- ・児童クラブの育成や育児に関する学習・相談の機会の充実に努め、地域ぐるみの子育て環境を支援します。
- ・男性が子育てや介護等を行える環境づくりや学習の機会を設けます。

3.人権教育の支援

①人権の擁護

- ・市民一人ひとりに基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、生涯学習の視点に立ち、それぞれの発達段階に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育において相互の連携を図り人権教育・啓発の推進に努めます。
- ・子どもの権利が侵害されず、人権の主体として保障する立場からの具体的な取り組みを推進します。
- ・真に生きがいのある生活が保障されることを基本に、元気な高齢者の社会参加と地域活動が促進される社会を目指します。
- ・障がいのある人が家庭や地域での自立した生活を可能とする条件づくりを目指して、人権意識の啓発とともに生活環境の整備と就労の促進に努めます。
- ・外国人とのさまざまな交流の機会を通じて、異文化を認め合い、相互理解を深めていくことに努めます。
- ・医療をめぐる問題については、エイズ*、ハンセン病*等の患者・感染者やその家族が地域の中で偏見と差別の目にさらされないために、あらゆる世代に対し疾病に対する正しい知識と理解を持てるよう啓発活動を推進します。

②人権教育の推進

- ・あらゆる場において人権が尊重されるよう啓発活動を進め、関係機関と連携し、人権に関する情報提供や相談・権利擁護体制の充実に努めます。

- ・人権擁護委員など、指導者の養成と資質の向上に努めます。



荻地域人権講演会

4.同和対策の推進

①教育・啓発の推進

- ・人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい住みよい社会をつくるため、市民が取り組んでいる各種学習教室の充実を図ります。
- ・児童、生徒が同和問題をはじめとするあらゆる差別の不合理性に気づき、差別を自ら解決しようとする態度が育つよう、学校の教育活動全体を通じて人権教育の充実を図ります。
- ・市の広報紙やホームページを通じて、市民に対する啓発活動の充実に努めます。

②同和対策事業の推進

- ・国の同和対策審議会答申の基本精神や平成8年地対協意見具申※の趣旨を踏まえ、一般対策を有効かつ適正に活用し、事業推進を図ります。
- ・健康で文化的な生活を営むための生活基盤確立の根幹となる生活環境の改善に努めます。
- ・市民生活の向上と福祉の増進を図るため、福祉、保健、医療の連携のもとに、総合的、効果的な事業推進に努めます。
- ・生産基盤や近代化施設の整備などによる産業の振興に努めます。
- ・将来に希望もてる就労保障を推進するため、関係機関と連携を図り、就労条件の改善に努めます。

※家族経営協定：家族経営をする農家で、家族それぞれの役割や権利について、法的効力のある文章としたもの。

※エイズ：後天性免疫不全症候群。ヒトエイズウィルスの感染によりTリンパ球が破壊され、免疫機能が低下する病気。血液・精液などを經由して感染する。

※ハンセン病：癩菌によって起る慢性の感染症。癩腫型と類結核型の2病型がある。

※平成8年地対協意見具申：「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について、平成8年5月にまとめた地域改善対策協議会の意見具申。特別対策の終了が同和問題の早期解決を目指す取組の終了を意味するものではないことなど、今後の基本的な方向を示した。

5-4 ふれあい交流活動の充実

(1) 現況と課題

- ・本市は、国内外の姉妹都市との様々な交流をはじめ、国際性豊かな人材の育成や外国語教育の充実などに努めてきました。今後はさらにニーズが高まるアジア地域をはじめとする世界各地と経済、文化、スポーツ、観光等様々な分野において交流を促進するために、国際性豊かな人づくりを進めるとともに、世界に開かれた地域社会の形成に向けた取り組みが必要です。
- ・一方、国内の交流の面でも、道路交通網の整備により移動時間が大幅に短縮されたことなどにより、従来の近隣市町村交流から県域を越えた広域交流へと進展し、それぞれの目的に応じた効果的な交流連携事業が展開されています。今後は、こうした活動の一層の充実を図るとともに、自然や歴史文化などの特性や人的つながりを活かしながら、あらゆる機会を通じて国内各地域との交流と連携を広げていく必要があります。
- ・また、こうした広域的な交流を推進する上では、道路交通網の整備が非常に重要な要件になることから、中九州横断道路等の事業着手に向けた要請を行なうとともに、国や県をはじめとする関係機関との連携の強化を図っていく必要があります。

(2) 基本方針

県内外の広域的な交流と連携を深めるとともに、国内外の多くの地域と積極的に交流し、相互の利益に結びつく取り組みを推進します。また、交流の基盤となる道路網整備や情報ネットワークの充実を図り、世界に開かれた地域づくりを進めます。

(3) 施策の体系

ふれあい交流活動の充実

1. 地域間交流の充実

- ① 交流事業の推進
- ② 交流基盤の整備

2. 国際交流の充実

- ① 国際交流の促進

3. 国際化に対応した人・まちづくり

- ① 国際教育の推進
- ② 外国人にやさしいまちづくり

(4) 主要施策の概要

1. 地域間交流の充実

① 交流事業の推進

- ・ 姉妹都市、友好都市との連携・交流事業を拡大し、地域や学校、各種団体、グループ、あるいは家庭レベルでの交流を目指し、相互の利益に結びつく取り組みを行っていきます。
- ・ 九州中央地域連携推進協議会などをはじめとする、各種広域連携事業については、地域や県境を越えた連携と交流が効果的に行えるよう機能の充実を図ります。
- ・ 大都市圏の竹田市出身者との交流を充実させ、更なる交流の拡大につなげるとともにまちづくりに活用する取り組みを行ないます。
- ・ 既存の交流イベントの充実を図るとともに、スポーツ合宿や消費者グループ・団体と提携した農業の推進など、民間レベルの多様な交流の促進を図ります。



上浦地域と荻地域の交流



交流キャンプ(長湯ダムカヌー)

② 交流基盤の整備

- ・ 周辺市町村や大分地区、福岡都市圏などとの交流を活性化する基盤として、高速交通体系の整備を推進します。
- ・ インターネット※を活用した世界規模での交流促進のために、各地域の活動拠点での情報端末の整備や市民の誰もが利用できる体制づくりに努めます。

2. 国際交流の充実

① 国際交流の促進

- ・ 国際姉妹都市パラグアイ共和国サン・ロレンソ市、姉妹提携都市ドイツ連邦共和国バードクロチンゲン市及び友好都市バードナウハイム市、バーデンバーデン市とのさらなる交流を進めます。
- ・ 中学生の海外派遣事業の充実を図るとともに、この事業がその後のまちづくりに活かされる取り組みを推進します。
- ・ 国際交流の日になんだイベントなどを通じて、地域に住む外国人との交流を促進します。

- ・インターネット※を通じた国際交流を推進します。
- ・農業技術面や文化・スポーツ面などを中心に市民の国際貢献活動を促進します。



ドイツ交流

3.国際化に対応した人・まちづくり

①国際教育の推進

- ・国際的に活躍できる人材の育成を図るため、外国語指導助手（ALT）、国際交流員（CIR）の充実や社会教育での国際教育の推進を図ります。
- ・全国、世界へ向け、本市の自然や歴史文化などの特性や人的つながりを生かした情報の発信、収集に努めていきます。
- ・まちなみや施設整備にあたっては、個性と国際感覚あふれるまちづくりを進めていきます。

②外国人にやさしいまちづくり

- ・外国人が住みやすく訪れやすい環境整備にむけて、分かりやすい案内看板や標識の設置、パンフレットの作成、県などが育成する通訳ボランティアの活用などに努めます。

※インターネット：世界規模のコンピューター通信網のこと。